

土浦市次世代育成支援行動計画（後期計画）

つちうら新こどもプラン （後期計画）

～子どもを家庭と地域が支えるまち土浦～

平成22年3月

目 次

第1章 計画概要

1	計画策定の背景	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	3
	(1)推進委員会	3
	(2)実態・要望等の把握	3

第2章 子どもを取り巻く環境

1	人口等	5
	(1)人口の推移	5
	(2)世帯数の推移	7
	(3)自然動態	9
	(4)社会動態	11
	(5)地区別人口	12
2	結婚等・出産等	13
	(1)婚姻・離婚	13
	(2)未婚率	15
	(3)合計特殊出生率	16
3	就労状況	17
	(1)就業率	17
	(2)産業構造	18
4	人口推計	21
	(1)総人口の推計	21
	(2)児童人口の推計	23
5	乳幼児の健康	24
	(1)乳幼児健康診査	24
	(2)乳幼児歯科検査	25

6	保育・教育環境	33
	(1) 保育所(園)	27
	(2) 幼稚園	32
	(3) 放課後児童クラブ(学童保育)	33
	(4) 小・中学校等	34
7	子育て支援関連施設	36
8	保育関係サービスの評価	37

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	39
2	基本方針及び基本施策	41
3	施策体系	44

第4章 現状と課題及び今後の方策

●	基本方針1：地域における子育ての支援	47
	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	47
	(2) 保育サービスの充実	54
	(3) 児童の健全育成	57
●	基本方針2：母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	63
	(1) 子どもや母親の健康の確保	63
	(2) 「食育」の推進	66
	(3) 思春期保健対策の充実	70
	(4) 小児医療の充実	74
	(5) 不妊・出産に対する支援	77

●基本方針3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備—	78
(1)次代の親の育成	78
(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備・	81
(3)家庭や地域の教育力の向上	86
(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	89
●基本方針4：子育てを支援する生活環境の整備	91
(1)良好な居住環境の確保	91
(2)安心して外出できる環境の整備	93
●基本方針5：子ども等の安全の確保	97
(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	97
(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	99
(3)被害に遭った子どもの保護の推進	101
●基本方針6：職業生活と家庭生活との両立の推進	103
(1)仕事と生活の調和の推進	103
(2)就労支援・就労環境の改善	107
●基本方針7：支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進—	110
(1)児童虐待防止対策の充実	110
(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	114
(3)障害児施策の充実	116

第5章 計画の推進体制

1	連携体制の確立	119
	(1) 住民参画の促進	119
	(2) 地域との連携	119
	(3) 企業等との連携	119
	(4) 関係機関との連携	119
2	行動計画の進行管理	120
	(1) 進行管理体制	120
	(2) 計画の公表と意見聴取	121
	(3) 庁内体制の充実	121
3	保育サービス目標量	122

資料編

1	策定の経過	123
2	土浦市子育て支援総合計画推進委員会要綱	124
3	土浦市子育て支援総合計画推進委員会委員名簿	125

第1章

計画概要

1 計画策定の背景

わが国における急速な少子化への対策と、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つことのできる環境をつくるため、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が施行され、平成17年度から10年間の次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務づけられました。

この計画は5年をひとつの単位として、平成17年から平成21年度を前期行動計画、平成22年度から平成26年度を後期行動計画と位置づけています。

しかし、前期行動計画の初年度となる平成17年には、わが国の総人口が減少に転じる中、合計特殊出生率(15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、その年次の年齢別出生率を一人の女性にあてはめたと仮定したとき、その女性が一生の間に産む子どもの数)も1.26人と過去最低を更新しました。

こうしたことから、国は、平成19年度に『子どもと家族を応援する日本』重点戦略を示し、少子化の背景を「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造にあるとしたうえで、少子化対策を進めるにあたっては「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとしています。

本市では、合併前の旧土浦市、旧新治村において、平成16年度にそれぞれ次世代育成支援行動計画(前期計画)を策定し、次世代対策の総合的な推進を図ってまいりました。

こうした状況を踏まえ、前期計画の見直しと評価を行うとともに、国の示す方向性や急速な少子化の進行及び子ども・家庭並びに地域を取り巻く環境の変化に対応した後期計画を策定し、本市の次世代育成支援対策として住民や企業などと共同で取り組む指針とするものです。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画の後期計画であり、本市の次世代育成支援の基本的方向や子育て支援サービスを明らかにし、次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

本計画の策定にあたっては、上位計画となる「第7次総合計画」を踏まえるとともに、国の「行動計画策定指針」を参考とし、その他関連する「土浦市地域福祉計画」などと整合性をもたせて策定したものです。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画は、平成17年度から平成21年度までの5か年を前期計画期間とし、平成22年度から平成26年度までの5か年を後期計画期間と定められています。

このことから、後期計画となる本計画の計画期間を、平成22年度から平成26年度までの5か年としています。



4 計画の策定体制

(1) 推進委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者をはじめ、議会代表者、関係機関代表者、各種団体の代表者、一般公募の市民の参画による「土浦市子育て支援総合計画推進委員会」において、計画内容の検討を行いました。

(2) 実態・要望等の把握

子育て家庭や子どもの生活実態や要望等を把握するため、平成20年12月に就学前児童(保護者)、小学生(保護者)、中・高校生を対象とした子育てニーズに関するアンケート調査を実施しました。

■調査方法及び調査実施期間

- ・ 郵送による配布、回収
- ・ 平成20年12月20日～平成20年12月31日

■調査回収状況

区分	調査対象者	配布数	回収数	回収率(%)
1	就学前児童(保護者)	1,200	534	44.5
2	小学生(保護者)	1,200	491	40.9
3	中高生	600	229	38.2
	計	3,000	1,254	41.8

第2章

子どもを取り巻く環境

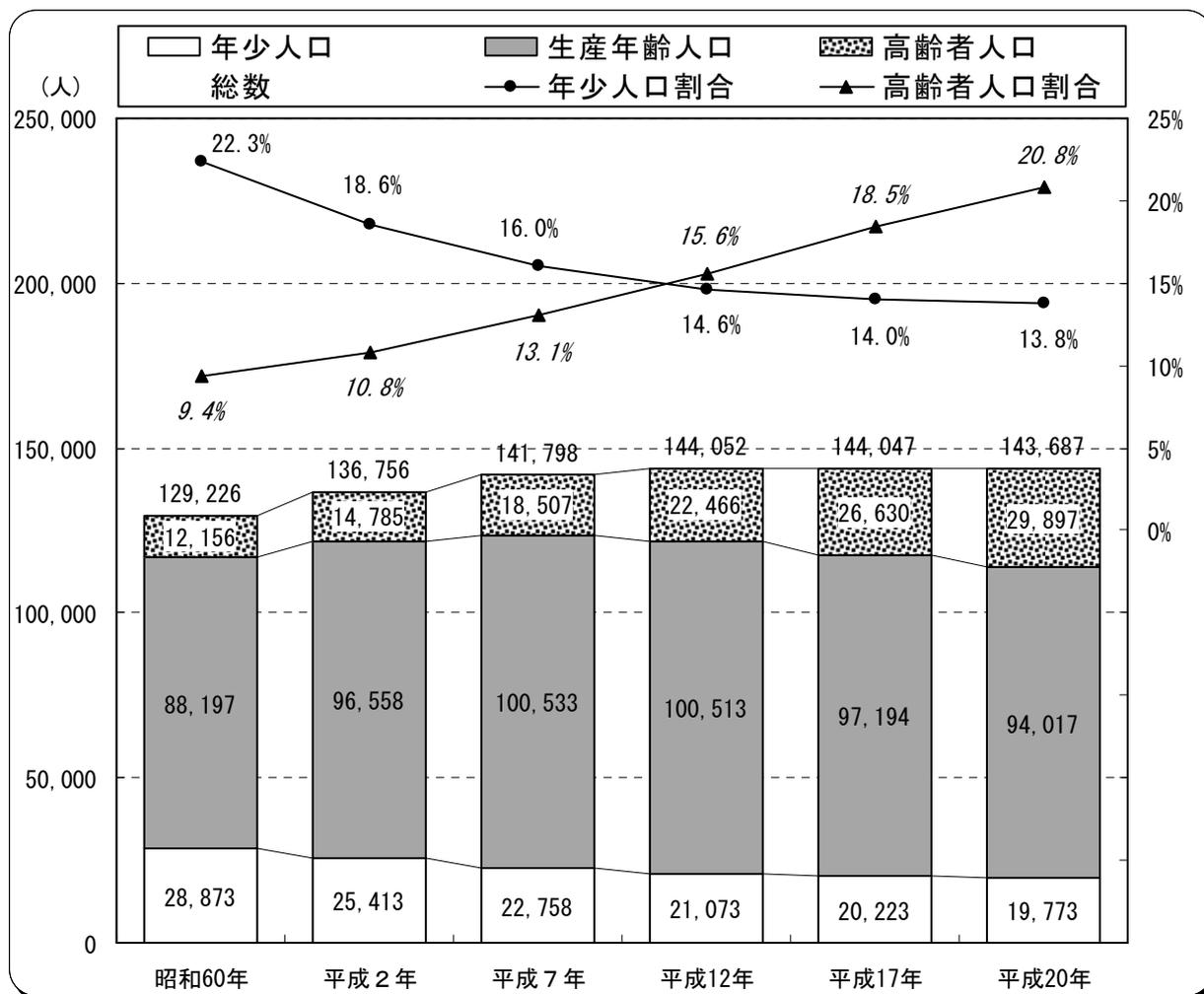
1 人口等

(1) 人口の推移

人口の推移については、国勢調査(昭和60年～平成17年)及び常住人口(平成20年)からみてみると、平成12年をピークに横ばい状態となっています。

また、年少人口(14歳以下)割合は減少傾向、高齢者人口(65歳以上)割合は増加傾向にあり、平成12年の時点で両者が逆転しており、少子高齢化の進行が色濃く表れています。

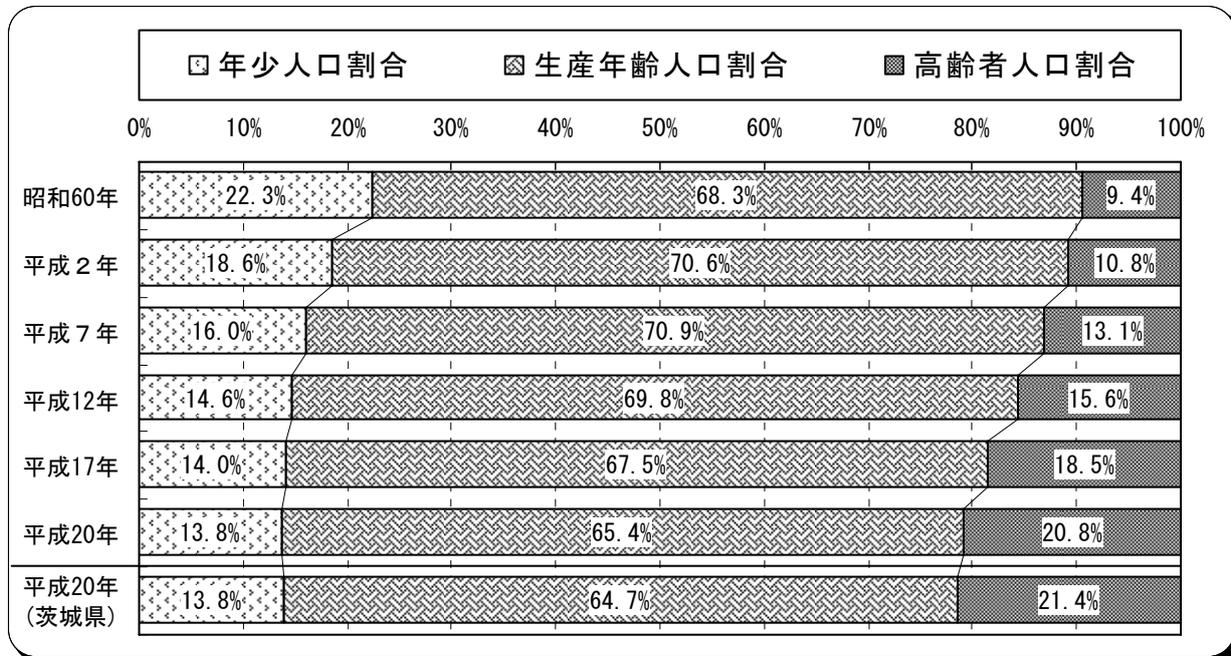
●図表 2-1 人口の推移



資料:平成17年まで国勢調査、平成20年は10月1日時点での常住人口、年齢不詳除く

一方、年齢三区分別人口割合については、平成20年の県平均と比較すると、ほぼ同じ割合となっています。

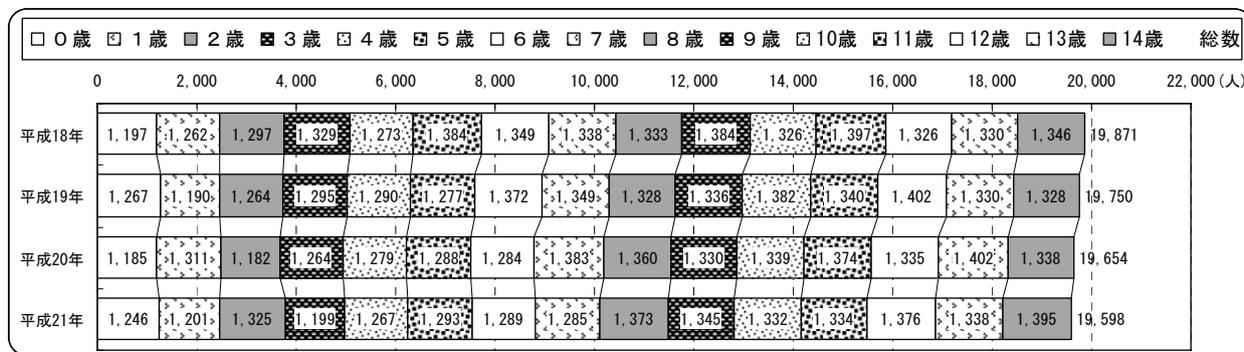
●図表 2-2 年齢三区分別人口割合



資料：平成17年まで国勢調査、平成20年は10月1日時点での常住人口、年齢不詳除く

14歳以下の人口の推移については、0歳から2歳及び8歳から14歳はあまり増減がなく、3歳から7歳の減少が大きくなっています。

●図表 2-3 14歳以下人口の推移



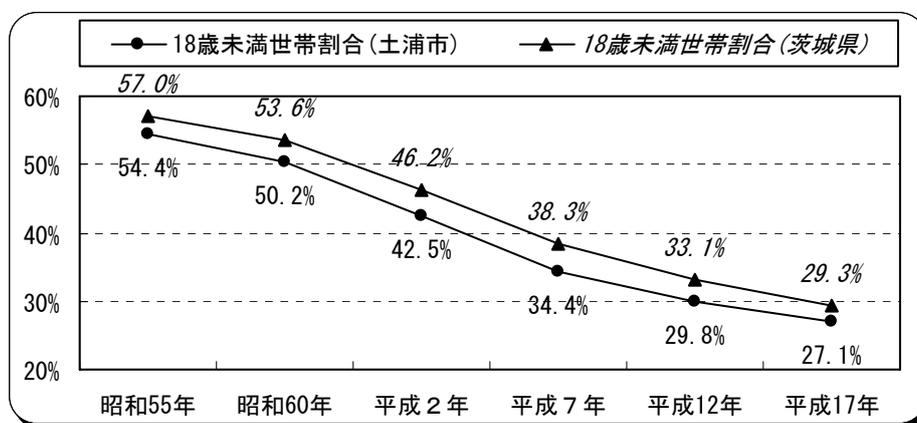
資料：住民基本台帳人口及び外国人登録人口(各年4月1日現在、年齢不詳除く)

(2) 世帯数の推移

本市の一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯の割合は、県を下回った状態でも減少傾向を示しており、昭和55年の54.4%が平成17年には27.1%と半減しています。

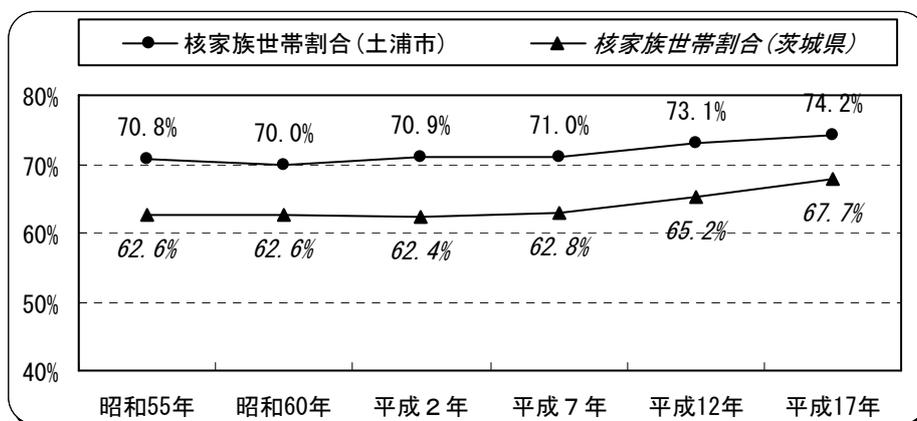
一方、18歳未満の児童がいる世帯に占める核家族世帯の割合は、本市は県を上回って推移しており、核家族世帯の割合が高くなっています。

●図表 2-4 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

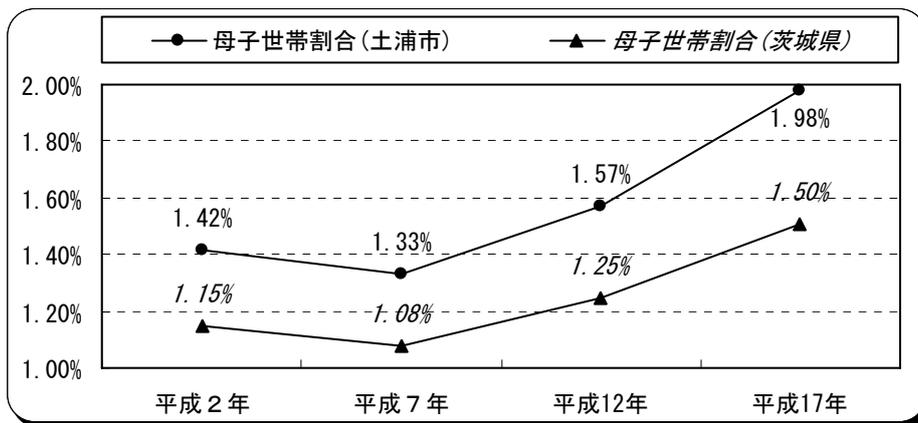
●図表 2-5 18歳未満の児童がいる世帯での核家族世帯割合の推移



資料：国勢調査

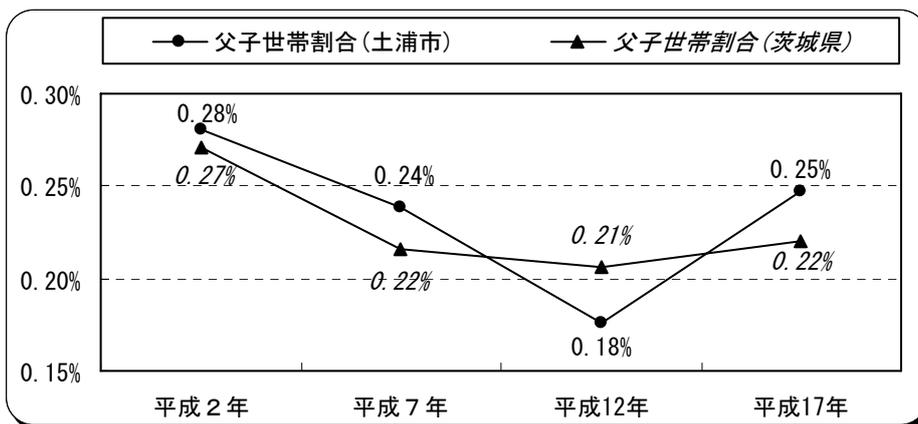
また、一般世帯に占める20歳未満児童がいるひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）の割合は、母子世帯では平成7年以降上昇傾向にあり、平成17年で1.98%と県の1.50%を上回っています。父子世帯においても県よりわずかに上回って推移しており、平成17年で0.25%となっています。

●図表 2-6 一般世帯に占める母子世帯割合の推移



資料:国勢調査

●図表 2-7 一般世帯に占める父子世帯割合の推移



資料:国勢調査

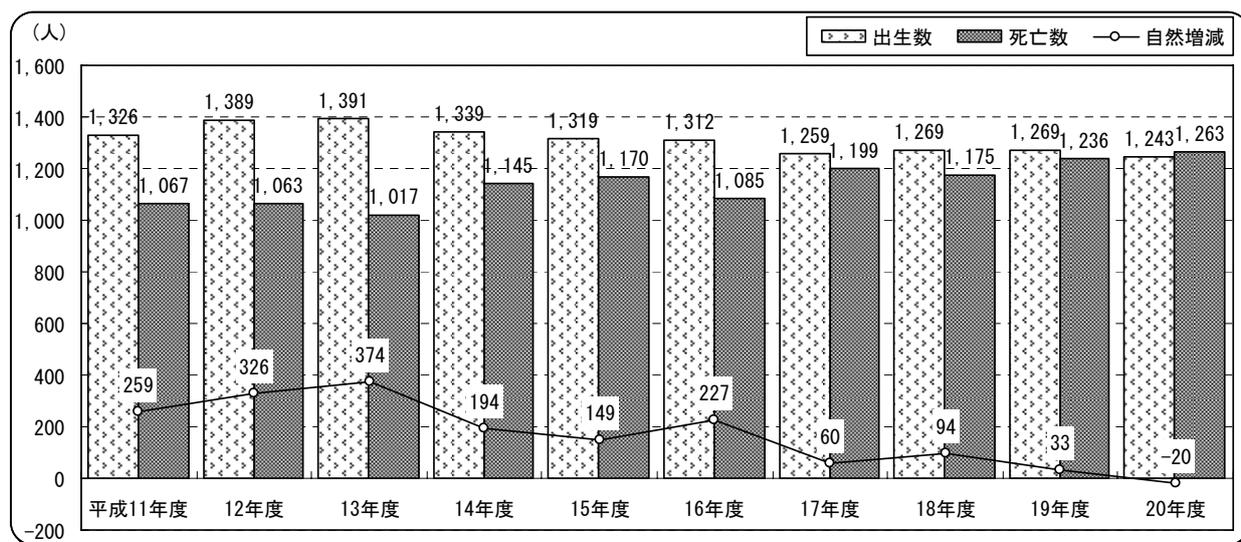
(3) 自然動態

出生数と死亡数の動向は、これまで出生数が死亡数を上回り、その差である自然増減はプラスとなっていました。その差は徐々に小さくなり、平成20年度では出生数と死亡数が逆転し、出生数が死亡数を下回っています。

人口千人当たりの出生率は、県を上回っているものの減少傾向が続いており、平成20年度は8.8人まで下がっています。

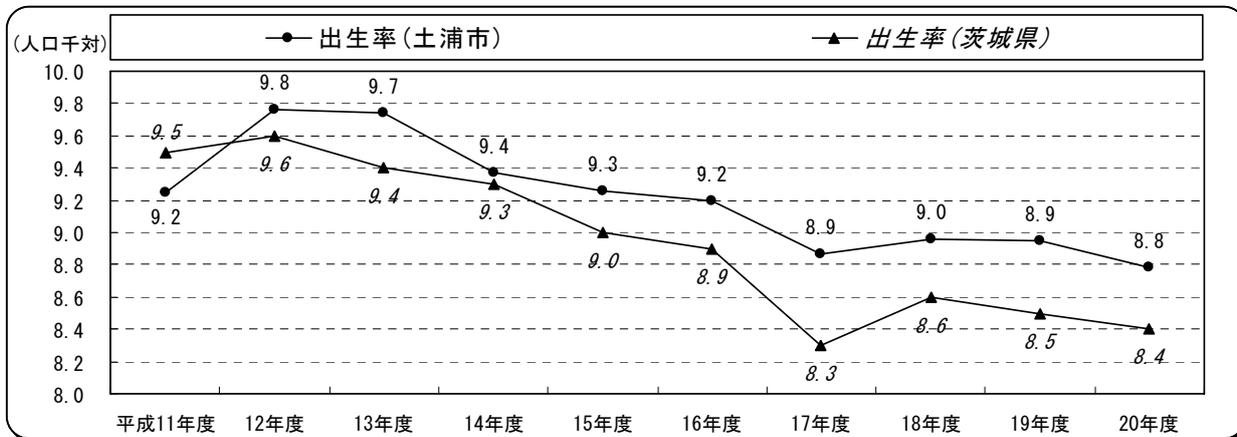
一方、人口千人当たりの死亡率は、県を下回っているものの増加傾向が続いており、平成20年度は8.9人と出生率を上回っています。

●図表 2-8 自然動態の推移



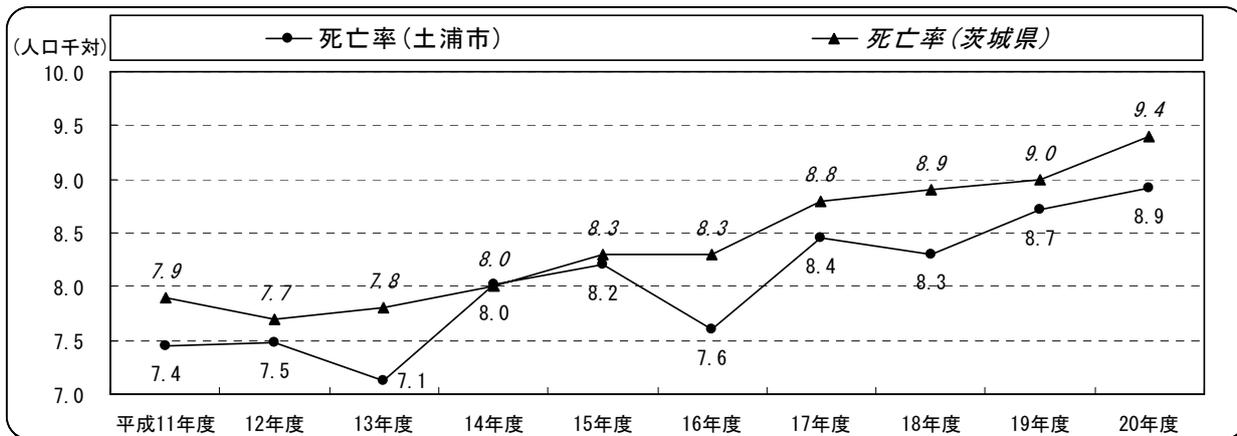
資料：茨城県人口動態統計

●図表 2-9 出生率の推移



資料:茨城県人口動態統計

●図表 2-10 死亡率の推移



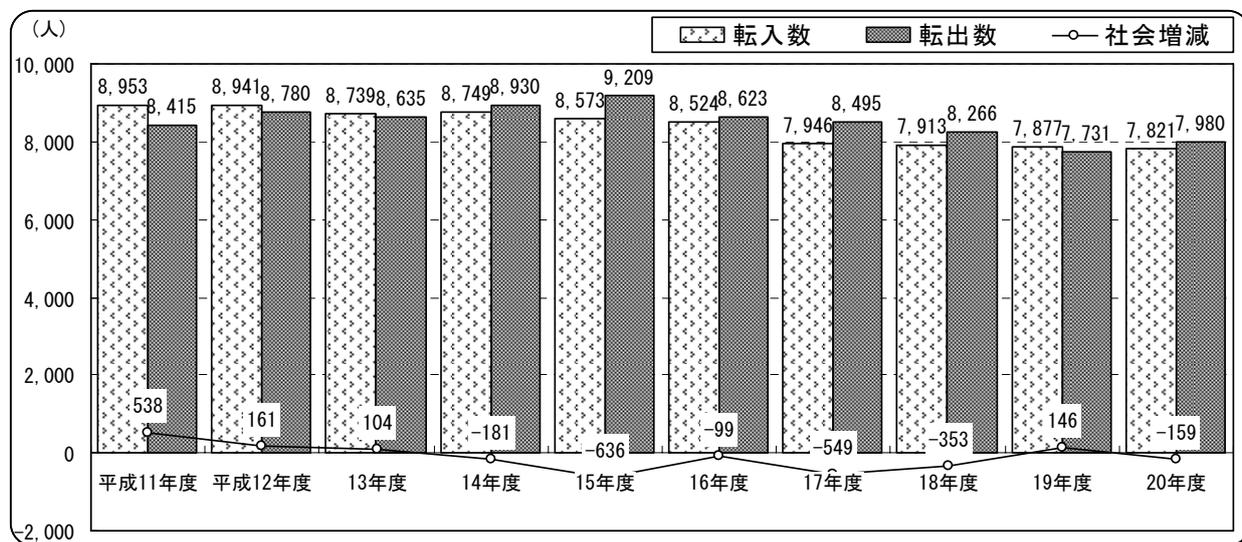
資料:茨城県人口動態統計

(4) 社会動態

転入と転出の動向は、平成14年度以降、転出が転入を上回ることが多くありましたが、両者の差はほぼ拮抗した状態となっています。

また、転入数、転出数ともに減少傾向にあることから、人口移動規模が縮小しています。

●図表 2-11 社会動態の推移



資料：茨城県人口動態統計

(5) 地区別人口

地区人口をみると、四中地区の人口が最も多く、平成18年から平成21年にかけて189人増加していますが、増加数が最も多いのは一中地区で、平成18年から平成21年にかけて454人増加しています。反対に最も減少したのは都和中地区で、平成18年から平成21年にかけて418人減少しています。

●図表 2-12 地区別人口

地区名	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
一中地区	20,052	20,106	20,233	20,506
	14.0%	14.1%	14.2%	14.3%
二中地区	15,445	15,550	15,516	15,629
	10.8%	10.9%	10.9%	10.9%
三中地区	24,223	24,251	24,429	24,488
	17.0%	17.0%	17.1%	17.1%
四中地区	25,004	25,037	25,174	25,193
	17.5%	17.5%	17.6%	17.6%
五中地区	16,783	16,685	16,723	16,836
	11.8%	11.7%	11.7%	11.8%
六中地区	17,470	17,518	17,318	17,258
	12.2%	12.3%	12.1%	12.1%
都和中地区	14,400	14,295	14,149	13,982
	10.1%	10.0%	9.9%	9.8%
新治中地区	9,403	9,301	9,252	9,203
	6.6%	6.5%	6.5%	6.4%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※上段：地区人口（人）、下段：地区人口割合（%）

2 結婚・出産等

(1) 婚姻・離婚

人口千人当たりの婚姻率は、県を上回って推移しており、平成20年度では6.2件となっています。

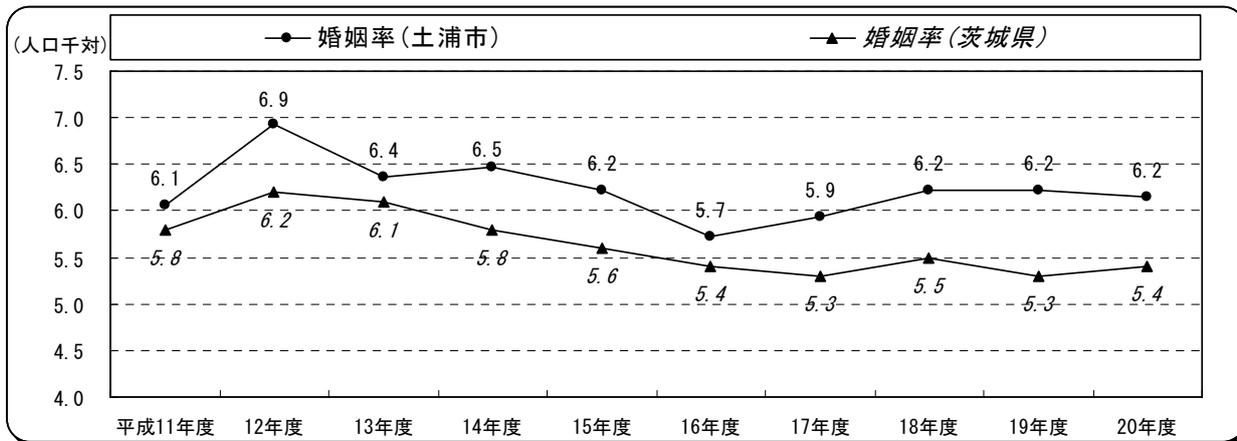
一方、人口千人当たりの離婚率でも県を上回っており、平成20年度では2.51件となっています。

●図表 2-13 婚姻・離婚の状況

		平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
土 浦 市	婚姻件数	870	985	908	924	887	816	843	882	882	872
	離婚件数	295	336	352	359	359	337	355	338	323	355
	婚姻率(人口千対)	6.1	6.9	6.4	6.5	6.2	5.7	5.9	6.2	6.2	6.2
	離婚率(人口千対)	2.06	2.36	2.47	2.51	2.52	2.36	2.50	2.39	2.28	2.51
茨 城 県	婚姻率(人口千対)	5.8	6.2	6.1	5.8	5.6	5.4	5.3	5.5	5.3	5.4
	離婚率(人口千対)	1.86	2.00	2.13	2.20	2.13	2.04	1.99	2.00	1.99	2.00

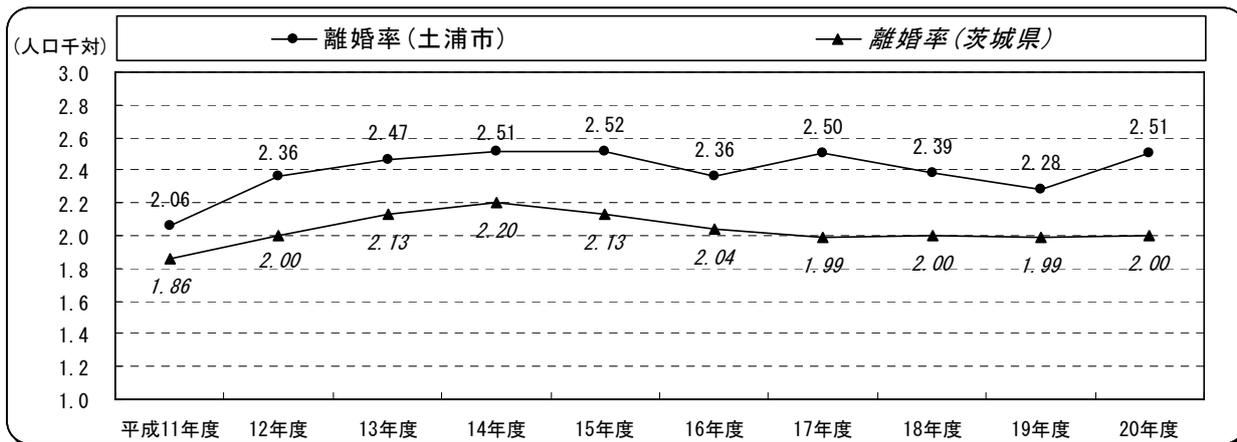
資料：茨城県人口動態統計

●図表 2-14 婚姻率の推移



資料：茨城県人口動態統計

●図表 2-15 離婚率の推移



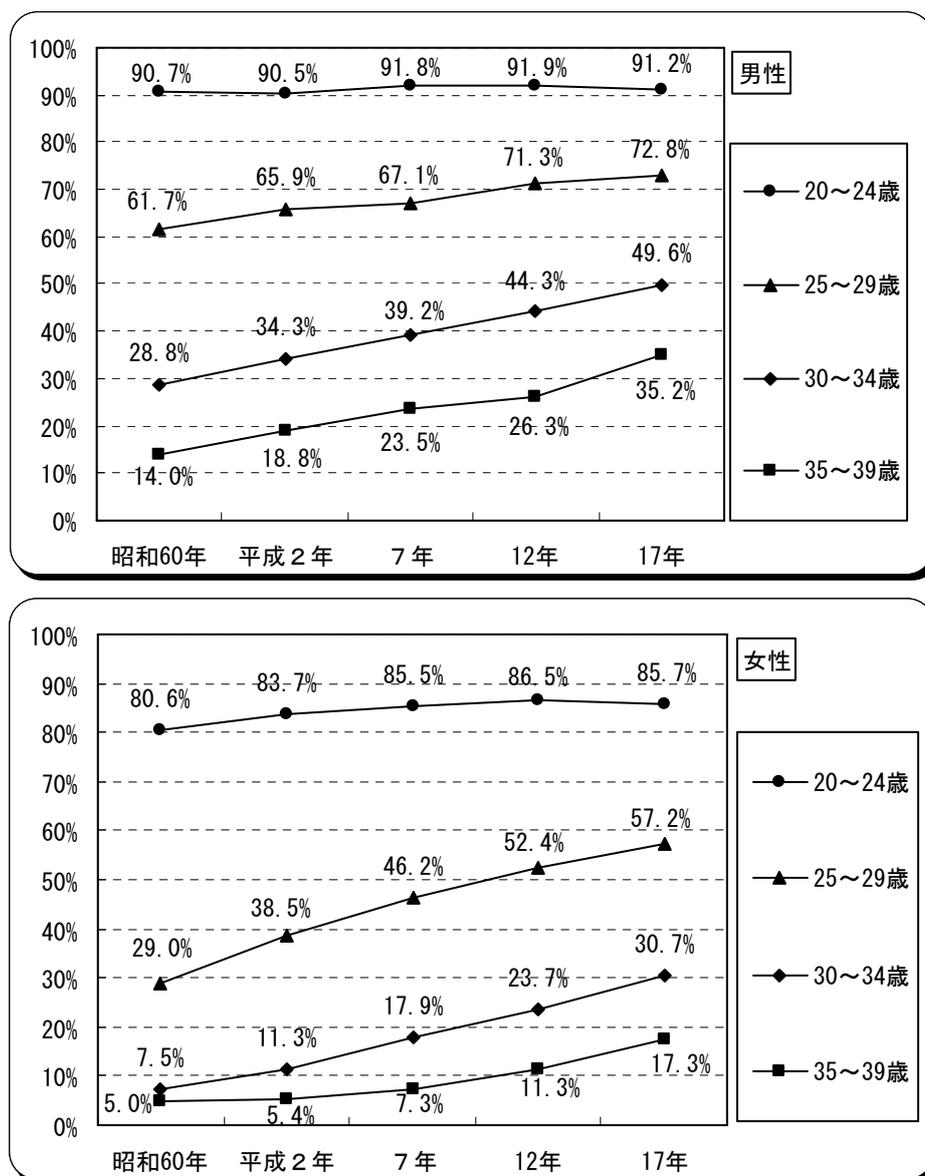
資料：茨城県人口動態統計

(2) 未婚率

未婚率は、20～24歳は鈍化しており、早い時期での結婚が増えてきています。

一方、30歳代は男女ともに上昇傾向が強く、非婚化・晩婚化が進行しています。

●図表 2-16 未婚率の推移



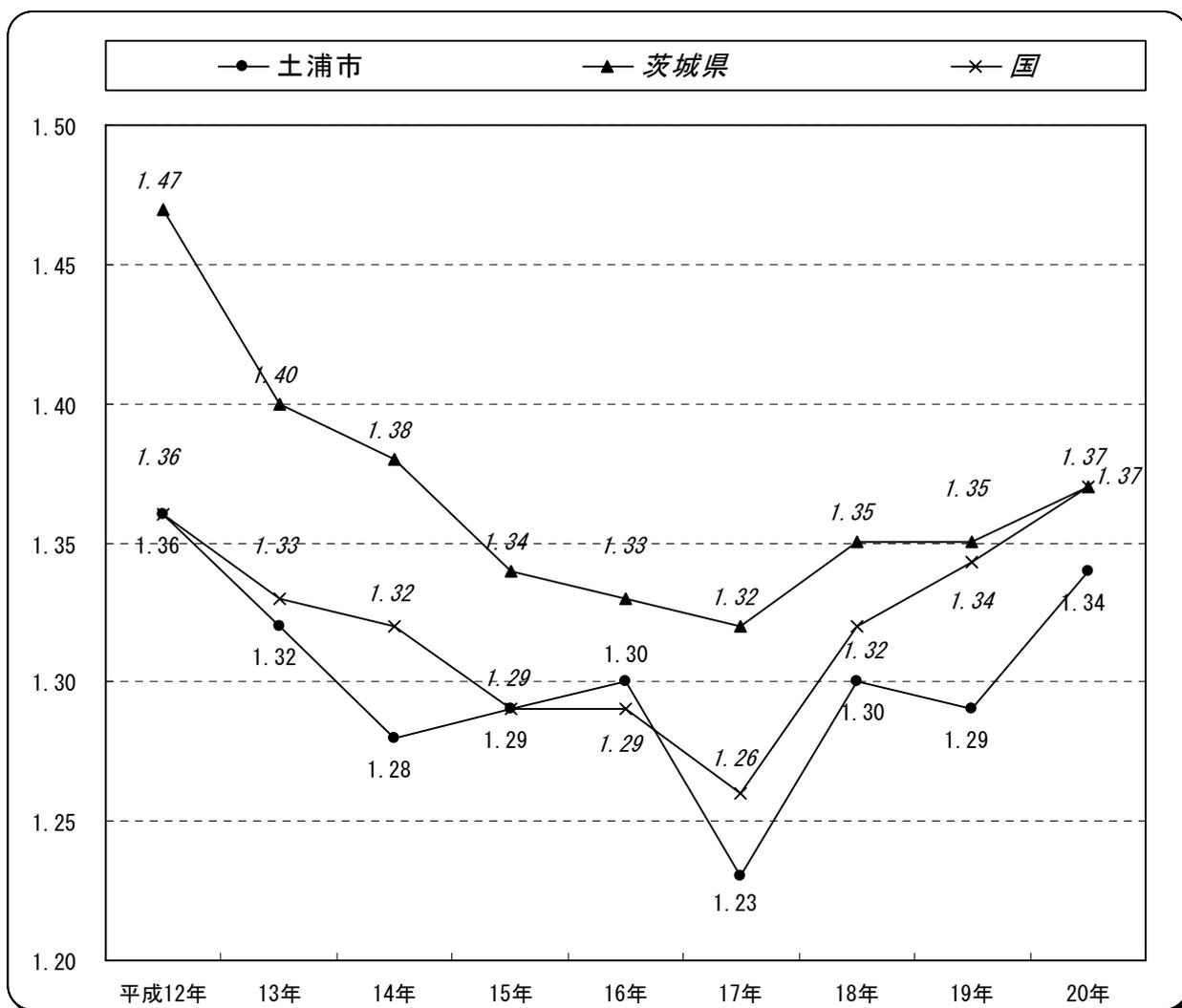
資料: 国勢調査

(3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子ども数）は、国、県、本市ともに平成17年を境に上昇傾向に転じています。

なお、人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.08といわれています。

●図表 2-17 合計特殊出生率の推移



資料：子ども福祉課

※合併前の新治分は含まれておりません。

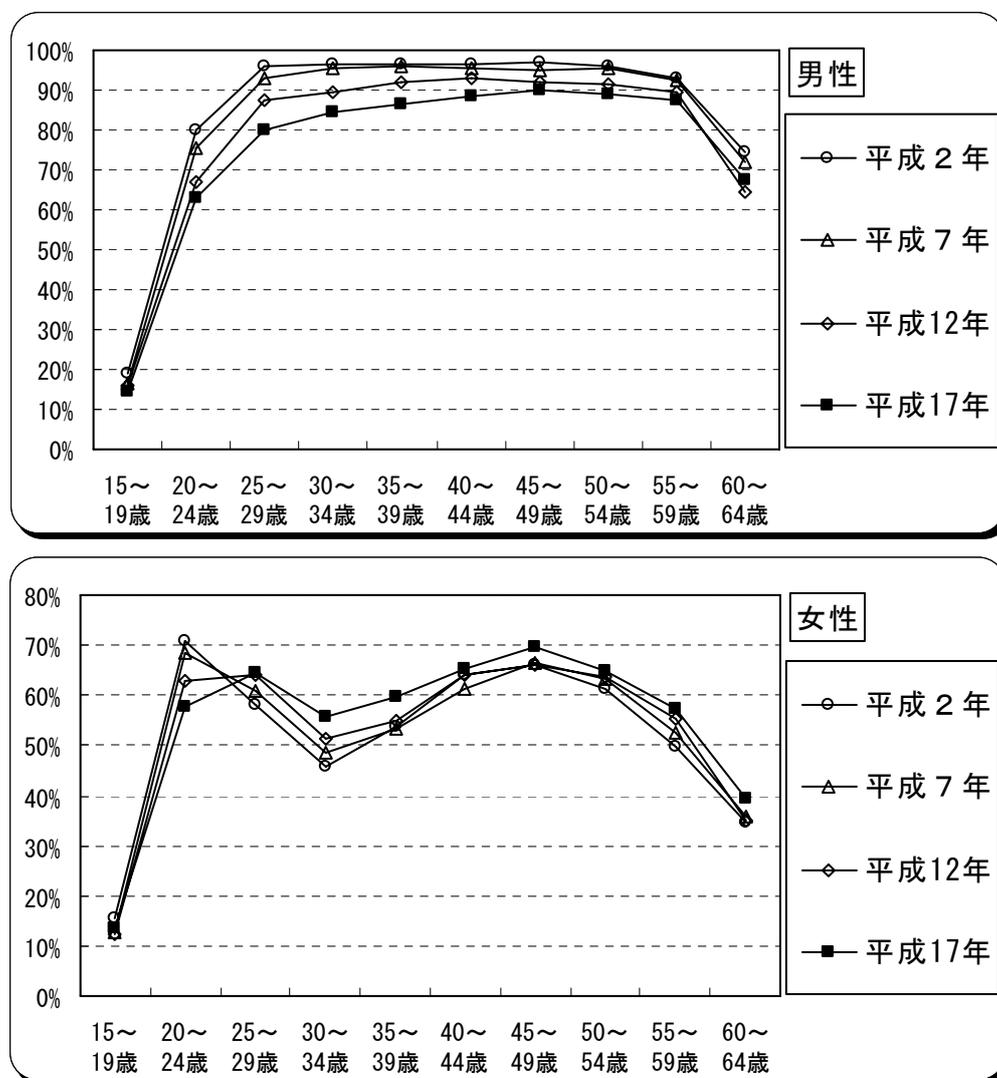
3 就労状況

(1) 就業率

男性の就業率は経済の悪化に伴い年ごとに低下していますが、逆に女性では25歳以上で上昇しており、働く女性の割合が増えています。

また、女性の年齢別の就業率は、M字型曲線を示しており、30歳前後で結婚や出産のため離職する傾向があるものの、平成17年はその落ち込み方が浅くなっており、就労している割合が高くなっています。

●図表 2-18 就業率

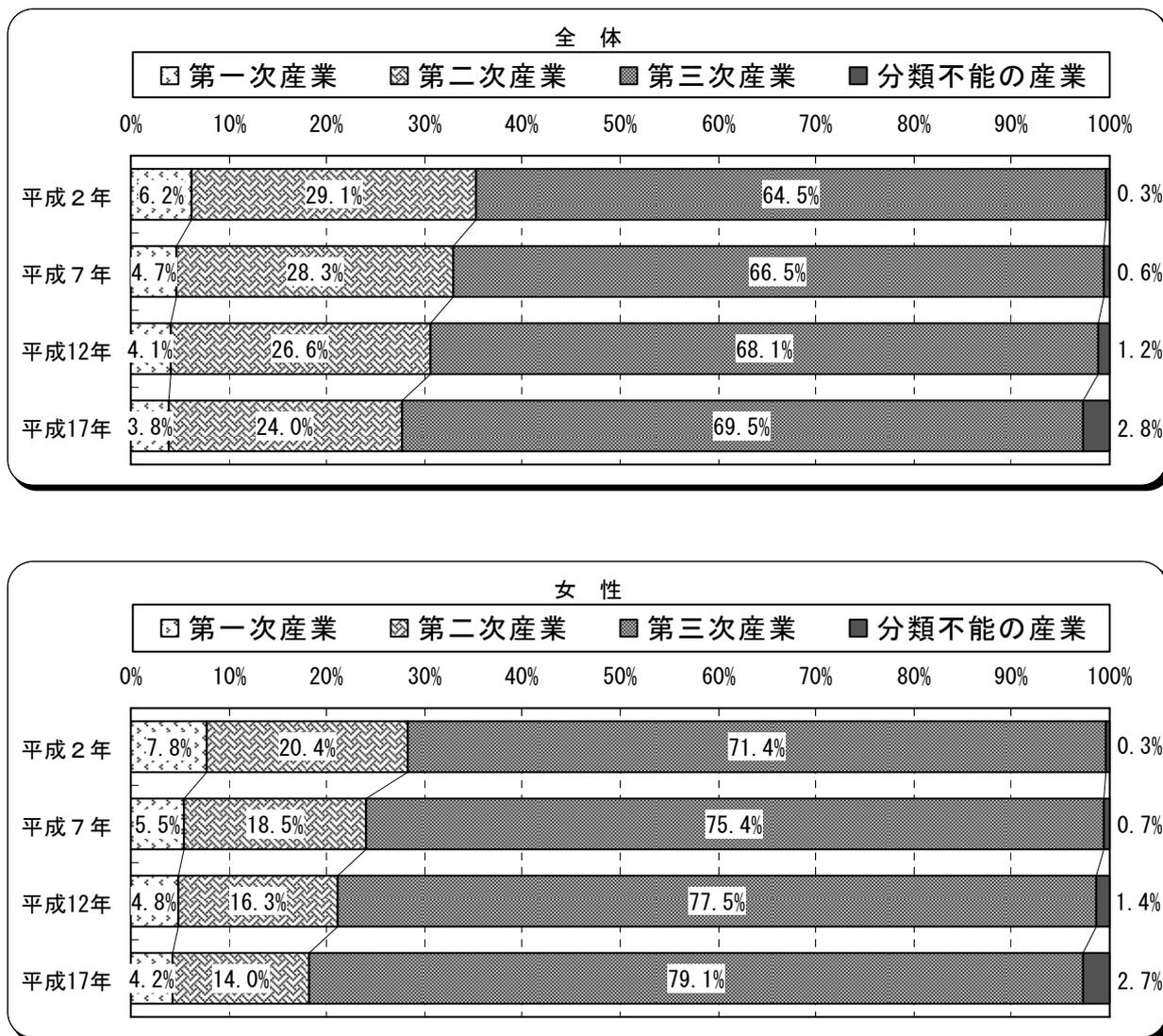


資料：国勢調査

(2) 産業構造

産業大分類での推移は、第一次産業及び第二次産業の減少と第三次産業の増加傾向がみられ、特に女性ではその傾向が強くなっています。

●図表 2-19 産業大分類推移



資料：国勢調査

一方、産業別就業者割合は、「サービス業」が最も高く約3割を占め、増加傾向にあります。また、女性でも「サービス業」が最も高く約4割を占め、さらに増加傾向にあります。

●図表 2-20 産業別就業者の割合（全体）

全 体		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	農業	5,191	4,261	3,405	2,935	2,653
	林業	10	10	0	5	0
	漁業	27	9	14	10	8
第二次産業	鉱業	62	33	56	58	18
	建設業	5,190	6,034	6,986	6,320	5,400
	製造業	11,843	14,023	13,694	12,953	11,428
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	497	539	598	545	409
	運輸・通信業	3,515	4,046	4,469	4,617	5,284
	卸売・小売業、飲食店	16,250	16,931	18,053	17,463	16,583
	金融・保険業	2,092	2,570	2,688	2,284	1,808
	不動産業	543	934	831	769	824
	サービス業	13,475	16,237	18,921	20,461	20,891
	公務(他に分類されないもの)	3,043	3,314	3,216	3,300	3,033
分類不能の産業		90	209	457	874	1,967
合 計		61,828	69,150	73,388	72,594	70,306

全 体		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	農業	8.4%	6.2%	4.6%	4.0%	3.8%
	林業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	漁業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
第二次産業	鉱業	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
	建設業	8.4%	8.7%	9.5%	8.7%	7.7%
	製造業	19.2%	20.3%	18.7%	17.8%	16.3%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.6%
	運輸・通信業	5.7%	5.9%	6.1%	6.4%	7.5%
	卸売・小売業、飲食店	26.3%	24.5%	24.6%	24.1%	23.6%
	金融・保険業	3.4%	3.7%	3.7%	3.1%	2.6%
	不動産業	0.9%	1.4%	1.1%	1.1%	1.2%
	サービス業	21.8%	23.5%	25.8%	28.2%	29.7%
	公務(他に分類されないもの)	4.9%	4.8%	4.4%	4.5%	4.3%
分類不能の産業		0.1%	0.3%	0.6%	1.2%	2.8%
合 計		100%	100%	100%	100%	100%

資料：国勢調査

●図表 2-21 産業別就業者の割合（女性）

女 性		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	農業	2,503	2,038	1,526	1,361	1,197
	林業	2	3	0	2	0
	漁業	4	1	3	3	1
第二次産業	鉱業	15	5	10	10	2
	建設業	632	955	1,134	988	809
	製造業	3,549	4,364	4,022	3,641	3,163
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	50	62	81	88	49
	運輸・通信業	458	652	887	967	1,258
	卸売・小売業、飲食店	7,523	8,205	8,935	9,028	8,699
	金融・保険業	860	1,194	1,234	1,008	828
	不動産業	163	338	293	317	305
	サービス業	6,386	7,662	9,020	10,054	10,846
	公務(他に分類されないもの)	405	497	583	522	524
分類不能の産業		45	85	184	392	772
合 計		22,595	26,061	27,912	28,381	28,453

女 性		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	農業	11.1%	7.8%	5.5%	4.8%	4.2%
	林業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	漁業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
第二次産業	鉱業	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	建設業	2.8%	3.7%	4.1%	3.5%	2.8%
	製造業	15.7%	16.7%	14.4%	12.8%	11.1%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%
	運輸・通信業	2.0%	2.5%	3.2%	3.4%	4.4%
	卸売・小売業、飲食店	33.3%	31.5%	32.0%	31.8%	30.6%
	金融・保険業	3.8%	4.6%	4.4%	3.6%	2.9%
	不動産業	0.7%	1.3%	1.0%	1.1%	1.1%
	サービス業	28.3%	29.4%	32.3%	35.4%	38.1%
	公務(他に分類されないもの)	1.8%	1.9%	2.1%	1.8%	1.8%
分類不能の産業		0.2%	0.3%	0.7%	1.4%	2.7%
合 計		100%	100%	100%	100%	100%

資料：国勢調査

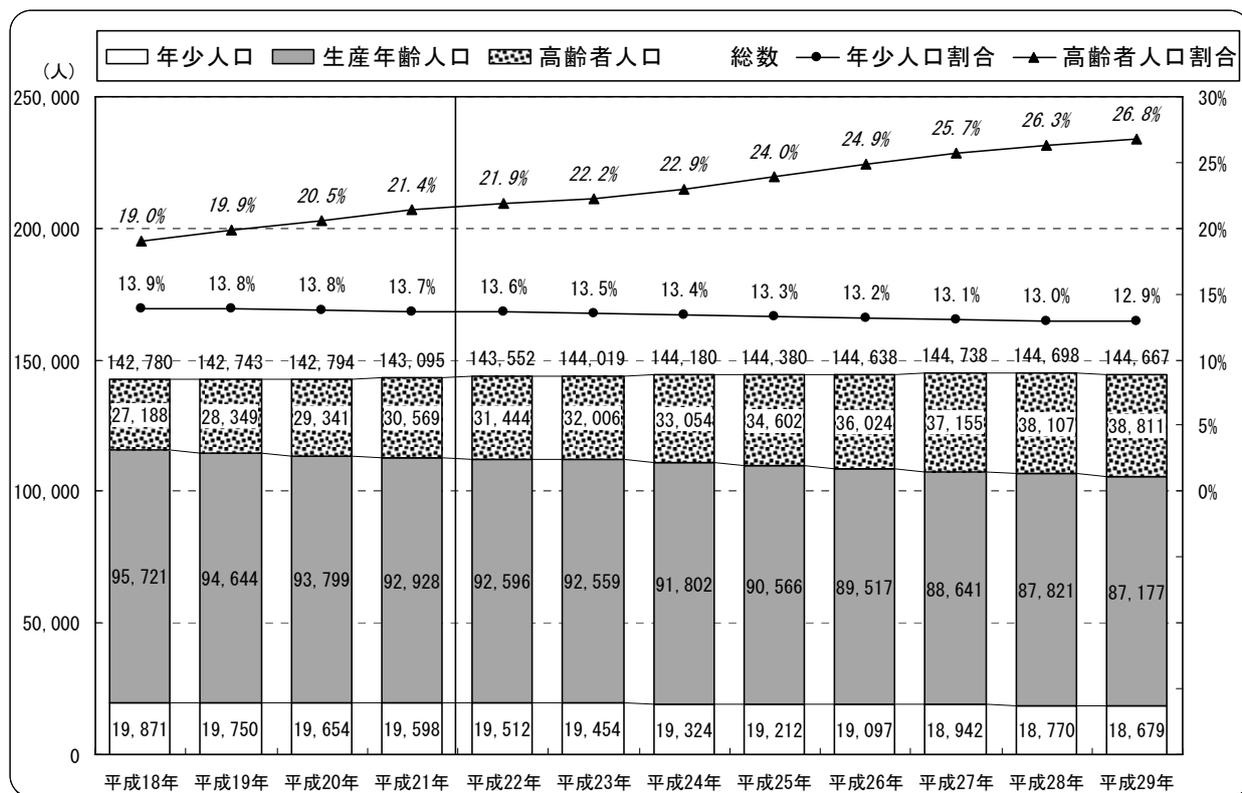
4 人口推計

(1) 総人口の推計

平成18年から平成21年までの4月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口に基づいたコーホート変化率法による人口推計を行ったところ、総人口は平成27年まで微増し、その後減少に転じると予測されます。

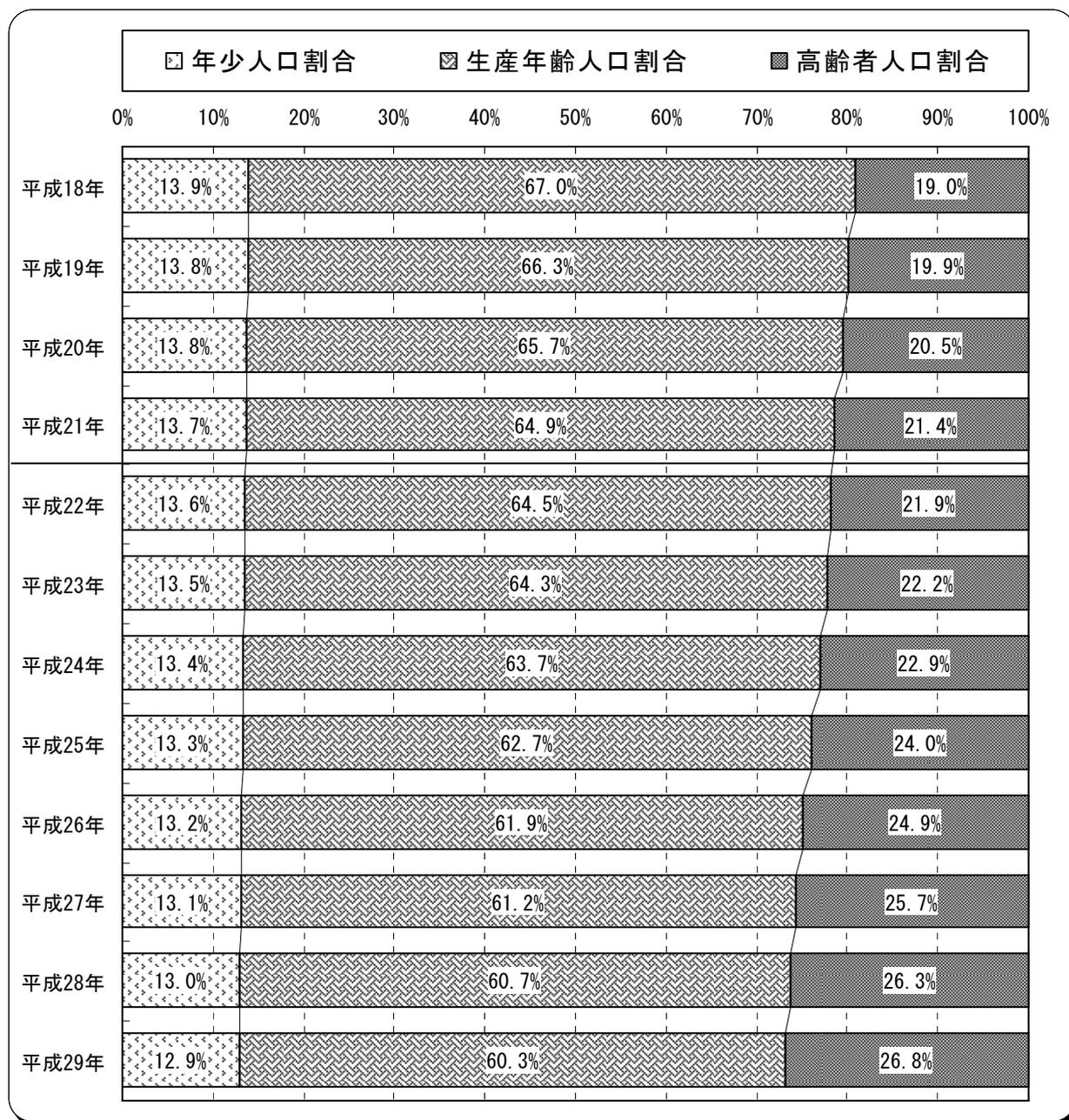
また、年少人口が減少の一途をたどる一方で、高齢者人口は増加傾向となっており、総人口に対する割合は、年少人口割合が12.9%、高齢者人口割合が26.8%になると予測されます。

●図表 2-22 推計人口推移



資料：平成21年までは各年4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口
 平成22年以降は平成18年から平成21年までの実績に基づいたコーホート変化率法による推計人口
 推計は、国の示す策定指針に従い、保育サービスなどの目標事業量算出の必要性から平成29年までとした。

●図表 2-23 年齢三区分別人口割合

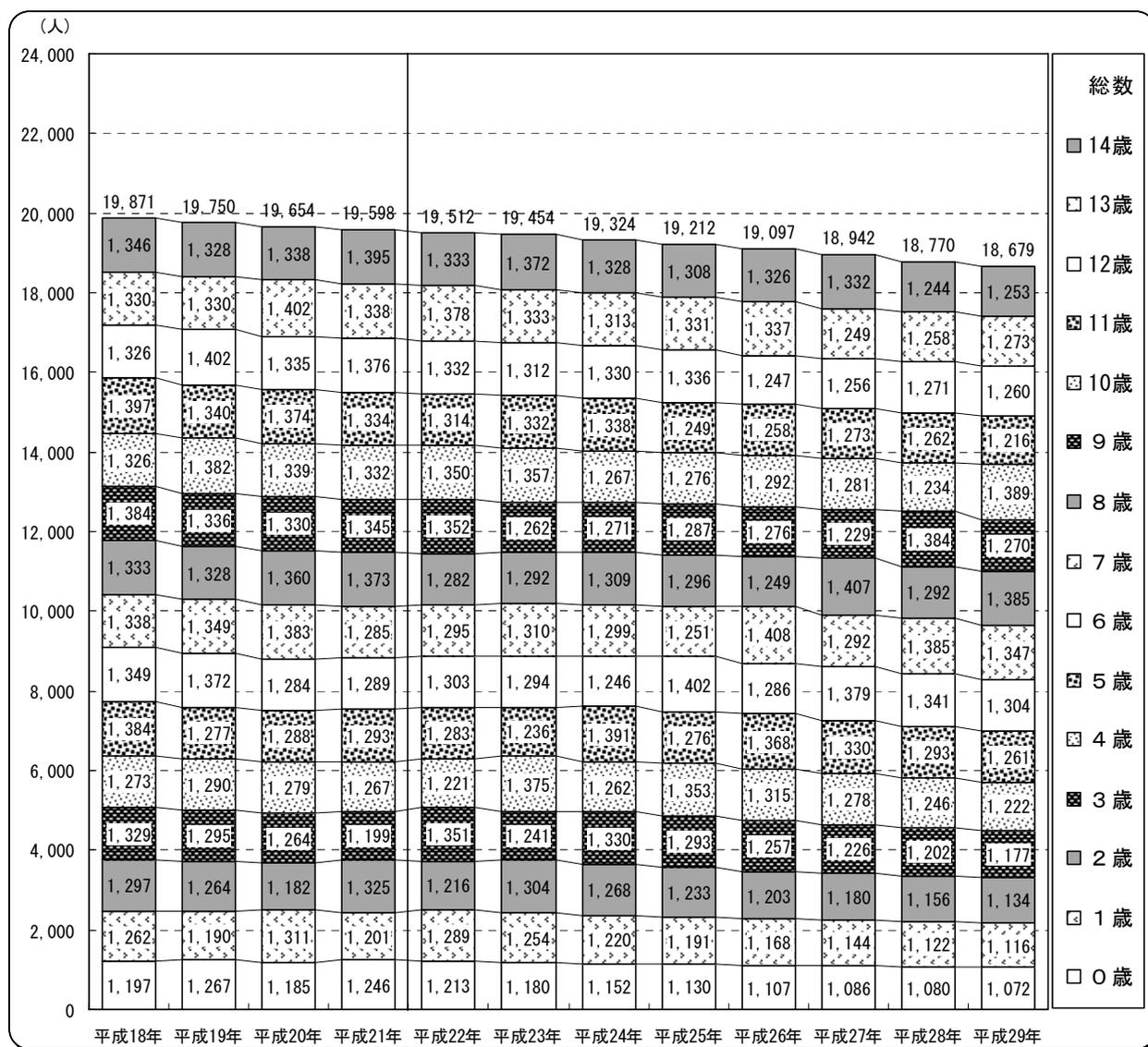


資料：平成21年までは各年4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口
 平成22年以降は平成18年から平成21年までの実績に基づいたコーホート変化率法による推計人口

(2) 児童人口の推計

推計人口のうち、年少人口（14歳以下）を各年齢別にみると、母親となる年齢層（15歳から49歳）の人口が減少するのを反映して、出生数も減少傾向を示しています。

●図表 2-24 推計人口推移(14歳以下)



資料：平成21年までは各年4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口
 平成22年以降は平成18年から平成21年までの実績に基づいたコーホート変化率法による推計人口

5 乳幼児の健康

(1) 乳幼児健康診査

乳児健康診査や1歳6か月児健康診査の受診率は、90%以上の高い割合で推移しています。

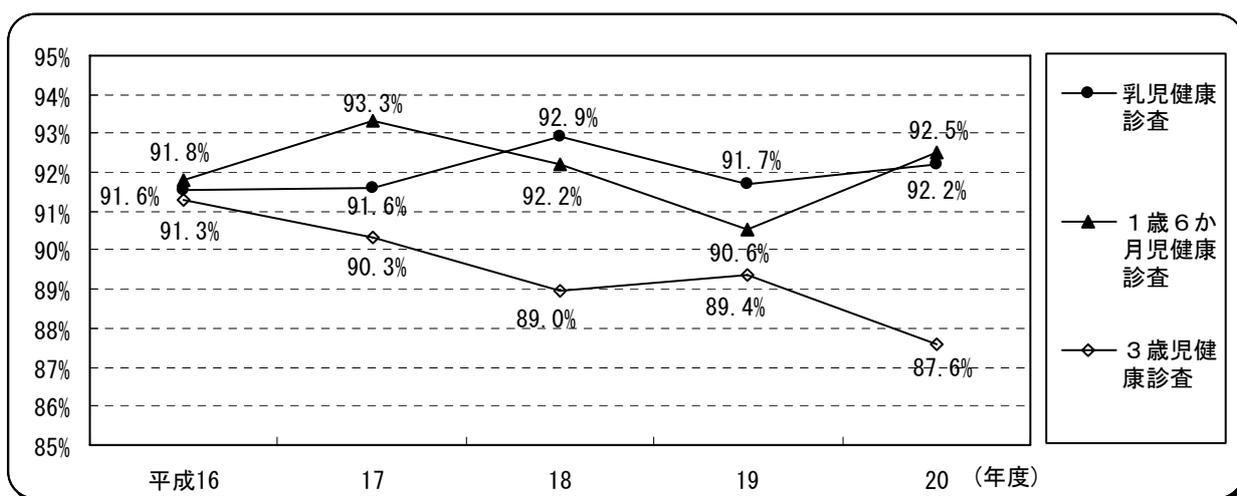
また、3歳児健康診査は、平成18年度以降90%を下回っています。

●図表 2-25 乳幼児健診受診状況

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乳児健康診査	対象者数	1,303	1,204	1,285	1,268	1,286
1歳6か月児健康診査	対象者数	1,279	1,286	1,258	1,323	1,309
3歳児健康診査	対象者数	1,262	1,269	1,323	1,317	1,255
乳児健康診査	受診者数	1,193	1,103	1,194	1,163	1,186
1歳6か月児健康診査	受診者数	1,174	1,200	1,160	1,198	1,211
3歳児健康診査	受診者数	1,152	1,146	1,177	1,177	1,099

資料：健康増進課

●図表 2-26 乳幼児健診受診率推移



資料：健康増進課

(2) 乳幼児歯科検査

乳幼児歯科検査の状況は、1歳6か月児、3歳児の両者ともに、むし歯有病率は減少傾向にあります。それでも3歳児が5人に1人はむし歯にかかっています。

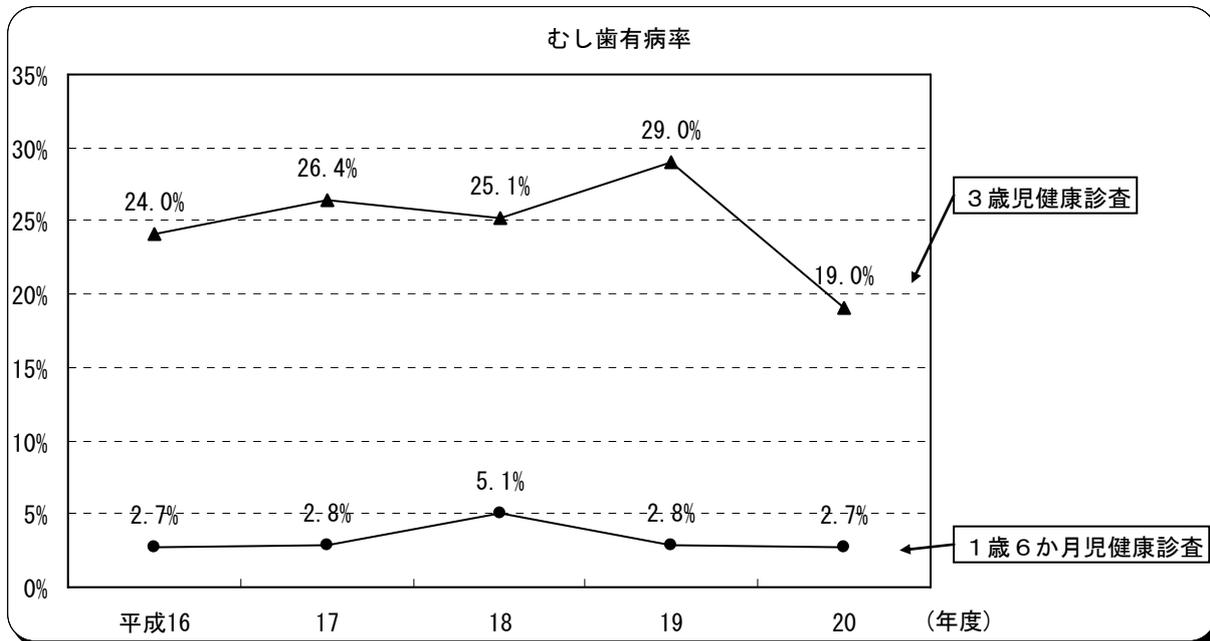
また、むし歯のある子どもの平均むし歯本数も減少傾向にあり、平成20年度では、1歳6か月児で2.7本、3歳児では3.5本となっています。

●図表 2-27 むし歯の状況（乳幼児健診時）

		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
1歳 健診時 6か月	むし歯有病者数 (人)	32	34	59	34	33
	一人平均 むし歯数 (本)	3.0	3.0	2.4	2.9	2.7
3歳 健診時 児	むし歯有病者数 (人)	277	302	296	341	209
	一人平均 むし歯数 (本)	4.7	3.7	3.5	3.9	3.5

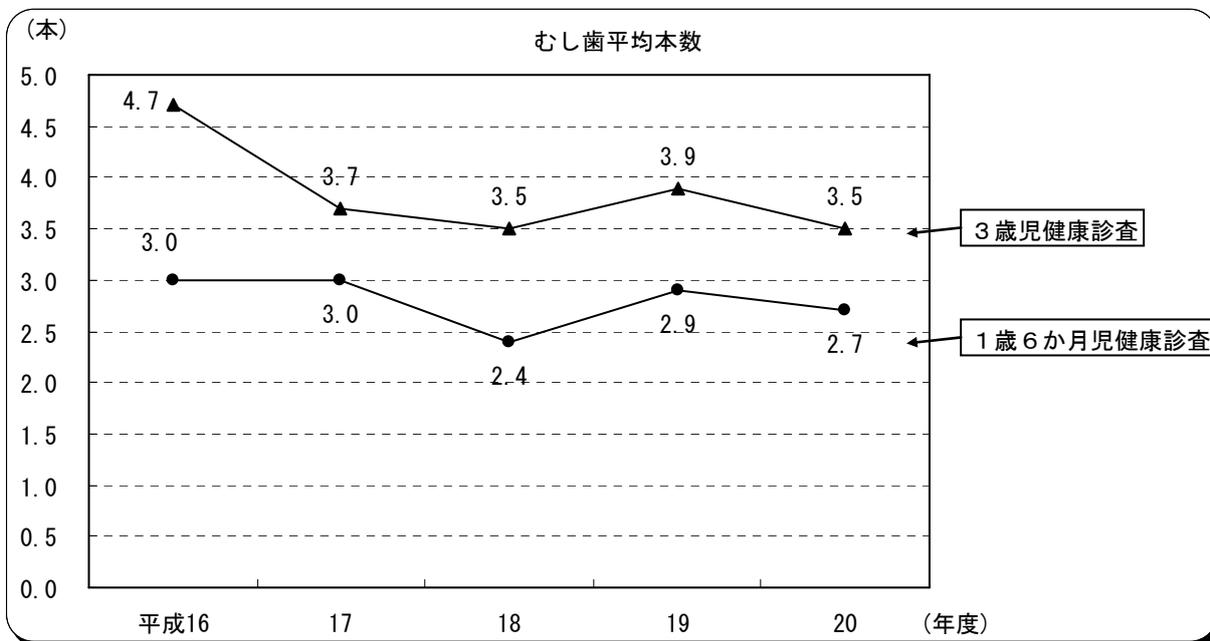
資料：健康増進課

●図表 2-28 乳幼児健診時むし歯有病率



資料：健康増進課

●図表 2-29 乳幼児健診時むし歯平均本数



資料：健康増進課

6 保育・教育環境

(1) 保育所(園)

認可保育所(園)は、平成21年4月1日現在で公立10施設(東崎保育所駅前分園は東崎保育所と合わせて1施設)、私立12施設の合計22施設あり、平成17年度と比較すると6施設(定員数330人)を整備しています。

延長保育は全施設で実施しており、産休明け保育(生後満2か月過ぎ)は16施設で実施しています。

また、一時預かり保育は13施設で実施しており、地域子育て支援センターは3施設に併設しています。

入所児童数は増加傾向にあり、平成20年度当初では1,771人、定員1,780人に対する入所率は99.5%、年度末では1,965人で入所率110.4%、また、平成21年度当初では1,769人、入所率99.4%となっております。

さらに、認可外保育施設は、平成20年4月1日現在、14施設あり、385人が利用しています。

●図表 2-30 保育所（園）一覧

経営主体	保育所名	所在地	定員	年齢	開所時間（延長保育等を含む）
公立	新生保育所	中村南 1-24-1	90	産休明け～5歳	7:30～19:00
公立	荒川沖保育所	荒川沖西 2-10-11	90	1歳～5歳	7:30～19:00
公立	霞ヶ岡保育所	霞ヶ岡町13-20	90	1歳～5歳	7:30～19:00
公立	東崎保育所	東崎町 4-7	120	1歳～5歳	7:30～19:00
	〃 駅前分園	大和町 9-2 ウラビビル 2	10	1歳～3歳	7:30～20:00
公立	都和保育所	並木 2-8-4	120	産休明け～5歳	7:30～19:00
公立	天川保育所	天川 1-24-1	60	1歳～5歳	7:30～19:00
公立	新川保育所	城北町18-19	60	産休明け～3歳	7:30～19:00
公立	桜川保育所	田中 3-4-5	90	1歳～5歳	7:30～19:00
公立	神立保育所	神立中央 3-8-22	120	産休明け～5歳	7:30～19:00
公立	竹ノ入保育所	西根南 3-4-46	60	1歳～5歳	7:30～19:00
社会福祉法人	土浦愛隣会保育所	大字右舂1681	120	産休明け～5歳	7:00～20:00
社会福祉法人	めぐみ保育園	烏山 5-2248-3	60	産休明け～5歳	7:15～18:45
社会福祉法人	白鳥保育園	白鳥町1096-4	120	産休明け～5歳	7:00～20:00
社会福祉法人	エンゼル・ゆめ保育園	真鍋 2-10-23	90	産休明け～5歳	7:30～19:30
学校法人	つくば国際保育園	東崎町12-21	90	産休明け～5歳	7:30～20:00
社会福祉法人	中央保育園	神立中央 1-10-21	60	産休明け～5歳	7:30～20:00
社会福祉法人	高岡保育園	高岡2303-4	60	産休明け～5歳	7:30～19:00
社会福祉法人	藤沢保育園	藤沢1746	60	産休明け～5歳	7:30～19:00
学校法人	白帆保育園	蓮河原新町8-30	60	産休明け～5歳	7:30～20:00
社会福祉法人	あおぞら保育園	上高津1800-1	60	産休明け～5歳	7:30～20:00
社会福祉法人	愛保育園	中村南 1-14-11	30	産休明け～2歳	7:00～19:00
社会福祉法人	童話館保育園	東真鍋町9-28	60	産休明け～5歳	7:00～20:00

資料：こども福祉課（平成 21 年 4 月 1 日現在）

●図表 2-31 保育所（園）数などの推移

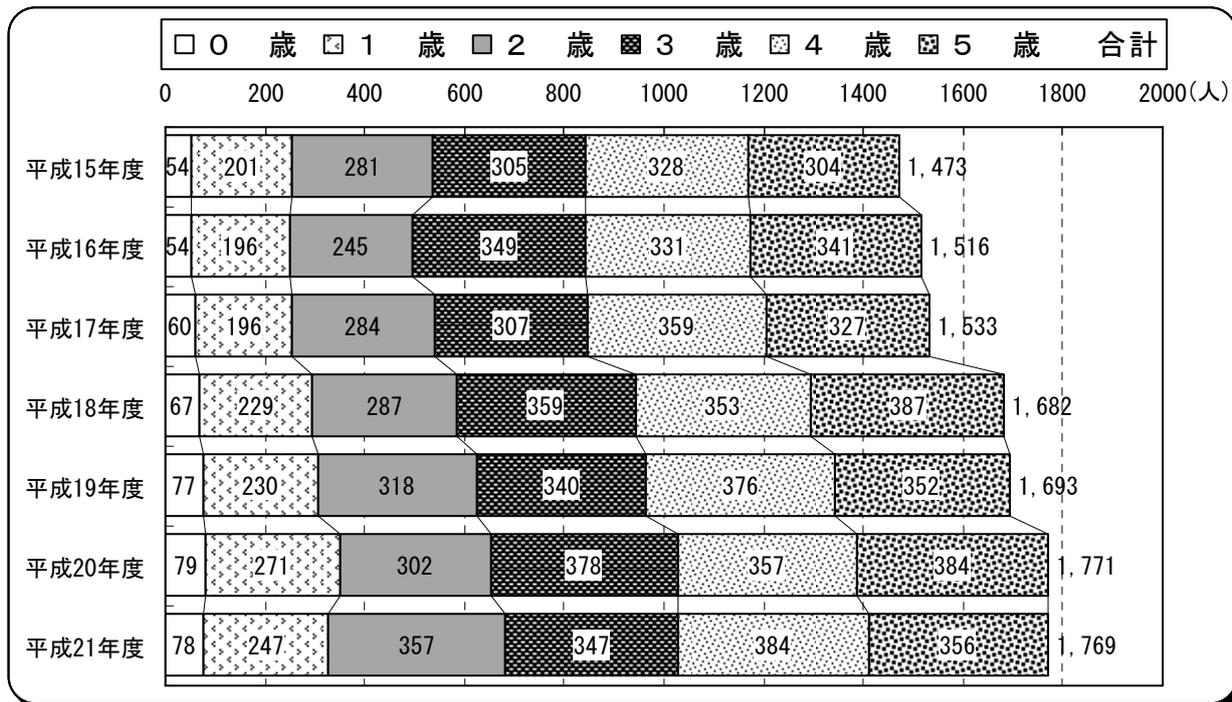
	保育所数			定員（人）		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立
平成15年度	16	10	6	1,390	910	480
平成16年度	16	10	6	1,450	910	540
平成17年度	16	10	6	1,450	910	540
平成18年度	19	10	9	1,630	910	720
平成19年度	20	10	10	1,690	910	780
平成20年度	22	10	12	1,780	910	870
平成21年度	22	10	12	1,780	910	870

	在籍人数（人）4月1日現在			在籍人数（人）3月1日現在		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立
平成15年度	1,473	979	494	1,659	1,066	593
平成16年度	1,516	975	541	1,737	1,100	637
平成17年度	1,533	967	566	1,717	1,071	646
平成18年度	1,682	942	740	1,855	990	865
平成19年度	1,693	870	823	1,888	965	923
平成20年度	1,771	857	914	1,965	936	1,029
平成21年度	1,769	824	945			

	年度当初入所率（%）			年度末入所率（%）		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立
平成15年度	106.0%	107.6%	102.9%	119.4%	117.1%	123.5%
平成16年度	104.6%	107.1%	100.2%	119.8%	120.9%	118.0%
平成17年度	105.7%	106.3%	104.8%	118.4%	117.7%	119.6%
平成18年度	103.2%	103.5%	102.8%	113.8%	108.8%	120.1%
平成19年度	100.2%	95.6%	105.5%	111.7%	106.0%	118.3%
平成20年度	99.5%	94.2%	105.1%	110.4%	102.9%	118.3%
平成21年度	99.4%	90.5%	108.6%			

資料：こども福祉課（各年度4月1日現在、ただし、年度末は3月1日現在）

●図表 2-32 年齢別保育児童数の推移



資料：こども福祉課(各年度4月1日現在)

●図表 2-33 産休明け・0歳児保育の状況

	実施施設数 (箇所)		利用児数 (人)	
	公立	私立	公立	私立
平成15年度	4	6	52	69
平成16年度	4	6	59	72
平成17年度	4	6	48	77
平成18年度	4	9	47	84
平成19年度	4	10	45	97
平成20年度	4	12	41	111

資料：こども福祉課(各年度3月1日現在)

●図表 2-34 一時預かり保育の状況

	実施施設数 (箇所)	利用児数 (人)
平成15年度	7	4,508
平成16年度	8	4,643
平成17年度	8	4,198
平成18年度	10	5,958
平成19年度	11	6,492
平成20年度	13	6,213

資料：こども福祉課

●図表 2-35 認可外保育施設の状況

	事業所内保育施設		ベビーホテル		その他		
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	
施設数 (施設)	7	7	1	4	4	3	
定員 (人)	246	246	10	53	177	163	
利用児童数	合計 (人)	192	206	6	42	145	137
	0歳児 (人)	15	16	1	5	1	1
	1歳児 (人)	76	80	0	8	8	1
	2歳児 (人)	41	47	2	9	24	25
	3歳児 (人)	36	34	2	9	60	51
	4歳児 (人)	14	19	1	4	25	32
	5歳児 (人)	10	10	0	7	27	27

資料：こども福祉課(各年度4月1日現在)

※調査権限が平成19年度より県から市に移譲される

(2) 幼稚園

平成21年5月1日現在、公立幼稚園が6園、私立幼稚園が16園あり、平成21年5月1日現在で合計2,728人が就園しています。

●図表 2-36 幼稚園一覧

区分	名称	園児数	場所	区分	名称	園児数	場所
公立	土浦幼稚園	37	大手町	私立	土浦聖母幼稚園	83	大町
	第二幼稚園	98	富士崎		もみじ幼稚園	138	下高津
	いくぶん幼稚園	52	文京町		もみじ第二幼稚園	95	若松町
	都和幼稚園	43	板谷		土浦日大高校附属幼稚園	255	桜ヶ丘町
	大岩田幼稚園	53	小岩田東		中村白百合幼稚園	289	中村南
	新治幼稚園	62	沢辺		天川幼稚園	118	天川
					つくば国際短大附属幼稚園	169	真鍋
					中央幼稚園	183	神立中央
					白帆幼稚園	199	蓮河原新町
					まなべ幼稚園	29	真鍋
					土浦みどり幼稚園	155	並木
					エンゼル・スポーツ幼稚園	40	烏山
					あおば台幼稚園	152	右舂町
					ひたち学院幼稚園	175	乙戸
					まなべすみれ幼稚園	127	東真鍋町
					新学幼稚園	176	手野町

資料：教育総務課(平成21年5月1日現在)

●図表 2-37 幼稚園の状況

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設数(園)		21	21	21	22	22	22	22
就園児数	合計	2,936	2,921	2,954	2,925	2,916	2,839	2,728
	3歳児(人)	679	713	740	751	762	758	689
	4歳児(人)	1,122	1,106	1,105	1,087	1,048	1,025	1,005
	5歳児(人)	1,135	1,102	1,109	1,087	1,106	1,056	1,034

資料：学校基本調査(各年度5月1日現在)

(3) 放課後児童クラブ（学童保育）

平成21年3月31日現在、放課後児童クラブが18か所あり、小学校3年生までを対象として、1,041人が在籍しています。

●図表 2-38 放課後児童クラブ一覧

クラブ名称	在籍児童数	場所	クラブ名称	在籍児童数	場所
神立小学校児童クラブ	63	中神立町	荒川沖小学校児童クラブ	52	荒川沖東
真鍋小学校児童クラブ	91	真鍋	東小学校児童クラブ	58	中
中村小学校児童クラブ	83	中村南	上大津東小学校児童クラブ	33	沖宿町
下高津小学校児童クラブ	87	下高津	都和南小学校児童クラブ	26	常名
土浦小学校児童クラブ	95	大手町	藤沢小児童クラブ	32	藤沢
乙戸小学校児童クラブ	44	乙戸南	上大津西小児童クラブ	15	手野町
土浦第二小学校児童クラブ	61	富士崎	都和小児童クラブ	82	並木
大岩田小学校児童クラブ	107	大岩田	山ノ荘小児童クラブ	19	本郷
右舩小学校児童クラブ	75	右舩	菅谷小児童クラブ	18	菅谷町

資料：青少年課（平成21年3月31日現在）

●図表 2-39 放課後児童クラブ登録状況

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
児童クラブ数（か所）	13	14	14	15	17	18
在籍者数（人）	446	634	690	872	918	1,041
指導員数（人）	50	63	66	70	87	86

資料：青少年課（各年度3月31日現在）

(4) 放課後子ども教室

放課後こども教室は小学生全学年を対象として、小学校の余裕教室等を活用して、地域住民の参画を得ながら、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行うものです。

本市では、平成20年4月に1か所設置し、平成21年3月31日現在、36人が利用しています。

●図表 2-40 放課後子ども教室

クラブ名称	在籍 児童数	指導員 数	場所
穴塚小学校放課後子ども教室	36	3	穴塚

資料：青少年課(平成21年3月31日現在)

(5)小・中学校等

平成21年5月1日現在、小学校が20校(公立)、中学校は公立が8校、私立が2校に加え、知的障害児を対象とした県立特別支援学校が1校あります。

●図表 2-41 小学校一覧

学校名	児童数	場所	学校名	児童数	場所
土浦小学校	771	大手町	上大津東小学校	230	沖宿町
下高津小学校	788	下高津	上大津西小学校	77	手野町
東小学校	395	中	神立小学校	590	中神立町
宍塚小学校	45	宍塚	右舩小学校	383	右舩
大岩田小学校	609	大岩田	都和南小学校	312	常名
真鍋小学校	887	真鍋	乙戸小学校	329	乙戸南
都和小学校	568	並木	菅谷小学校	185	菅谷町
荒川沖小学校	380	荒川沖東	藤沢小学校	257	藤沢
中村小学校	430	中村南	斗利出小学校	85	高岡
土浦第二小学校	646	富士崎	山ノ荘小学校	121	本郷

資料:教育総務課(平成21年5月1日現在)

●図表 2-42 中学校一覧

	学校名	生徒数	場所	学校名	生徒数	場所
公立	土浦第一中学校	491	文京町	土浦第五中学校	519	手野町
	土浦第二中学校	437	東真鍋町	土浦第六中学校	466	右舩
	土浦第三中学校	645	中村南	都和中学校	444	中貫
	土浦第四中学校	690	中高津	新治中学校	245	藤沢
私立	常総学院中学校	500	中村西根	土浦日本大学中等教育学校	752	小松ヶ丘町

資料:教育総務課(平成21年5月1日現在)

●図表 2-43 特別教育支援学校

	学校名	生徒数	場所	内 容	対 象
県立	土 浦 養 護 学 校	148	上高津	小学部、中学部、高等部本科	知的障害

資料:教育総務課(平成21年5月1日現在)

●図表 2-44 小・中学校児童生徒数推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
小学校	8,250人	8,238人	8,227人	8,219人	8,167人	8,088人
中学校	4,641人	4,692人	4,758人	4,458人	4,501人	4,437人

資料:学校基本調査(平成21年5月1日現在)※中等教育学校は含まない

7 子育て支援関連施設

子育て支援関連施設や事業は、地域子育て支援センターやファミリーサポートセンター、児童館、子育て交流サロンなどがあり、利用状況は以下のようになっています。

●図表 2-45 子育て支援関連施設及び事業の状況

施設名	年間利用人員（延べ人）					
	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
地域子育て支援センター 「さくらんぼ」	10,151	10,467	10,172	8,858	8,535	8,933
地域子育て支援センター 「ありんこクラブ」	428	1,012	653	542	456	736
地域子育て支援センター 「白鳥保育園」	—	1,194	1,250	1,596	1,493	1,191
土浦市ファミリーサポートセンター	—	—	—	3,018	3,124	2,138
都和児童館	30,194	24,899	30,665	35,323	10,559	17,258
ポプラ児童館	—	—	21,185	25,200	25,564	25,572
新治児童館	—	—	5,106	14,701	8,831	14,123
土浦市子育て交流サロン 「わらべ」	—	7,355	6,502	6,960	7,427	6,707

資料：こども福祉課

8 保育関係サービスの評価

次世代育成支援行動計画（前期計画）では、保育関係サービスに関して目標事業量を設定していました。

この目標事業量に対する達成度をみると、平成20年度の時点で、休日保育事業、乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）、地域子育て支援事業、子育て交流サロン事業において、平成21年度目標量の達成には至っていません。こうした背景には、設置基準をクリアするための人材や環境整備の不足などに加え、平成16年度当時に想定した平成21年度の必要量ほど実際の必要量が伸びなかったことなどが考えられます。

●図表 2-46 目標事業量

事業名	平成16年度実績		平成21年度目標		平成20年度実績	
	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数
1 通常保育	1,450	18	1,720	19	1,780	22
2 延長保育		16		19		22
3 休日保育事業		2		2		1
4 放課後児童健全育成事業(学童保育)		14		17		18
5 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)	—	—	5	1	0	0
6 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0
7 子育て短期支援事業(ショートステイ)	5	3	7	4	8	3
8 一時預かり事業	45	8	51	11	65	13
9 ファミリー・サポート・センター事業		0		1		1
10 地域子育て支援事業		3		5		3
11 子育て交流サロン		1		2		1

資料：こども福祉課

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

以下に示す3つの理念を基本理念とし、本計画が目指すべき理想像を示します。

(1) 子ども自身の育ちを支える

子どもは、子ども同士のふれあいや大人との人間関係の中で、愛情や信頼感、我慢する心、思いやる心を育てます。

子どもの権利が最大限尊重され、仲間と共にゆっくりと子ども時代を過ごすことができ、その成長過程において、社会的責任を自覚することができるような子どもを育てます。

大人と子どもが信頼関係のもとに、夢と希望を持って、いきいきと育つことを目指します。

(2) 子育て家庭を支える

子育ては保護者が第一義的責任を有することから、親自身が親として成長するための支援を推進します。

また、子育て家庭が地域の中で、孤立することがないように、子どもたちは「地域で育つ」、「地域で育てる」、「みんなで育てる」という理念のもと、地域全体の連携を図ります。

子育て中の家庭が安心して子どもを生み、楽しく育てられる環境を整備し、「楽しい子育てができるまち」、「子育てがしたくなるようなまち」を目指します。

(3) 地域全体で子育てを支援する

子育ての基本は家庭にあります。子どもが育つ、子育てをするということは、家庭はもとより、地域全体で取り組むべき課題です。

地域全体で子育て家庭を支援し、未来を託す子どもたちが心身共に健やかに育つための、地域環境づくりを目指します。

本市では、「子ども」、「家庭」、「地域」の3つの領域で、子育て支援対策を推進します。

子どもが地域の中でたくましく育ち、また、すべての家庭が子育ての責任を自覚し、親自身も子育てを通じ成長することができ、さらに地域では、子育てを社会全体で行うものとする共通認識のもと子育てを支援します。

このことから、本市では、前期計画に引き続き「子ども自身の育ちを支える」、「子育て家庭を支える」、「地域全体で子育てを支える」を本計画の基本理念として掲げます。

なお、本計画の目指すべき理想像を広く住民に知ってもらうため、3つの基本理念に基づいた、

「子どもを家庭と地域が支えるまち土浦」

を本計画のキャッチフレーズとします。

2 基本方針及び基本施策

基本方針1：地域における子育ての支援

- 基本施策
 - (1) 地域における子育て支援サービスの充実
 - (2) 保育サービスの充実
 - (3) 児童の健全育成

基本方針2：母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 基本施策
 - (1) 子どもや母親の健康の確保
 - (2) 「食育」の推進
 - (3) 思春期保健対策の充実
 - (4) 小児医療の充実
 - (5) 不妊・出産に対する支援

基本方針3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 基本施策
 - (1) 次代の親の育成
 - (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - (3) 家庭や地域の教育力の向上
 - (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本方針4：子育てを支援する生活環境の整備

- 基本施策
 - (1) 良好な居住環境の確保
 - (2) 安心して外出できる環境の整備

基本方針5：子ども等の安全の確保

- 基本施策
 - (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

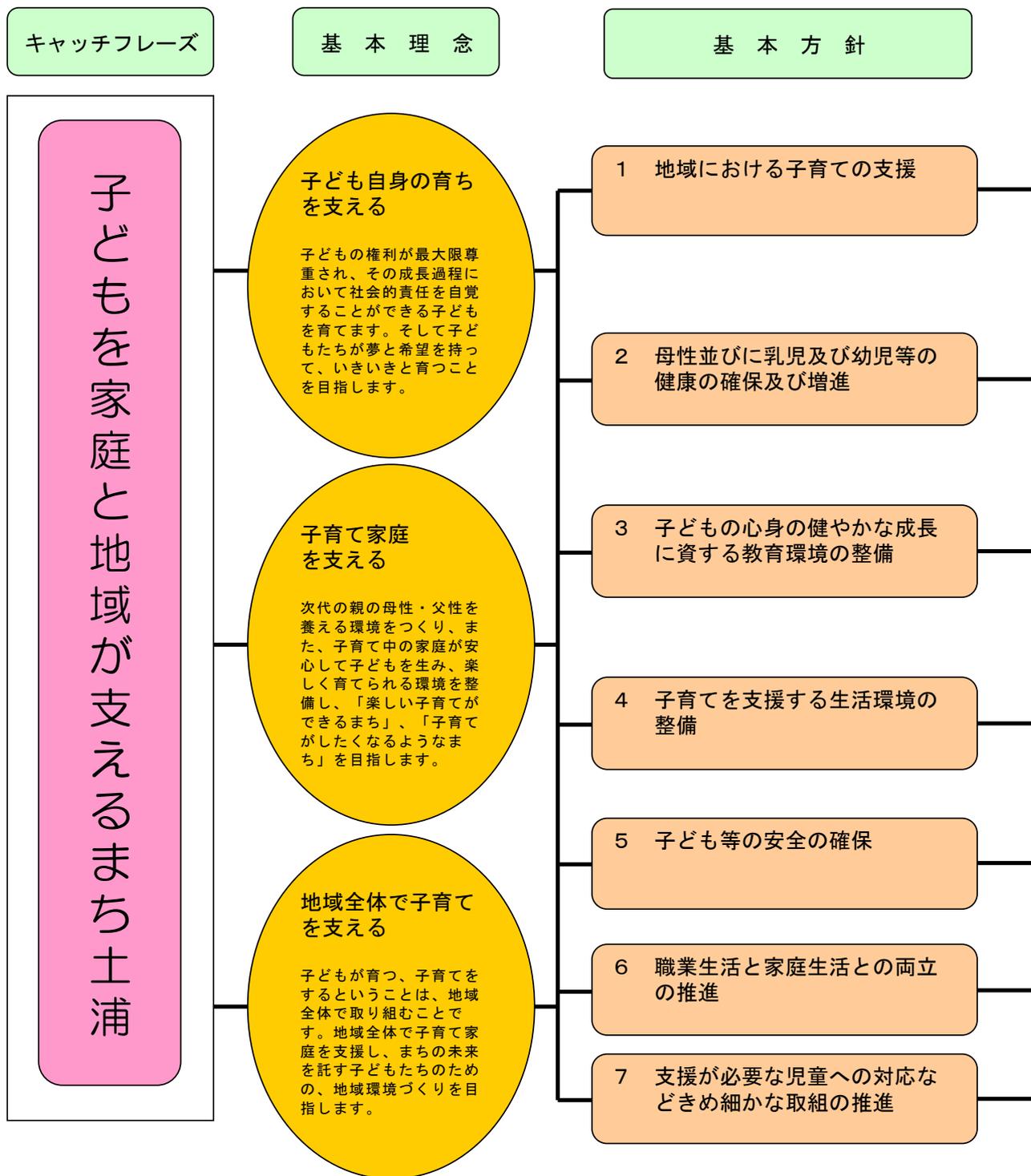
基本方針6：職業生活と家庭生活との両立の推進

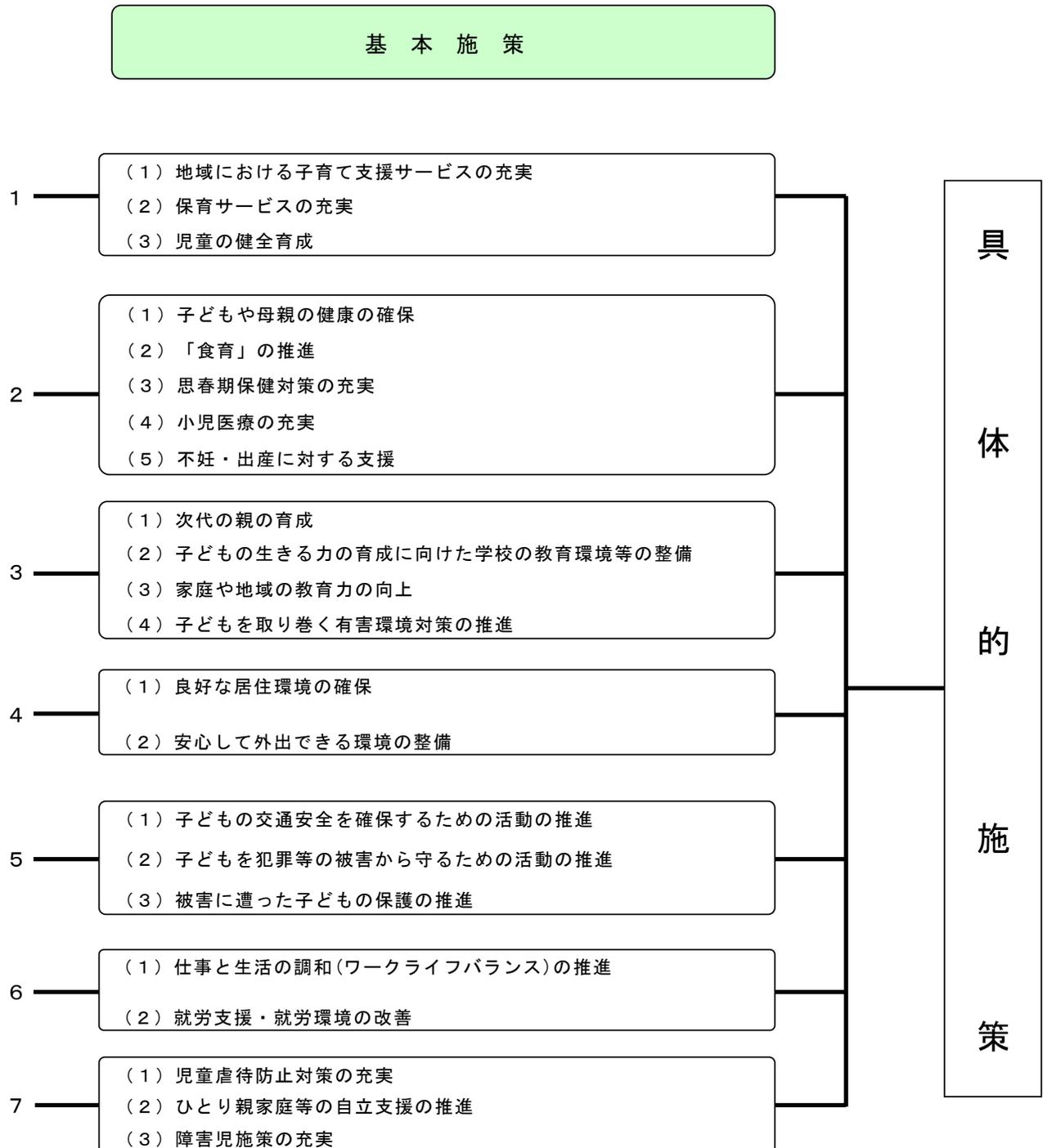
- 基本施策
 - (1) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進
 - (2) 就労支援・就労環境の改善

基本方針7：支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 基本施策
 - (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - (3) 障害児施策の充実

3 施策体系





第4章

現状と課題及び今後の方策

基本方針1：地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

本市の核家族世帯の割合は年々上昇しており、18歳未満児童のいる家庭に占める核家族世帯の割合は平成17年で70%を超えています。

このように本市でも核家族化の進行がみられており、家庭での育児力の低下が懸念されるとともに、近所づきあいの希薄化による子育て家庭の孤立も大きな問題です。また、情報化が進む反面、あふれる情報にとまどったり、必要な情報から取り残されたりする可能性もあります。

こうしたことから、子育ての負担感軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、子育てサポーターの派遣や一時預かり事業の実施、各種集いの事業や情報提供、相談事業などを実施してきましたが、今後もこうした事業のより一層の拡充が必要となっています。

一方、子育てを社会全体で支援するためには子育てサークルや関連団体、地域、保育所、幼稚園、学校、公民館、図書館などが連携をとり、地域の子育てに関する情報や活動等の情報を分かりやすく保護者に提供し、協力して子育てを支援する環境整備が必要です。

しかし、こうした団体や組織はそれぞれ単独で子育て支援活動を行っているのが現状です。今後、一層の活動の拡大と充実を図るためには、各関係機関、組織同士が連携して子育てに関するサービスと情報の共有化を図り、効率的・効果的にサービスの提供を図ることが望まれます。そして、保護者をはじめとする地域住民の理解と協力を啓発していくことが必要です。

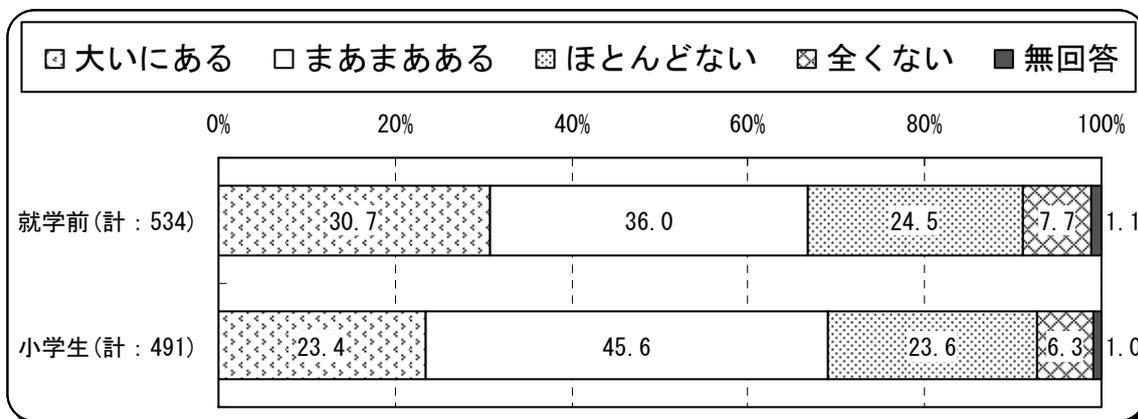
●●● 実態調査結果 ●●●

周囲の人に支えられているという実感がある人の割合は、就学前児童保護者で66.7%、小学生保護者で69.0%と高い反面、「全くない」と回答した人の割合が前者が7.7%、後者が6.3%あり、これらの人の孤立化が懸念されます。

また、子育ての不安内容では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに子育て費用が最も高くなっていますが、自分の時間や夫婦の時間が持てなくなることへの不安も大きいことから、育児家庭同士の交流や息抜きの機会確保などの対策が必要となっています。

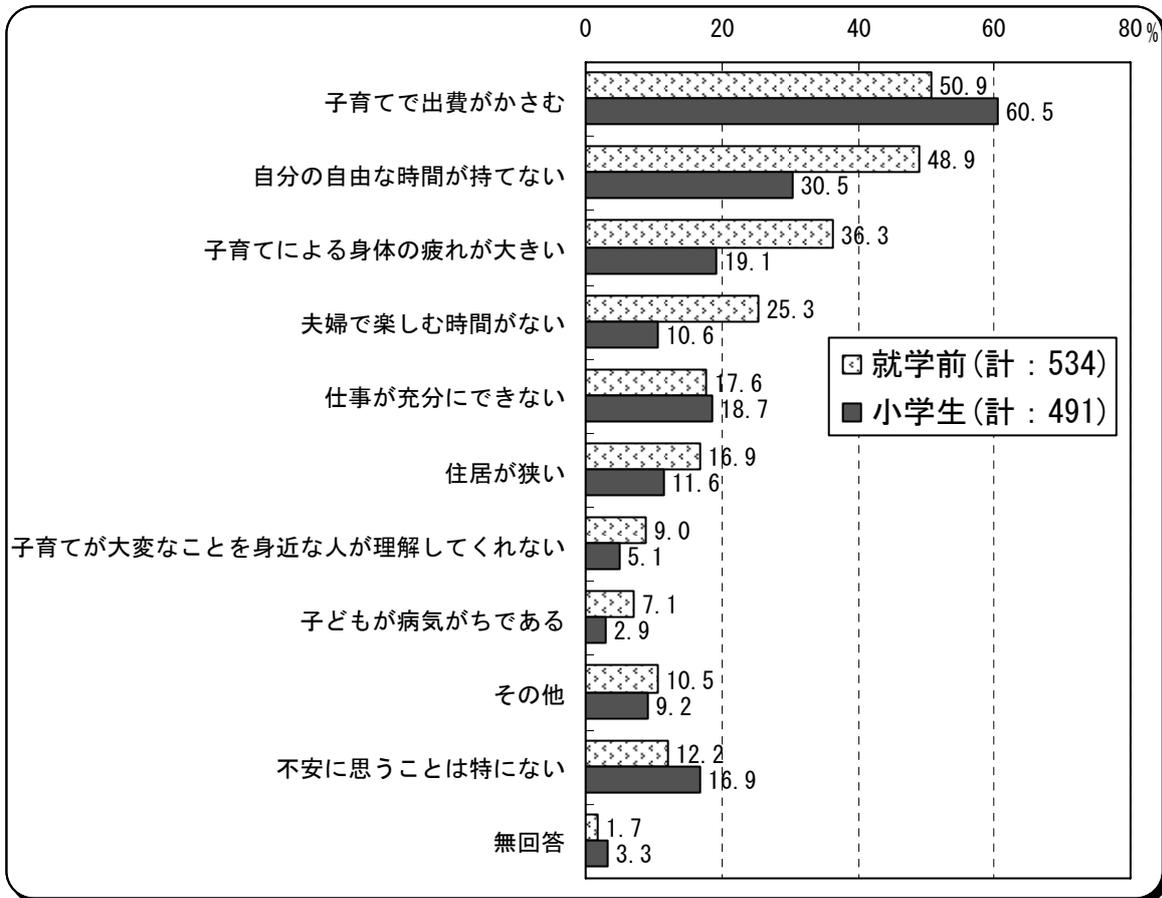
一方、子育てサークルなど自主活動への支援に関しては、就学前児童保護者の約40%が現在参加しているか、参加したいと考えており、活動にあたって行政に望む支援として、活動場所の提供や活動資金の助成、活動時間中の保育サービス、情報発信やPRなどの支援があがっています。

●図表 4-1 周囲の人(近隣、友人等)に支えられている実感



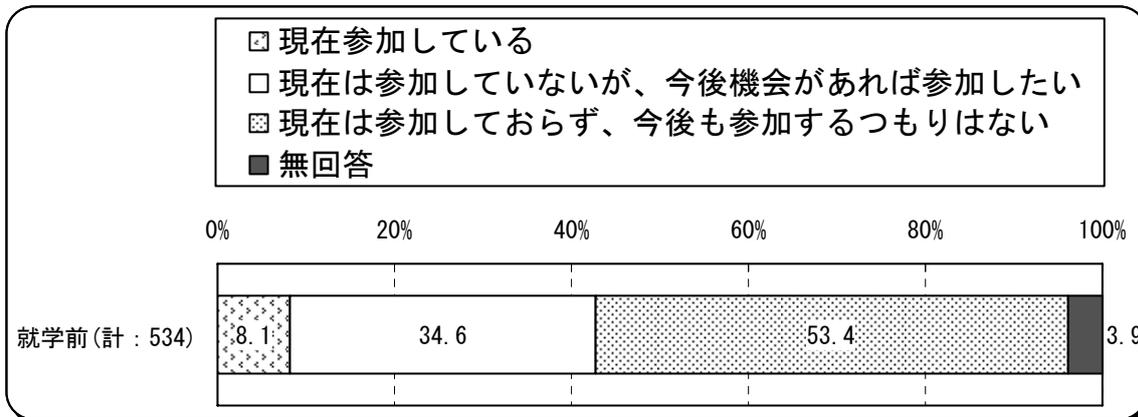
資料:平成20年度アンケート調査

●図表 4-2 子育てで不安に思っていること



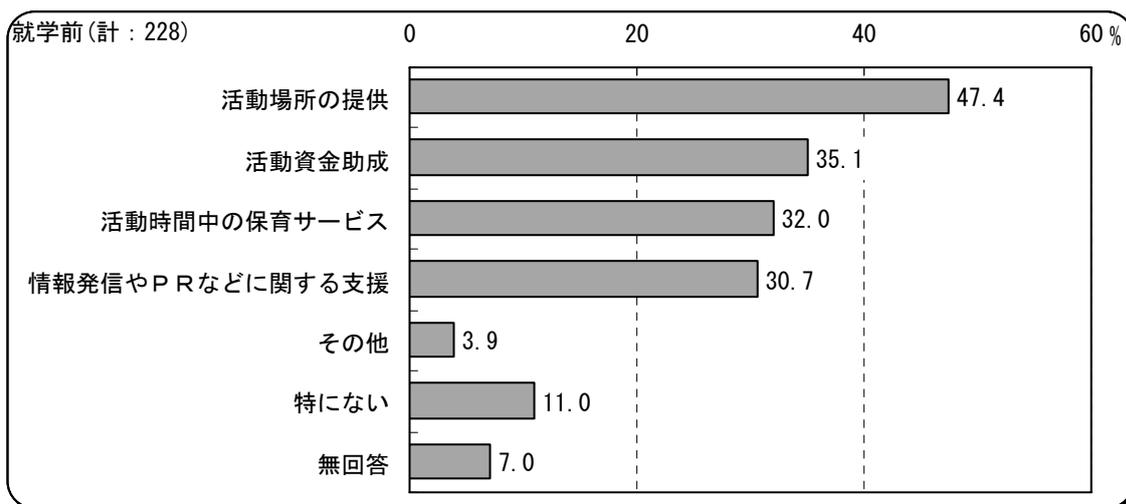
資料:平成 20 年度アンケート調査

●図表 4-3 子育てサークルなどへの参加状況



資料:平成20年度アンケート調査

●図表 4-4 自主活動をする上での行政に望む支援



資料:平成20年度アンケート調査

★★★ 今後の方策 ★★★

子育て家庭の孤立化を防ぎ、育児負担を軽減するため、地域における様々な子育て支援サービスや情報提供、相談体制などの強化と拡充を進めます。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 居宅において児童の養育を支援する事業

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
1 ファミリーサポートセンター事業の推進	育児に関する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行う事業。	利用会員数 36人 協力会員数 126人	利用会員数 50人 協力会員数 150人	こども福祉課 社会福祉協議会

(イ) 保育所等において児童の養育を支援する事業

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
2 児童養護施設等への緊急保護	養育が一時的に困難となった家庭の児童及び緊急一時的に保護を要する母子等を、児童養護施設、乳児院、里親、母子生活支援施設に原則7日以内保護を委託する事業。	実施か所数 3か所 利用者数 12人	継 続	こども福祉課
3 一時預かり事業の充実	保護者が仕事の都合や家族の急病等により、断続的に又は一時的に子どもの保育ができない時に、保育所で子どもを預かり保育を行う事業。	実施か所数 13か所 延利用者数 6,213人	継 続	こども福祉課
4 放課後児童クラブ事業の拡充	保護者が働きに出ている小学校低学年(1~3年生)の児童を、小学校の空き教室等を利用し、放課後や春・夏・冬休みの期間に指導員を配して、生活の場を提供するとともに遊びを主とした保護育成を施し、児童の育成を図る事業。	実施か所数 18か所(25クラブ)	実施か所数 18か所(30クラブ)	青少年課
5 放課後児童クラブ障害児童受入れ推進	放課後児童クラブにおいて障害児童を受入れる体制を整える。 そのための指導員研修や専門家による巡回相談を実施。	実施か所数 6クラブ 利用者数 7人	必要に応じて受け入れる	青少年課
6 放課後児童クラブ指導員の養成講習会の開催	放課後児童クラブの指導員の職務や安全管理について講習を行い、指導員を育成するとともに、質の向上を図る事業。 特別支援対応の研修内容も盛り込まれる。	開催回数 5回 (全指導員の約半数が参加)	継 続	青少年課
7 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)の導入	適当な施設の専用スペース等において、病気回復期にある児童を一時的に預かる保育事業。	—	実施か所数 1か所 利用者数 3人/日	こども福祉課

(ウ) 保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
8 育児サークル活動の支援	地域における「子育て」力を引き出し気軽に話し合える仲間づくりを推進するために、育児サークルの支援。	サークル数 8サークル	サークル数 12サークル	こども福祉課 社会福祉協議会
9 はじめてのパパ・ママパ サポート事業の推進	マタニティ教室の一環として、初めてパパ・ママになる方を対象に、保育所での子育て相談や乳幼児が遊んでいる様子を実際に見学することにより、子育てについての不安の解消や理解を進める事業。	実施か所数 1か所	継 続	こども福祉課
10 地域子育て支援セン ター事業の推進	核家族化の進行や少子化の影響による、子ども同士の交流や地域の人のふれあいの減少及び育児不安の解消等に対応するため、地域全体で連携して子育てを支援することを目的に保育所を中心として事業を展開。	設置か所数 3か所	設置か所数 5か所	こども福祉課
11 子育て交流サロン事業 の推進	現在子育て中の方に交流の場を提供するとともに、子育てで経験豊かなスタッフが、子育てに関する情報提供及び相談などを行う事業。	設置か所数 1か所	設置か所数 2か所	こども福祉課
12 小地域交流サロン事業 の推進	居住地域を拠点とした楽しい仲間づくりの場として、子どもと保護者及び地域のボランティアが、共に企画運営を行う地域福祉活動を支援する事業。	設置地区 19地区	設置地区 40地区	社会福祉協議会
13 地域組織活動事業の推 進	地域子育て支援センター及び児童館内に、地域組織活動として、母親クラブを設置して、子育て支援活動及び子育て支援ボランティアの養成を実施。	設置か所数 3か所	設置か所数 4か所	こども福祉課
14 乳幼児家庭教育学級事 業の推進	未就園の乳幼児を持つ親同士が、交互保育を行うとともに各種の講座を受講し、子育ての孤立化の解消を推進する事業。	実施か所数 2か所 参加者数 大人 867人 子ども994人	継 続	こども福祉課
15 家庭教育学級事業の推 進	子育てに関する不安や悩みを持つ親が増加しているため、子どもの発育段階に応じた家庭教育のあり方等について学習できる機会の充実を図る事業。	学級数 34学級 利用者数 3,826人	学級数 34学級 利用者数 3,800人	生涯学習課
16 マイ保育園登録事業の 推進	妊娠等を機会に保護者が、身近な保育所を育児相談の場として登録することにより、保育所や市等が一体となって、保護者個々人に合ったきめ細かな子育て支援を実施。 ①育児相談・育児体験等、②一時保育利用券の配布、 ③保護者向け子育て研修会の開催。	実施保育所 1か所	実施保育所 3か所	こども福祉課

(エ) 子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への提言を行う事業

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
17 子育てハンドブックの発行	社会情勢の変化、施策の改善に併せ、利用者の要請に応えられる内容に改訂し、子育てに関する情報を一元的に提供。	平成21年度発行予定	必要に応じて発行	こども福祉課
18 子育てホームページの充実	子育て支援サービスや施設など、子育てに関する様々な情報を提供するホームページを開設し、子育て情報を発信。	随時更新	月1回 HPの情報更新	こども福祉課
19 外国語ガイドブックの作成	外国語の保育所入所案内の作成・頒布。	3ヶ国語作成	継 続	こども福祉課
20 すくすくルームの拡充	子育て支援センター「さくらんぼ」で、生後4か月～1歳の子とその親が集い、育児の悩みの共有や、親同士の友達づくりの場の提供を通じ子育てを支援する。	利用者数 598名	利用者数 900名	こども福祉課

(2) 保育サービスの充実

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

近年の核家族化の進行に伴い、働く女性の増加や生活様式の多様化などにより、保育サービスの需要は増加してきました。また、就業形態も多様化し、サービス業などの就業比率が高まったことにより、延長保育などの対応が必要となってきました。さらに、母親が急な用事の場合に子どもを預けるだけでなく、母親の育児負担を軽減するためにも、一時預かり保育などの特別保育サービスは欠かせないものとなってきました。

こうしたことから、認可保育所を平成17年度と比較して6箇所を整備し、定員をこれまでの1,450人から1,780人と330人増加させ、高まる保育需要に対応してきました。

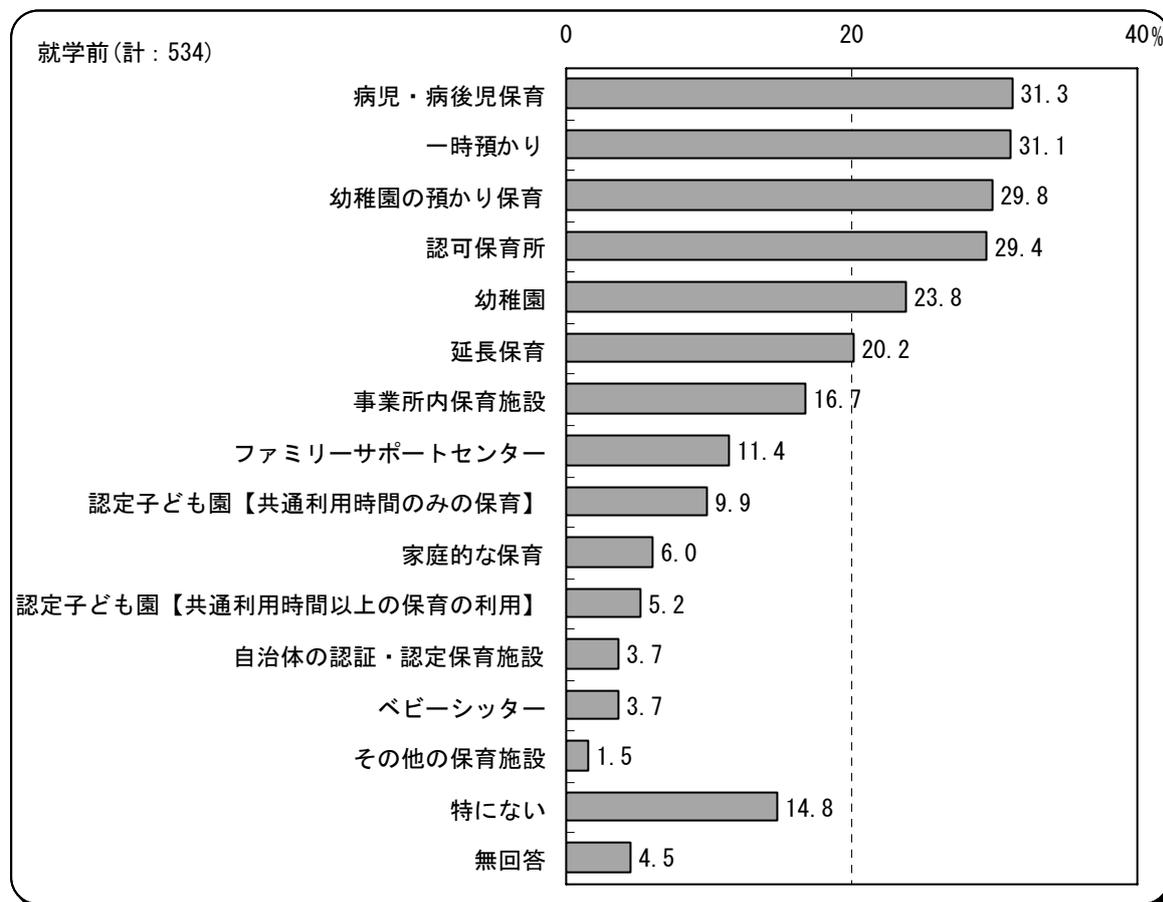
また、延長保育や一時預かり保育などを実施し、多様な保育ニーズに応えられるよう、サービスの拡充に努めてきました。

今後も、多様化する保育需要への柔軟な対応が必要と考えられます。

●●● 実態調査結果 ●●●

就学前児童保護者の保育サービスの利用希望は、「病児・病後児保育」(31.3%)、「一時預かり」(31.1%)、「幼稚園の預かり保育」(29.8%)、「認可保育所」(29.4%)などが上位にあがっています。

●図表 4-5 保育サービスの利用希望



資料：平成20年度アンケート調査

★★★ 今後の方策 ★★★

保護者の就労などにより、家庭で保育することが困難な就学前の児童を対象に、利用者のニーズを的確に捉え、また就労形態の多様化に対応した延長保育や一時預かり保育などの特別保育の充実を図ります。

また、一時的にみられる待機児童の問題は、既存施設の定員増により対応するとともに、将来の待機児童対策については、幼保一元化を考慮しつつ取り組んでいきます。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 保育サービスの充実

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
21 通常保育事業の充実	ゆとりある保育をめざした保育所の受入れ体制の充実。	設置か所数 22か所 定員数 1,780人	継 続	こども福祉課
22 乳児保育事業の推進	産前産後休暇や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業。	実施か所数 16か所 利用者数 152人	継 続	こども福祉課
23 延長保育事業の充実	勤務時間の長期化や長距離通勤による保育所滞留時間の長時間化に対応する保育事業。	実施か所数 22か所	継 続	こども福祉課
24 障害児保育事業の充実	集団保育が可能な軽・中程度の障害児を受け入れる保育事業。	実施か所数 10か所	継 続	こども福祉課
25 休日保育事業の充実	休日に仕事を持っている保護者に対して、日曜日及び祝日に保育所を開所する保育事業。	実施か所数 1か所	継 続	こども福祉課
26 認可外保育施設への支援	運営費の補助を行い、認可外保育所を支援する事業。	実施か所数 3か所	継 続	こども福祉課
27 保育所地域活動事業の推進	保育所の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業。	実施か所数 22か所	継 続	こども福祉課
28 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)の導入(再掲)	(再掲)			こども福祉課

(3) 児童の健全育成

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

子どもの遊びは、時代の変化とともに屋外から屋内へと移り、テレビやコンピューターゲームなどが主流となってきているため、多様な実体験が少なくなり創造性に乏しくなることや、体力の低下などが危惧されています。

また、子どもは、子ども同士のふれあいや大人との人間関係の中で、それぞれの発達段階に応じた体験・経験が必要であり、そのことが愛情や信頼感、他人を思いやる心を育てます。

こうしたことから、子どもたちが地域の中で自由に遊び、安全に過ごせる場を創造し、様々な体験ができる機会を提供する必要があります。

現在児童館では様々なイベントを行い、子どもが放課後や土曜日に安全かつ自由に遊ぶことのできる居場所としての役割を果たしています。また、こどもランドや放課後子ども教室などでは、子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

さらに、子どもを健やかに育てていくためには、地域ぐるみで子どもを見守ることが大切です。そのためには、子どもに関わる家庭、学校、地域の連携を強化し、親同士が交流を深め、地域の子どもの問題や子育てについて情報を交換し合い、子どもたちの活動しやすい環境を整えることが必要です。

一方、景気低迷により経済的な格差が拡大することにより、家計が圧迫され、子どもの健全育成が懸念される家庭が増加しています。こうした家庭に対し、子育て費用の負担を軽減することも必要となります。

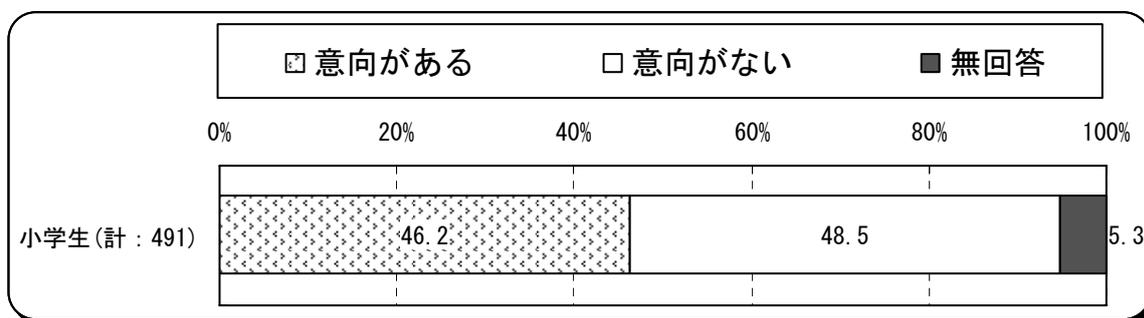
●●● 実態調査結果 ●●●

小学生の放課後の居場所づくりとして実施している放課後子ども教室については、小学生保護者の46.2%が利用意向を示しています。

また、子どもの外遊びに関する現状では、約40%が1週間あたりの外遊びの頻度を2日以内と回答しており、外遊びが少なくなっています。

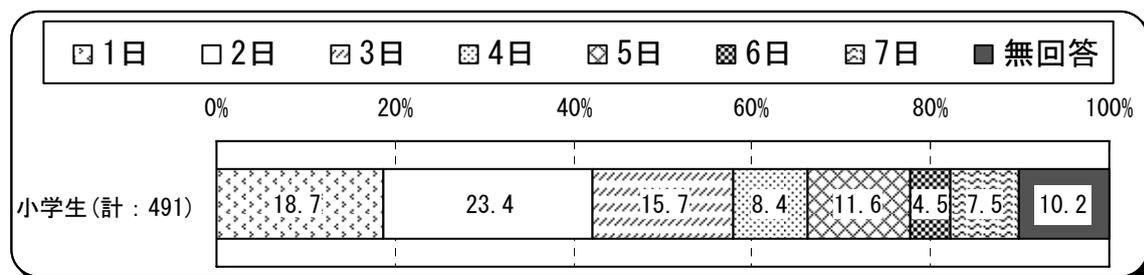
一方、安心して遊べる場所が「ない」と52.7%が回答しています。遊び場に対する希望では、「家の近くにある」が85.3%と最も多く、次いで「遊び場やその周辺的环境が良く安心して遊べる」(77.8%)、「思い切り遊ぶために十分な広さがある」(70.3%)、「遊び場周辺の道路が安全である」(63.7%)などが上位を占めるなど、近くて安心できる遊び環境へのニーズが高くなっています。

●図表 4-6 放課後子ども教室利用意向



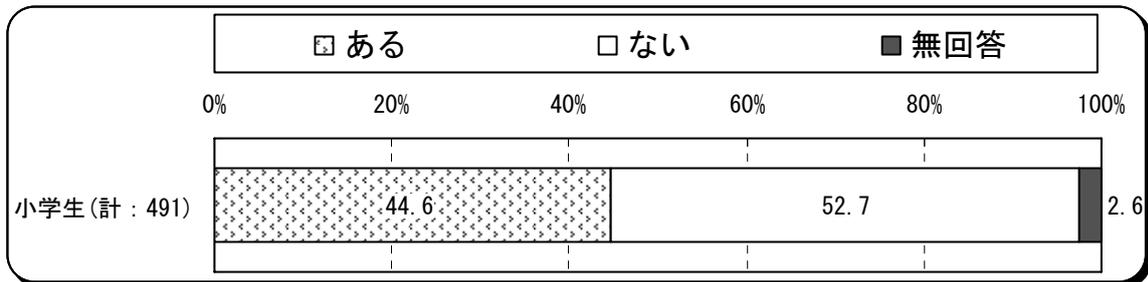
資料:平成20年度アンケート調査

●図表 4-7 子どもの外遊び頻度(1週間あたり)



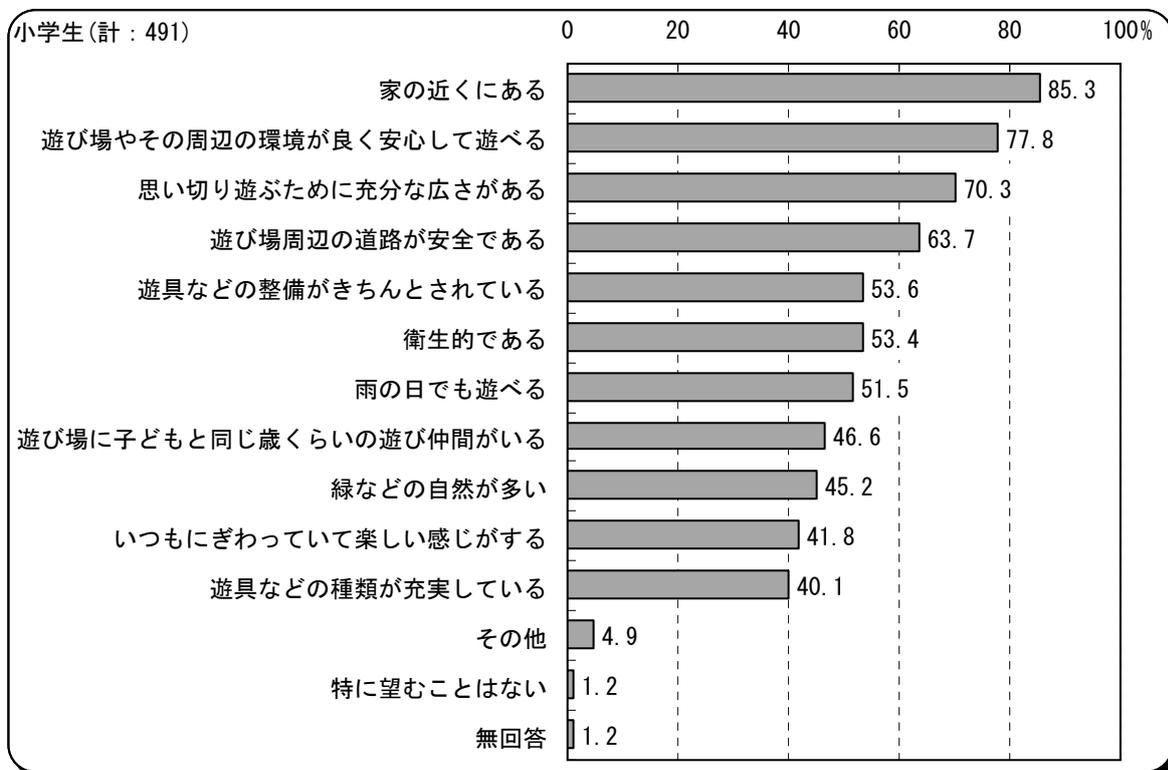
資料:平成20年度アンケート調査

●図表 4-8 安心して遊べる場所の有無



資料:平成20年度アンケート調査

●図表 4-9 希望する遊び場



資料:平成20年度アンケート調査

★★★ 今後の方策 ★★★

児童が放課後等において自主的に参加し、自由に遊べ、安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。また、地区や年齢を超えて交流できるような行事の開催を積極的に推進し、世代間（異年齢）交流を活発化させることに努めます。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 遊びや体験の場や機会の創造

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
29 親子ふれあい教室の充実	就園前の親子を対象に、各地区公民館においておもちゃづくり・クッキング・リズム遊び等を通じて、友達づくりや交流の場とする事業。	実施か所数 8か所 参加者数 大人:999人 子ども:1,229人	実施か所数 8か所 参加者数 大人:1,760人 子ども:1,760人	こども福祉課
30 保育所・園庭開放事業の充実	交流保育や園庭開放など、保育所施設を利用して、子育てや親子での遊び方を指導し、また就園児との交流を推進する事業。	実施か所数 9か所	継 続	こども福祉課
31 幼稚園・園庭開放事業の充実	幼稚園施設を開放し、行事等に地域の親子を招待することで、就園児との交流を図る事業。	実施か所数 6か所	継 続	学務課
32 児童館の整備・運営	子どもたちの安全な居場所づくりと健全な遊びを与える活動拠点としての児童館の整備。	設置か所数 3か所	設置か所数 4か所	こども福祉課
33 高齢者と子供のふれあい事業の支援	高齢者クラブが子ども会、保育所、幼稚園、子ども育成会、母親クラブ等の協力を得て、郷土玩具製作と遊び方の普及や民話の伝承、民芸品の製作などのふれあい交流活動を2種類以上実施。	クラブ数 3クラブ	クラブ数 4クラブ	高齢福祉課
34 こどもランド事業の充実	18歳未満の児童及びその保護者を対象に、子どもたちの知識と視野を広げ、豊かな情操と創造力を育むことを目的として、施設を利用した遊び及び学習の場を提供。 ウララ2ビルの8階に開設。	実施か所数 1か所 参加者数 50,000人	継 続	青少年課
35 青少年育成施設(青少年の家)利用の促進	10人以上の青少年を主体とした団体等に対して、多目的広場等の施設利用を促進。	実施か所数 1か所 利用者数 16,778人	実施か所数 1か所 利用者数 20,000人	青少年課
36 子どもが参加可能な講座の推進	図書館、各地区公民館などにおいて、子どもや親子向けの各種講座を開催。	講座数 18講座	継 続	生涯学習課

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
37 チャレンジクラブ事業の 推進	各中学校区において、子どもたちの社会性の発達と郷土に対する理解と愛着を深めることを目的に、様々なグループ活動を行う事業。	実施か所数 8か所 参加者数 244人	継 続	こども福祉課
38 夏休みファミリーミュージアム等体験講座の推進	博物館、考古資料館等において、児童生徒が親子で参加し、歴史や文化財等について体験学習をする事業。	講座数 13講座 参加者数 642人	講座数 13講座 参加者数 650人	文化課
39 福祉体験キャンプの推進	福祉施設での体験学習を通して、社会福祉への理解と関心を高めることを目的とし、児童の健全な育成を図る事業。	利用者数 66人	利用者数 80人	社会福祉協議会
40 土浦少年少女合唱団の 活動支援	小学生から高校生までを対象とし、集団において協調性や豊かな心を育む場として、定期演奏会のほか様々な公演活動を支援。	少年少女合唱祭 1回	継 続	文化課
41 子ども会活動の充実と 指導者の養成	子ども会活動に携わる指導者養成を行い、活動の充実を図り、またジュニアリーダーの養成を行い、子どもたち自身の運営による活動の活性化をめざす事業。	指導者数 40人 ジュニアリーダー数 73人	指導者数 40人 ジュニアリーダー数 80人	青少年課
42 公民館まつり事業の充実	各地区公民館において文化祭を実施し、地域の様々な人々との交流の機会を設ける事業。	実施か所数 8か所	継 続	生涯学習課 市民活動課
43 子どもまつり事業の充実	昔ながらの遊びや創作活動を通じて、郷土意識の高揚、集団活動の大切さを学ぶ機会を設ける事業。	実施回数 1回 参加人数 3,000人	継 続	青少年課
44 図画・作文・習字展の開催	小・中学生を対象に、図画・作文・習字等の文芸活動を通じて、人間性・創造性を育む事業。	実施回数 1回	継 続	青少年課
45 放課後子ども教室推進 事業の実施	放課後に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともにスポーツ、文化・体験活動、地域住民との交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	平成20年度導入 実施か所数 1か所	継 続	青少年課
46 総合型地域スポーツ クラブの推進	地域のコミュニティの役割を担うスポーツクラブとして、地域住民の自主的な運営による総合型地域スポーツクラブの実施を推進。	1団体 (「土浦スポーツ健康 倶楽部」平成20年度 設立)	継 続	スポーツ振 興課
47 公園の利用促進	公園に設置しているトイレの清掃や遊具の点検を行い、公園の利用促進につなげる。	実 施	1公園当たり週1回 以上巡回	公園街路課

(イ) 健全育成環境の整備

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
48 児童憲章の理念の尊重	「児童憲章」の精神に基づき、児童の人権に対して最大限の尊重を図り、チラシ等の配布を通じてその理念の啓発に努める活動。	—	継 続	こども福祉課
49 子ども模擬議会の実施	市内各小学校の6年生(代表1名、記者2名)により、模擬議会を通じていろいろな意見を聴き、市政に反映させる事業。	年1回	継 続	広報広聴課
50 生徒指導推進協議会の充実	各中学校地区において、生徒・児童の様々な諸問題に関して連絡調整・意見交換の場を設け、地域で子どもたちを見守る体制づくりを推進。	総会:年1回 部会:各地区随時開催	全体会1回 中学校区2回以上	指導課
51 青少年健全育成事業の充実	次代を担う青少年が豊かな情操を培い、自主性と社会性を備え、心身共に健やかにたくましく成長することを目的とする事業。	相談員数 106人	継 続	青少年課
52 青少年健全育成に関する啓発	青少年が健やかに育つ地域づくりを目的とし、非行防止・環境活動等の啓発活動を実施。	実施回数 年2回	継 続	青少年課
53 社会を明るくする運動の推進	法務省の主唱するもので、すべての国民が犯罪非行の防止と罪を犯した人たちの更正に理解を深め、それぞれの立場において力をあわせて犯罪や非行のない明るい社会を築こうという全国的運動。	保護司会員数 68人 年2回	保護司会員数 68人 年3回	青少年課
54 環境浄化活動の推進	青少年に住みよい環境街づくりをめざして有害図書等の自動販売機追放運動や非行防止キャンペーンを実施。	白ポスト 設置か所数 5か所	継 続	青少年課

(ウ) 健全育成に資する経済的支援

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
55 いばらき3人っこ家庭応援事業費補助の実施	3人以上の子どものいる家庭の保育料の一部助成を実施。	対象児童数 延297人	対象児童数 延300人	こども福祉課
56 児童手当の支給	児童を扶養している保護者に対し生活の安定と児童の健全な育成、資質の向上に資するため手当を支給する。	対象児童数 13,862人	対象児童数 19,500人	こども福祉課

基本方針2：母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

子どもを安心して生み育てるためには、子どもはもちろん親の健康管理も重要と なってきます。また、「三つ子の魂百まで」と言われるように、幼い頃からの生活 習慣が成長していく過程で大きな影響を与えることは周知の事実であり、食生活を はじめ、運動習慣や規則正しい生活など、親子ともども好ましい生活習慣を築いて いくことが望まれます。

こうした健康に関する保健分野においては、出産前からの母子の健康管理や相談 指導事業、乳幼児健診をはじめとする様々な母子保健事業を実施しており、日々、 きめ細かな相談・指導体制の工夫や母子保健事業の改善、拡大を行っています。

今後は特に、母子保健事業の周知と効果的な実施、不参加者に対するフォロー体 制を検討していく必要があります。

★★★ 今後の方策 ★★★

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて一貫した保健サービスを提供で き、母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図り ます。

また、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を図り、きめ細かな母子保健 の充実に努めます。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 子どもや母親の健康の確保

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
57 母子健康手帳交付事業の推進	妊娠届出書の受理に伴い母子健康手帳を発行し、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持増進を図る事業。	妊娠11週までの届出率 85.2%	妊娠11週までの届出率 90%	健康増進課
58 マタニティ教室の開催	妊婦に対して、妊娠・出産・育児等に関する知識を普及し、妊婦の健康の保持増進を図る事業。	開催日数 年24日 参加者数 397人	開催日数 年24日 参加者数 450人	健康増進課
59 母子保健相談事業の推進	妊産婦が不安や悩みを軽減できるよう、相談を電話・面接により随時実施。	相談者数	継 続	健康増進課
60 医療機関に委託して行う妊婦健康診査の推進	妊婦に対する健康診査を医療機関に委託し、妊婦の健康の保持増進を図る事業。	受診率 99.4%	受診率 100%	健康増進課
61 妊産婦訪問指導事業の推進	妊婦の訪問をすることにより、個人及び家族の持つ問題点を的確につかみ、各事例に保健指導を行う事業。	訪問件数 129件	訪問件数 180件	健康増進課
62 外国語版母子保健案内作成事業の実施	各種妊婦及び乳幼児の外国語版健診案内を作成し、周知徹底を図る事業。	—	8か国語	健康増進課
63 母子保健タイムスケジュール表作成事業の実施	妊娠届出から乳幼児の健康診査・健康教育・健康相談・予防接種等の様々な保健サービスのスケジュール表を作成し、母子健康手帳配布時及び転入者予防接種券交付時に配布。	作成・配布部数 母子健康手帳時 1,300部	継 続	健康増進課
64 マタニティ歯科健康診査の推進	妊娠中に歯科健康診査を実施し、口腔内の観察をすることにより、口腔衛生の向上を図る事業。	受診者数 283人	受診者数 350人	健康増進課
65 生後4カ月までの全戸訪問事業	・赤ちゃんおめでとう訪問事業 …土浦市民生委員児童委員協議会連合会に委託し育児環境整備を図る事業。 ・養育支援訪問事業 …育児不安が強いなどの要支援家庭に対して保健師・助産師が訪問指導を実施する事業。	—	訪問回数 年1回/該当世帯	健康増進課
66 赤ちゃん身体測定の実施	乳児の発育状況の把握のための計測日を設け、保護者の育児に対する不安の解消に努める事業。	実施回数 30回 受診率 30.6%	実施回数 30回 受診率 40%	健康増進課
67 幼児家庭訪問事業の拡充	各種幼児健診の結果、要指導、要医療の者、各医療機関から依頼のある者、健診の未受診者等に家庭訪問し相談指導を行う事業。	訪問件数 110件	訪問件数 200件	健康増進課
68 離乳食教室の開催	乳幼児期における健全な食生活を送るために、試食を通じ栄養指導を実施。	開催回数 12回 参加者数 74人	開催回数 12回 参加者数 180人	健康増進課

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
69 4か月児健康診査事業 の実施	乳児期の発育は特に著しく、身体の社会適応の点においても不安定な時期であるので、健康診査を実施し、心身障害児の早期発見と育児に対する正しい理解を深める事業。	実施回数 年24回 受診率 92.2%	実施回数 年24回 受診率 100%	健康増進課
70 1歳6か月児健康診査事 業(歯科含む)の実施	幼児期初期の身体・精神発達面で歩行や言語発達の標識が容易に得られる1歳6か月の時点で健診を実施し、疾病の早期発見と適切な指導を行い、健康の保持増進を図る事業。	実施回数:24回 受診率:92.5% う歯罹患率:2.7%	実施回数:24回 受診率:95.0% う歯罹患率:1.5% 以下	健康増進課
71 3歳児健康診査事業(歯 科含む)の実施	心身の発達面から最も重要な時期である幼児期において、総合的な健診を行い、健康の保持増進を図る事業。	実施回数:24回 受診率:87.6% う歯罹患率:19.0%	実施回数:24回 受診率:90% う歯罹患率:15.0% 以下	健康増進課
72 母と子の歯科健康診査 事業の実施	幼児(2歳3か月児)の口腔内の環境を整えるとともに、乳歯等口腔諸器官の健全な発達を促すために、歯の健康診査を幼児及び保護者に実施、同時にフッ化物塗布を行う。	実施回数:12回 受診率:57.9% う歯罹患率:6.7%	実施回数:12回 受診率:60.0% う歯罹患率:5.0% 以下	健康増進課
73 医療機関に委託して行 う乳児健康診査事業の 実施	乳児に対しての健康診査を医療機関に委託して行い、乳児の保健管理の向上を図る事業。	受診率 57.0%	受診率 90%	健康増進課
74 予防接種事業の実施	予防接種法及び結核予防法に基づく各種予防接種を行い、疾病予防を図る事業。	接種率 BCG:72.5% 三種混合:95.7% 麻疹:91.7%	接種率 全予防接種:95%	健康増進課
75 インターネット健康相談 の実施	パソコンや携帯電話を通じ、電子メールによる健康相談と情報提供を実施。	相談件数 5件	継 続	健康増進課
76 親子どんぐり教室の開 催	身体・言語・精神の発達に遅れがあると認められる幼児や、母子関係において経過観察が必要と認められる幼児及びその母親に対して、遊びを通じた集団指導を行い、幼児の健全な発達の支援をする事業。	開催日数 30日 参加組数 63組	継 続	健康増進課
77 すこやか健診の実施	幼児健康診査等において、言語発達・精神発達に遅れが疑われる就学前の子供に対し専門的診察を行うことにより、的確な指導・援助を実施。	実施回数 年12回	継 続	健康増進課
78 医療福祉制度の充実	医療福祉制度において、市単独事業として、乳幼児での所得制限の撤廃、妊産婦の対象疾病以外での受診への適用を実施。	—	継 続	国保年金課

(2)「食育」の推進

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

「食育」とは、子どもたちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を育てようとするものです。近年の社会環境や生活様式の変化による朝食欠食や偏食等の食習慣の乱れは、やる気の減退や集中力の欠如、情緒不安定といった精神的な問題や、肥満や思春期やせ症などの身体的な問題を引き起こし、子どもの心と体の健康問題に大きく関係しています。

また、同時に、食を通じた豊かな人間性の育成、家族関係づくりによる心身の健全な育成を図ることも大切です。

したがって、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣などを身に付けることにより、「食事の自己管理能力」を養うことが必要となります。

一方、健康な子どもを出産することは、すべての親の願いであり、そのためには妊産婦の健康の確保を図ることも大切です。このことから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含めた、食に対する学習の機会を設ける必要があります。

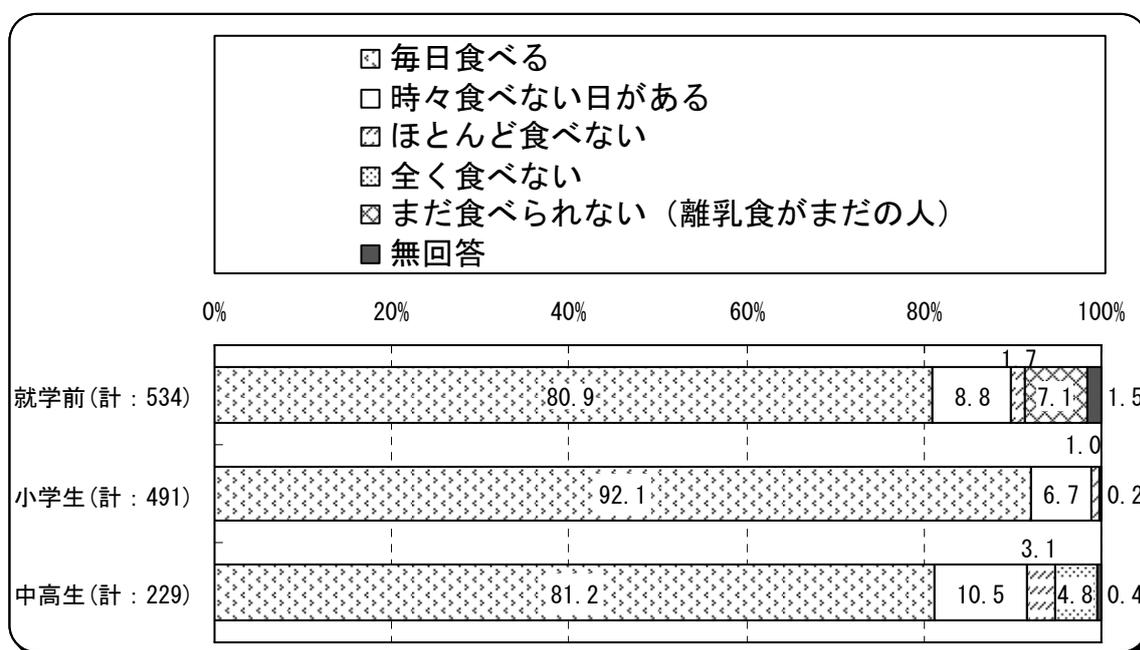
現在、土浦市食生活改善推進員連絡協議会において、食に関する様々な教室を開催しているほか、保育所、小学校、中学校、保健センターなどでの栄養教室や講習会を通じて、健康的な食生活や食育について啓発活動を行っています。

こうした取組などにより食への関心は高まっているものの、食生活改善推進員の減少や料理教室への参加者の減少などの問題が生じているため、関係機関で連携を図り、より効果的で、充実した取組を進める必要があります。

●●● 実態調査結果 ●●●

朝食の習慣では、就学前児童から中高生まで含めた80%以上が「毎日食べる」と回答しており、朝食を摂る習慣があることがわかります。しかし、そのなかで、中高生になると、10%近くに「ほとんど食べない」や「全く食べない」などの朝食欠食がみられています。

●図表 4-10 朝食習慣



資料:平成20年度アンケート調査

★★★ 今後の方策 ★★★

親自身の食習慣は子どもに大きく影響することから、親自身の生活習慣改善と健康づくりを推進し、乳幼児期から正しい食事の摂り方や食習慣の定着を図っていきます。

また、母親の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性の周知に努めます。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア)「食育」の推進

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
79 食生活改善推進員連絡 協議会活動事業の推進	「私たちの健康は私たちでつこう」をスローガンに、地域住民の世話役・案内役として、健康の保持増進のための食生活改善を中心とした組織的・継続的な活動を実施。	推進員数 196名	推進員数 250名	健康増進課
80 父親と子どもの料理教室の開催	家庭内の参画を促進するため、小学生・中学生とその父親を対象に、料理講習会を開催。	開催回数 年2回 参加組数 12組	開催回数 年2回 参加組数 各20組	男女共同参画課
81 保育所における食育に関する計画の策定	保育計画・指導計画に食育の項目を設け、保護者及び児童に対して食の大切さを啓発。	保育計画の中で実施	計画に基づき実施	こども福祉課
82 保育所における食育に取り組む体制づくり	給食に関する定例会議や園内研修時における食に関する指導等を実施。	年12回実施	継続	こども福祉課
83 就園児による栽培体験活動	園庭における野菜栽培等を通じ、命と食事、自然と食事のつながりを学ぶ体験活動。	全保育所実施	継続	こども福祉課
84 就園児による調理体験活動	クッキング保育や各種行事等の調理体験を通じて、調理器具の使い方や食に対する関心を育てていく活動。	公立、年間2回 私立、年間2～5回 私立、未実施あり	全保育所実施	こども福祉課
85 給食を用いた食育の推進	多くの種類の食材を使用し、栄養バランスのとれた給食を提供することで、健康的な食生活を実施することを啓発。	給食だより 月1回発行	継続	こども福祉課 教育総務課
86 地域の伝統的な食の提供	名産のれんこんを使った料理等を通じて、郷土への関心を育成。	給食や体験活動において適宜実施	給食や体験活動において適宜実施	こども福祉課 教育総務課
87 保護者に対する試食会の開催	保護者に対する試食会を通じ、食の大切さを啓発する活動。	開催回数 公私立、年1～2回 私立、一部実施	開催回数 公私立、年1～2回	こども福祉課
88 保育所における地域の 人との会食に関わる体験活動	みそ汁パーティー等を開き、地域の高齢者を招待して交流を図るとともに、会食する楽しさと食への感謝を育む事業。	開催回数 年1回 実施園数 公立保育所6園	開催回数 年1回 実施園数 公立保育所10園	こども福祉課
89 保育所における食に関する地域講習会等の開催	子育て支援センターにおいて、家庭料理の講習会等を開催し、保護者に食の大切さを啓発。	開催回数 年2回	開催回数 年3回	こども福祉課

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
90 朝食摂取等体に良い食生活の啓発・指導	個別指導や連絡帳等を通じて、朝食を摂ることを啓発・指導。小中学校では副読本を配布している。	公立、実施 私立、一部実施	全小中幼保	こども福祉課 教育総務課
91 生活習慣病予防の啓発・指導	肥満及びやせ傾向にあると診断された児童に対して、食育指導を通じ、生活習慣病予防を啓発・指導。	肥満度40%超の児童数 278人 検診受診者数143人 受診率 51.5%	肥満度40%超の児童の受診率 60.0%	教育総務課

(3) 思春期保健対策の充実

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

現代の子どもたちは、テレビやゲーム、まんがなどのメディアによる情報の洪水にさらされ、加えて、携帯電話やパソコンなどの普及によって、情報の入手手段が多様化しており、このことが、思春期の好奇心と相まって性や犯罪、喫煙、飲酒、薬物などへの興味を拡大させる懸念があり、適切な性教育や保健教育が必要となっています。

また、思春期は、身体の成長に心の発達が進まないという非常にアンバランスな時期であり、親をはじめ、周囲の大人は、こうした思春期の特性を十分理解し、子どもと接することが必要となる一方、不登校や引きこもりをはじめ、心身症やうつ病などの心の病気にかかる割合も高くなるため、専門機関の受診・カウンセリングも含めた適切な対応が必要となってきました。

こうしたなか、性教育や性感染症、薬物、飲酒・喫煙に関する保健教育については、現在、保健体育の授業を中心に、養護教諭や医師の協力により計画的に学習を実施し、保護者も参加する講習会も開催していますが、今後は情報教育の充実とも関連させて、親への教育も含めた正しい知識の普及と予防手段の実践を図ることが求められています。

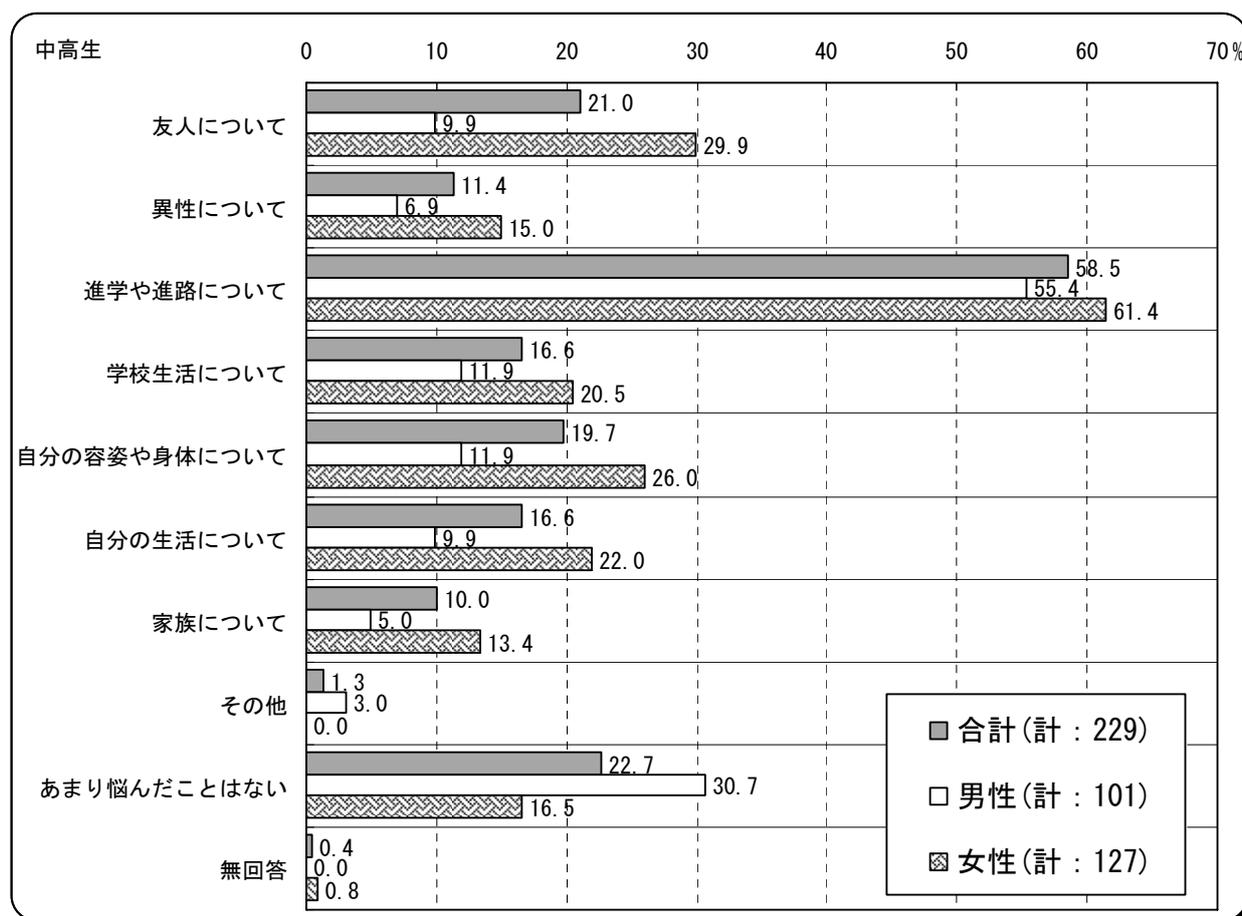
また、心の問題については、ピアカウンセリングやスクールカウンセラーの活用を実施しています。

●●● 実態調査結果 ●●●

中高生の不安や悩みの内容では、「進学や進路について」が飛び抜けて多くなっています。しかし「進学や進路について」ほど多くはなくても「友人について」や「異性について」、「学校生活について」、「自分の容姿や身体について」など様々なことに不安や悩みを抱えていることがわかります。

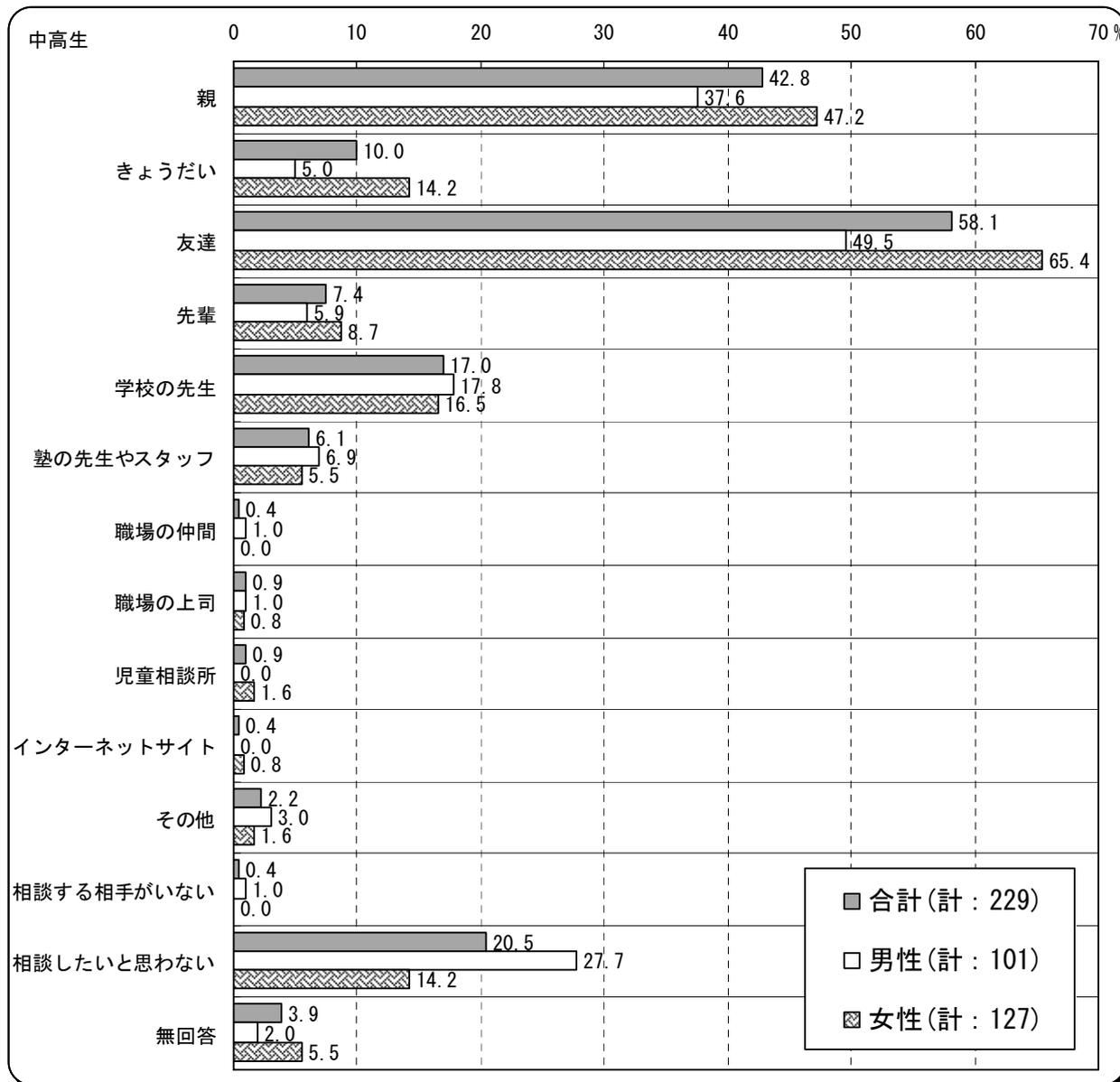
一方、相談相手としては「親」よりも「友達」が多く、身近な人に相談している様子がうかがえます。また、「相談したいと思わない」との回答は女性より男性のほうが2倍近くも高くなっており、一人で悩みを抱えている傾向がみられます。

●図表 4-11 不安や悩みの内容



資料:平成20年度アンケート調査

●図表 4-12 悩みの相談相手



資料:平成20年度アンケート調査

★★★ 今後の方策 ★★★

健康づくりに関する基礎的な知識や、性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及及び心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図ります。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 思春期保健対策の充実

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
92 ピアカウンセリングの普及	心の成長の促進を目的とし、子ども同士による相談活動を実施。ピアサポート委員会を設置し、委員会活動としている中学校もある。	全中学校	継続	指導課
93 教員等に対する教育相談研修講座の開催	教員等に対する教育相談研修の機会を充実させ、教員による子どもたちに対する理解を推進する事業。	開催回数 年3回	開催回数 年2回	指導課
94 スクールカウンセラーの配置	臨床心理士の有資格者によるカウンセリング指導の実施。	実施校数 10校	継続	指導課
95 学校における性教育の充実	担任・養護教諭・医者等による保健体育授業において、年齢に対応した健全な性教育を進め、青少年の性の逸脱を防止。 中学2・3年生を対象として、保護者も参加して年1回講演会を実施。	全中学校	継続	指導課
96 情報教育の推進	携帯電話やインターネットの使い方などの講習を実施し、有害なサイトへのアクセス防止や犯罪被害の防止を進めている。	全中学校	継続	指導課

(4)小児医療の充実

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、小児医療体制の確立は欠くことのできないものです。

また、子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。

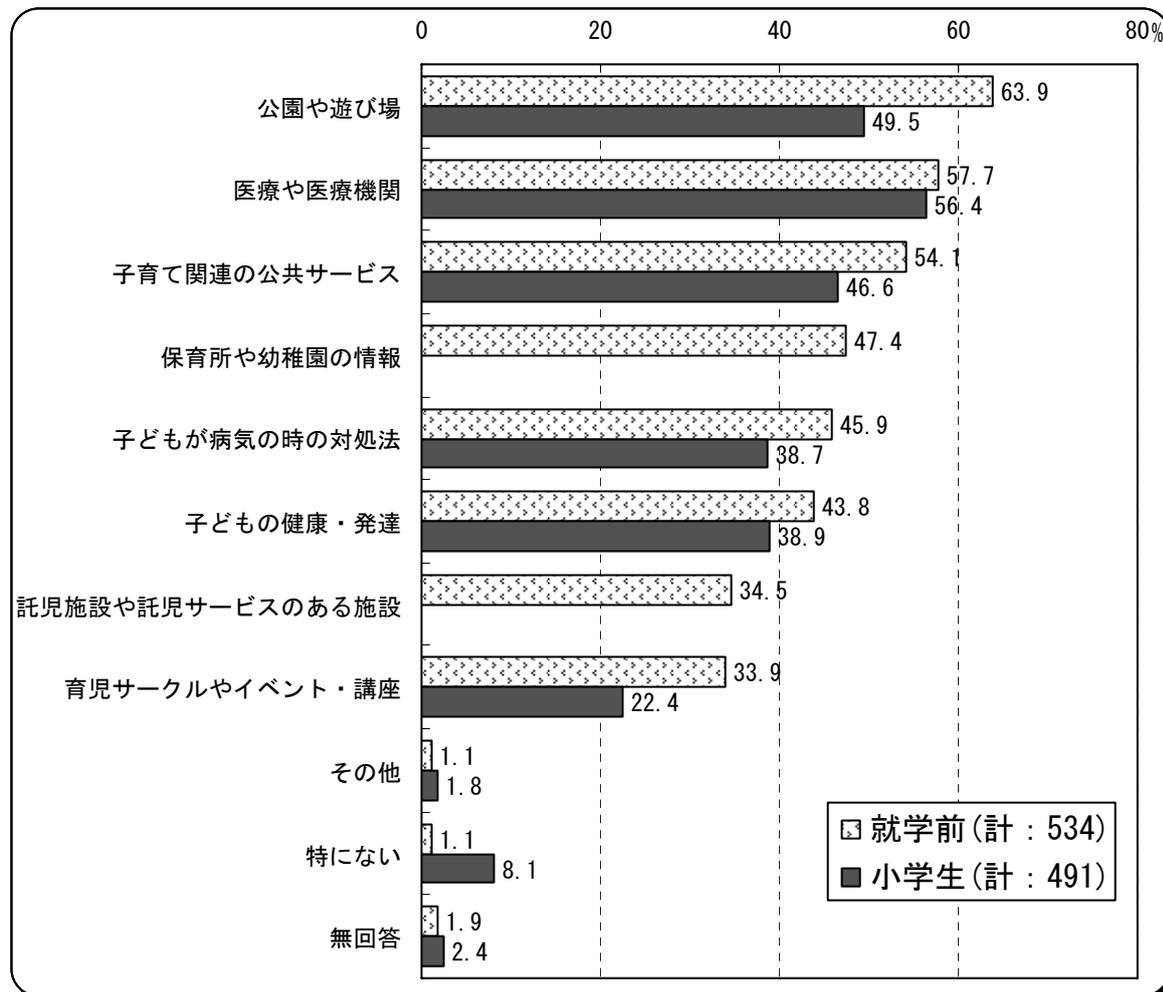
しかし、近年全国的に産科や小児科の医療現場において医師不足が生じていることから、本市においても住民の関心が高くなっています。

このようなことから、関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法やけがや病気の防止に関する啓発及び情報提供に努めてきましたが、今後も一層の充実が必要です。

●●● 実態調査結果 ●●●

子育てに関してどのような情報が必要かという質問に対して、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「医療や医療機関」、「子どもが病気の時の対処法」を上位にあげていることから、より一層の小児医療の充実が求められていることが分かります。

●図表 4-13 子育てに関して必要な情報



資料:平成20年度アンケート調査

※小学生には「保育所や幼稚園の情報」、「託児施設や託児サービスのある施設」の選択肢はありません。

★★★ 今後の方策 ★★★

安心して子どもを生子、健やかに育てるための基盤であることから、引き続き小児医療体制の充実・確保に努めるとともに、情報提供の強化に努めます。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 小児医療の充実

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
97 小児救急医療体制の充実	関係機関との連携による小児救急医療体制の充実。 土浦保健センター内の休日緊急診療所において、日曜・祝日の日中と木金土日祝日の19～22時で小児科診療を実施。	1か所	継続	健康増進課
98 小児救急医療や事故防止・応急手当法の啓発促進	子どもの急な症状に対して家庭で対処することや救急外来を受診する際のポイント、症状別によくある質問などを掲載した小冊子や、乳幼児の事故防止や応急手当法を掲載した小冊子などを乳幼児健康診査時や育児相談時に配布。	「子どもの救急ってどんなとき？」4か月健診時約1,200部 「わが家の安心ガイドブック」10か月児育児相談時約1,200部	継続	健康増進課

(5)不妊・出産に対する支援

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

不妊症は、身体的な要因の他、ストレスや生活習慣の乱れ、晩婚化など様々な要因によって確実に増えており、子どもが欲しくてもできない夫婦が数多くいます。

不妊症の方は、子どもが欲しいのにできないということから、誰にも相談できずに、悩みを抱えたまま過ごしている場合が多く、不妊症の方が気軽に相談できる支援体制の確立が必要です。

一方、妊娠・出産を考えた場合、その費用負担が悩みとなる場合もあります。こうした不安の払拭にも努める必要があります。

★★★ 今後の方策 ★★★

国の政策に則り、不妊専門の相談機関との連携に努め、相談体制の拡充を図るとともに、出産一時金の拡充を周知するなど、妊娠・出産に対する負担の軽減に努めます。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア)不妊・出産に対する支援

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
99 不妊相談の普及啓発の推進	県不妊専門相談センター及び県不妊治療費補助事業の普及啓発。	広報年1回	継続	健康増進課
100 出産育児一時金の拡充	出産育児一時金の支給額を拡大するとともに、出産した医療機関に直接納付する方式の導入を進め、出産時にかかる経済的負担の軽減を図る。	支給額 38万円まで	継続	国保年金課

基本方針3：子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備

(1)次代の親の育成

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

少子高齢化・核家族化の進行とともに、身近に乳幼児を見かけることが少なくなったため、乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代も増えています。

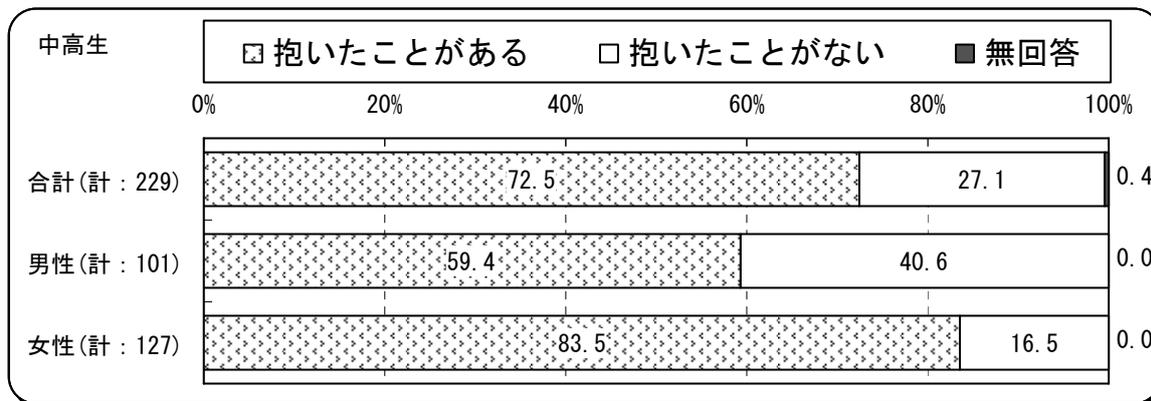
しかし、子どもの頃から乳幼児や年下の子どもとの出会い、ふれあう機会を持つことによって、子育ての楽しさや子どもを生み育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さを知ることができます。また、乳幼児とふれあうことは、子どもに対する愛情を培うことばかりでなく、他人のことも思いやれる優しい心を育てることが期待できます。さらに、幼児にとっても、地域のお兄さん、お姉さんとの交流は、貴重で豊かな体験となります。

本市においても学校での職場体験、乳幼児等ふれあい体験などの乳幼児とふれあう機会の創出に努めており、今後もこうした取組を続けていく必要があります。

●●● 実態調査結果 ●●●

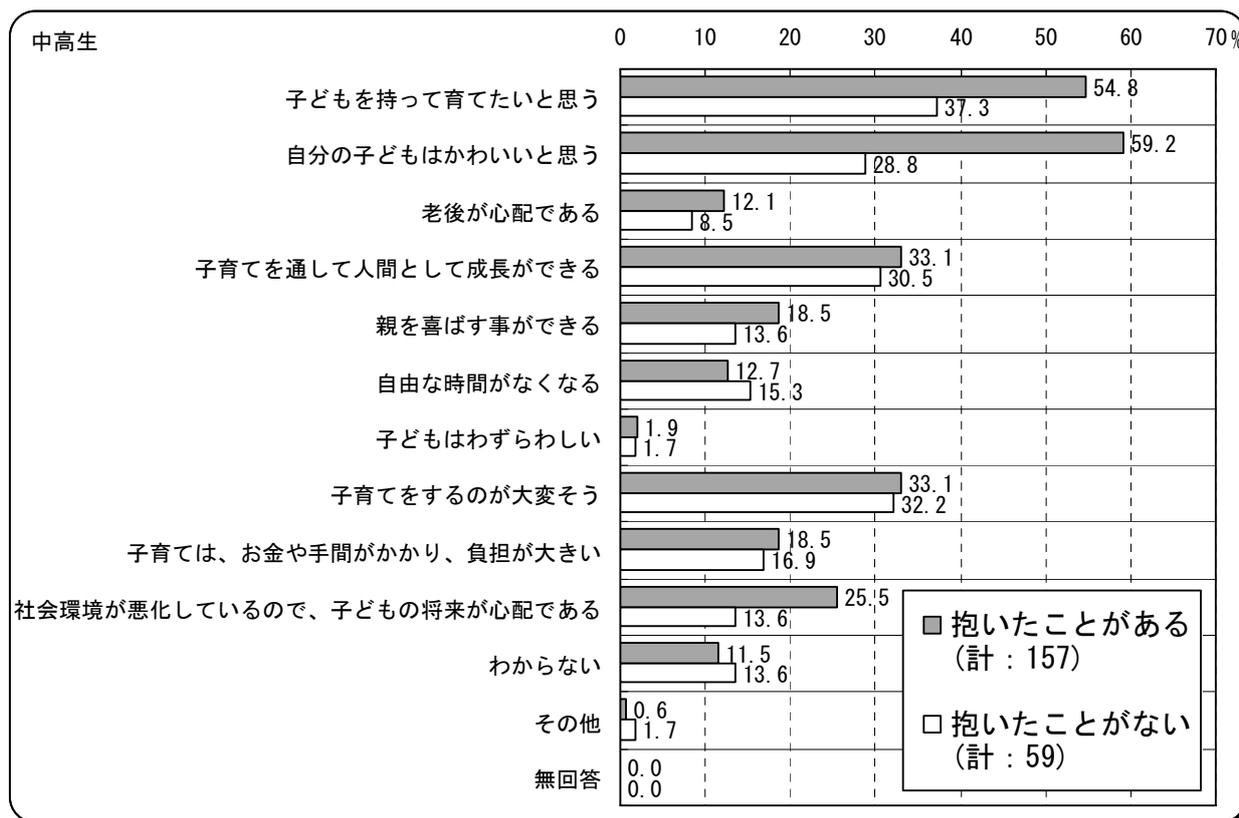
中高生に対して行ったアンケートの育児観に関する質問では、子どもを抱いたことのある人の場合、ない人と比べて「子どもを持って育てたいと思う」や「自分の子どもはかわいいと思う」などへの回答の割合が高く、子どもを持つことについて具体的イメージを持ちやすいことがわかります。

●図表 4-14 子どもを抱いた経験



資料:平成20年度アンケート調査

●図表 4-15 育児観 (子どもを抱いた経験別)



資料:平成20年度アンケート調査

★★★ 今後の方策 ★★★

各関係機関が連携し、若年世代が乳幼児とふれあう機会の創造に積極的に取り組みます。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 次代の親の育成

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
101 学校教育における子育て体験学習の拡充	職場体験学習において、子育て体験学習を導入し幼児とのふれあいを体験する事業。	全中学校で実施	継 続	指導課
102 乳幼児ふれあい交流促進事業の推進	思春期において乳幼児等とふれあう場を設け、生命の尊さや子育てに対する意義について学ぶ機会を創出。	平成17年度導入 実施日数 5日 参加者数 71人	実施日数 5回 参加者数 80人	こども福祉課

(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

教育環境においては、時代の変化とともにそれらに対応した様々な教育改革が国を挙げて行われ、子どもの健全な成長を願った真摯な取組を続けてきました。

本市には平成21年5月現在、小学校20校(公立)、中学校10校(公立8校、私立2校)、県立特別支援学校が1校あります。

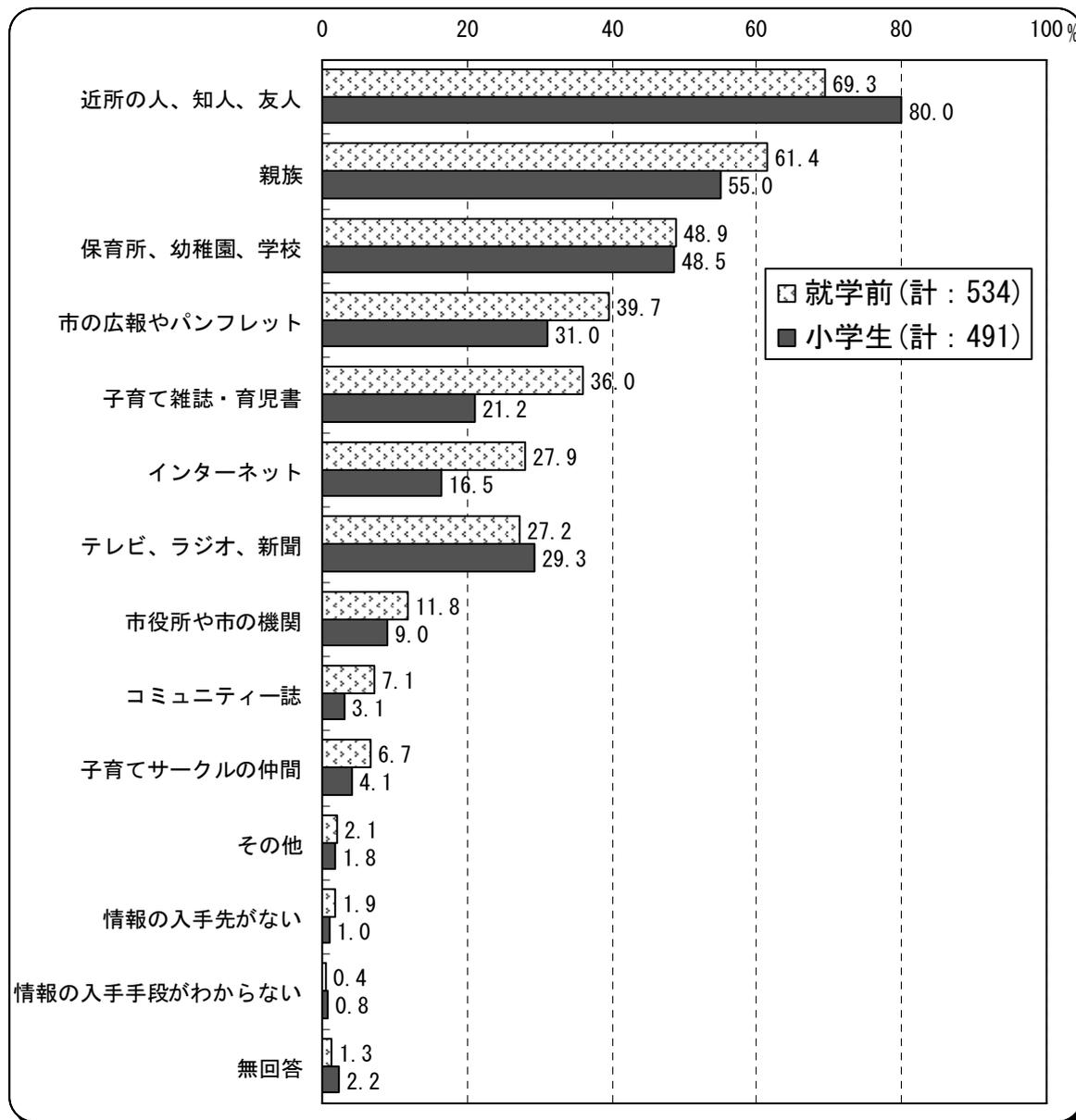
教育内容としては、これまでも基礎学力の向上や体力づくり、健康づくり、豊かな個性の育成、心の教育などに重点を置き、各種体験学習を推進してきましたが、今後も、児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、自ら学ぼうとする意欲や自ら判断し行動する力を育む「生きる力」の推進と、他人を思いやり、生命の大切さに気づく「豊かな心」の育成に加え、スクールカウンセラーなどの活用による児童生徒の心のケアへの配慮も引き続き行っていく必要があります。

●●● 実態調査結果 ●●●

子育てに関する情報の入手先として、友人や知人、親族といった身近な人を除けば、最も多いのは学校などの教育機関(就学前児童保護者では保育所、幼稚園も含む)です。

こうしたことから、学校と家庭のつながりは深く、大きな影響力をもっていることがわかります。

●図表 4-16 子育てに関する情報の入手先



資料:平成20年度アンケート調査

★★★ 今後の方策 ★★★

次世代の担い手である子どもたちの実態を把握し、生きる力の育成に向け、確かな学力を身に付け、豊かな心と健康な体を育ていけるよう、学校教育環境等の整備を行います。

また、チームティーチング(TT)や少人数指導により、一人ひとりの個性を尊重した教育を推進し、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを目指します。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 確かな学力の向上

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
103 一人ひとりを大切にす る教育の推進	TT(チームティーチング)方式や少人数指導による個に応じた指導の充実。	実施校数 小学校20校 中学校 8校	継 続	指導課
104 特別支援教育支援員配 置事業の推進	情緒障害児児童等に対する生活支援及び安全確保を実施する目的から配置。	実施か所数 幼稚園 6校 小学校 16校 中学校 5校	継 続	学務課
105 国際交流の推進	各地域で生活している外国人との交流機会の提供と、私たちが海外の生活習慣や文化を理解・尊重し、外国人も地域住民の一人として共に生活していく多文化共生の理解の推進。	実施回数 年20回	継 続	生涯学習課
106 キッズマート事業の推 進	児童生徒が一連の商い体験を学習することで生きる力を育み、あわせて商業関係者、高齢者等と異世代間交流を行う事業。	平成20年度実績: 4校で開催 (宍塚小・中村小・土 浦第二小・土浦三中 計274人)	継 続	商工観光課

(イ) 豊かな心の育成

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
107 教育相談室の充実	様々な青少年問題について相談に関わり、また不登校児童・生徒に対し、カウンセリング等の相談を実施して、学校生活・社会生活への適応を進める事業。	通室生徒 8名	通室生徒の3割の 学校復帰	指導課
108 心の教室相談員の配置	教育現場での実務経験や大学での学務経験等を活かした、カウンセリング指導の実施。	実施校数 8校	継 続	指導課
109 心の教室の整備促進	教育相談体制の強化を図るため、既設教室を「カウンセリングルーム」として、相談(個別・集団)スペース、談話スペース等に整備。	全中学校	継 続	指導課 学務課
110 文化活動の推進	演劇、音楽会等の開催や伝統文化こども教室事業を通じて、児童の情緒豊かな心を育成。	実施事業 9事業	継 続	文化課
111 土浦市児童・生徒読書 感想文コンクールの実 施	子どもたちの図書への関心を高め、読書に親しむ心と、表現力に富む、豊かな感性を育成。	参加人数 小学生 1,711人 中学生 1,048人 合 計 2,759人	継 続	生涯学習課
112 ピアカウンセリングの普 及(再掲)	(再掲 92)			指導課
113 教員等に対する教育相 談研修講座の実施(再 掲)	(再掲 93)			指導課
114 スクールカウンセラーの 配置(再掲)	(再掲 94)			指導課
115 図画・作文・習字展の開 催(再掲)	(再掲 44)			青少年課

(ウ) 健やかな体の育成

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
116 少年スポーツ活動の促 進	スポーツを通じて、規則正しい集団活動の習慣化と強健な心身の発達を促すため、スポーツ少年団の結成推進・活動の活発化を図る事業。	団数 58 団 参加者数 1720 人	団数 68団 参加者数 2,020人	スポーツ振 興課
117 歯科健診後の治療勧 告カードの通知	歯科健診後に治療が必要な小・中学生に対して、治療勧告カードを通知し、虫歯治療を促進する事業。	実 施	治療率70%以上	指導課
118 青少年育成施設(青少 年の家)利用の促進(再 掲)	(再掲 35)			青少年課

(エ) 信頼される学校づくり

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
119 学校施設活用のための 検討会づくり	学校施設を有効に活用するための、年次計画による学校建築の検討会づくりを実施。	平成21年度 土浦小学校にて実施 予定	継 続	学務課
120 学校評議員制度の充実	学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携して一体となって子どもの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくために地域住民が学校運営へ参画する仕組みとして、学校評議員制度を導入。	評議員 各小中学校 5人 各学期1回開催	継 続	指導課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

家庭教育は、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する場であり、すべての教育の出発点といえます。そして、社会で生活していく上で大切なことを、きちんと身に付けさせるという役割があります。

しかし、最近では自己中心的で常識に欠ける親が問題となるケースが増えており、子どもとともに親に対する教育も必要となっています。

一方、地域がもつ育児力や地域環境が子どもや子育て家庭に与える影響も大きいことから、地域の活性化や一体感の構築を通じて、ともに子育てに関わり合う意識づくりも必要と考えられます。

こうしたことから、本市では子育て講座や家庭教育学級の開催などによって子育て家庭自体の成長を促すとともに、各種体験講座やふれあい活動などの実施により、地域をあげて子育てに関わっていく環境づくりを進めています。

特に本市では霞ヶ浦を活用した自然体験や環境教育が盛んであり、自然や環境をテーマとして子どもや大人、地域を結びつける試みに取り組んでいます。

★★★ 今後の方策 ★★★

子育て中の親に対して、身近な場所において子育てやしつけについての相談などを行う地域子育て支援センター事業を推進し、家庭教育学級など様々な機会を捉え、良識ある親の育成を目指します。

また、各種体験教室や世代間交流の場などを開催して、高齢者と親、子どもたちとの世代間交流を促進し、世代の知恵を伝承しながら子どもたちの健全な心を養う機会の創出を促進します。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 家庭教育への支援の充実

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
121 家庭教育支援総合推進事業(子育て講座)の実施	就学前の子どもを持つ親を対象に入学説明会を利用して、家庭教育についての講座を実施。	実施か所数 小学校20校 中学校 8校	継 続	生涯学習課
122 家庭児童相談の充実	児童の健全育成を図るため、児童虐待・不登校・教育(育児)などの電話・来庁・訪問による相談及び指導を行うとともに、民生委員・児童委員、学校、児童相談所等の関係機関との連携・協議を進める事業。	相談員数2人	継 続	こども福祉課
123 子育てサポーター養成講座の実施	子育て経験者を随時募集し、茨城県で実施している現任者研修に積極的に派遣し、資質の向上に努める事業。	参加者数 12人	参加者数 50人	社会福祉協議会
124 ブックスタート事業の推進	親子による読み聞かせや語りかけの大切さと、楽しい時間を共有する必要性を伝えるため、保健センターの10か月児育児相談に併せて、ボランティアによる絵本の読み聞かせを実施し、絵本の入ったブックスタートパックの配付する。	実施回数 年24回	継 続	生涯学習課
125 乳幼児家庭教育学級事業の推進(再掲)	(再掲 14)			こども福祉課
126 家庭教育学級事業の推進(再掲)	(再掲 15)			生涯学習課

(イ) 地域の教育力の向上

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
127 水辺ふれあい事業「水の情報交流会」事業の充実	水環境を守る人間育成をめざし、水に関する研究発表、意見の交流、専門家による実験を通じた研修等を実施	年2回 参加者数 41人	年2回開催 参加者数 50人	環境保全課
128 霞ヶ浦水質浄化親子研修会の開催	桜川・霞ヶ浦において研修を実施し、汚濁の原因等について学び、次世代への浄化意識の高揚を図る事業。平成20年度より「水の探検隊」事業と統合し、霞ヶ浦だけでなく、桜川の水質変遷も体験。	参加組数:40組 参加者数:80人	継 続	環境保全課
129 環境教育の推進	町内会など地域住民の参加のもと、霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦や環境美化運動の日(ごみゼロの日)における町内清掃活動等により、きれいな住み良い環境づくりを推進。	清掃大作戦 参加町内会数42町内会 参加団体数22団体 環境美化運動の日 参加町内会数173町内会	清掃大作戦 参加町内会数42町内会 参加団体数24団体 環境美化運動の日 参加町内会数173町内会	環境衛生課

第4章 現状と課題及び今後の方策

基本方針3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
130 リサイクル活動の推進	廃品回収の実施及び町内分別収集への協力により、子どもたちに社会に奉仕する心と物を大切にすることを養わせ、もってごみの減量化を図り、資源の有効利用に寄与する事業。	町内分別収集 分別品目数 6品目 参加町内会数 152町内会 子ども会廃品回収 参加町内会数 146町内会	町内分別収集 分別品目数 7品目 参加町内会数 152町内会 子ども会廃品回収 参加町内会数 146町内会	環境衛生課
131 地域子育て支援センター事業の推進(再掲)	(再掲 10)			こども福祉課
132 小地域交流サロン事業の推進(再掲)	(再掲 12)			社会福祉協議会
133 地域組織活動事業の推進(再掲)	(再掲 13)			こども福祉課
134 高齢者と子供のふれあい事業の支援(再掲)	(再掲 33)			高齢福祉課
135 子どもが参加可能な講座の推進(再掲)	(再掲 36)			生涯学習課
136 公民館まつり事業の充実(再掲)	(再掲 42)			生涯学習課 市民活動課
137 子どもまつり事業の充実(再掲)	(再掲 43)			青少年課
138 総合型地域スポーツクラブの推進(再掲)	(再掲 46)			スポーツ振興課

(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

情報化社会の進展などにより、テレビやインターネット、また、一般書店やコンビニエンスストアなど身近な場所で様々な情報を比較的容易に入手することができるようになりましたが、反面、携帯サイトなどを通じた犯罪も横行し、子どもが被害者となるケースが後を絶ちません。

こうした環境から子どもを守るため、情報教育の実施に努め、子どもへの注意や教育を行っているほか、自主防犯組織による子どもの見守り運動や環境浄化の実施、青少年健全育成事業の推進など、家庭、学校、地域社会、行政が連携し、子どもが健全に育つ環境の創造に努めています。

情報技術の進歩にともない、有害な情報や犯罪の手口はより巧妙化、複雑化しているため、有害環境から子どもを守る技術や教育も日々改善していく必要があります。

★★★ 今後の方策 ★★★

情報教育の実施拡充と教育内容の更新に努めます。

また、子どもの健全育成に関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、街頭巡回指導や広報活動を強化します。

さらに、各種団体、組織及び警察等の関係機関との緊密な連携を図りながら、子どもを取り巻く有害環境対策を推進する体制づくりを進めます。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
139 自主防犯組織等による 子ども見守り活動の推 進	「自らの街は自らの手で守る」という意識のもと、町内会 ごとに自主防犯組織結成を推進し、その活動に必要な 情報を発信するとともに、地域で子どもを見守る環境を 整備する事業。	防犯組織数 162町内会	防犯組織数 174町内会	生活安全課
140 情報教育の推進(再掲)	(再掲 96)			指導課
141 生徒指導推進協議会の 充実(再掲)	(再掲 50)			指導課
142 青少年健全育成事業の 充実(再掲)	(再掲 51)			青少年課
143 青少年健全育成に関す る啓発(再掲)	(再掲 52)			青少年課
144 社会を明るくする運動 の推進(再掲)	(再掲 53)			青少年課
145 環境浄化活動の推進 (再掲)	(再掲 54)			青少年課

基本方針4：子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良好な居住環境の確保

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

若い世代が本市に定住し、子育てを担っていくために、広くゆとりのある、良質な家族層向けの住宅供給が求められています。

しかし、市営住宅においては建設計画のあったものは既に整備が終わり、新規供給予定はないことから、既設の市営住宅等の空き情報などの情報提供とともに、維持管理や修繕、新たな住宅地の開発や公園の整備、緑化推進など、周辺環境の整備を進めていくことが必要となっています。

★★★ 今後の方策 ★★★

既存市営住宅の修繕・維持管理を行うとともに、公園、緑地環境や道路などの整備を推進し、妊婦、子ども連れにとって利用しやすい環境の整備に努めます。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 良好な居住環境の確保

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
146 市営住宅の供給	子育て世帯にもやさしい、良質な市営住宅を供給。	既存住宅を整備の上 供給	新規供給の予定無し	住宅営繕課

第4章 現状と課題及び今後の方策

基本方針4 子育てを支援する生活環境の整備

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
147 公営住宅管理運営事業 の充実	既存住宅の維持管理においては、子供の目線に立ち、ケガをする恐れのある箇所の修繕など適正な修繕を行う。 さらに、団地内の公園等に設置してある遊具ならびに休養施設については、定期的に点検し、安全を確保する。	団地数 16 団地	継 続	住宅営繕課
148 生垣設置補助事業の推 進	市内の緑化推進を目的とし、生垣の設置補助を促進する事業。	補助件数 2件	補助件数 3件	公園街路課
149 都市緑化フェアの開 催	フェアを開催し、草花の栽培体験や苗木の無料配布を通じて緑化を推進する事業。 10月第3土曜日に総合公園で開催。	参加者数 2,000人	継 続	公園街路課
150 水生植物(ホテイアオ イ)植栽事業の推進	新川河口部においてホテイアオイを植栽し、水質浄化を図るとともに、水辺景観の向上、市民等の水質浄化に対する意識を啓発する事業。	実施か所数 1 か所 実施範囲 1,200 m ²	継 続	環境保全課
151 板橋区交流事業	板橋区(エコポリスセンター)との交流事業として、両市区の子どもたちに環境交流を実施。 偶数年(和暦)は、板橋区から土浦市に来訪。 奇数年(和暦)は、土浦市が板橋区へ出向く(公募定員50名)。平成14年から実施。	土浦へ来訪のため人数の実績はなし	参加定員数 50人	環境保全課

(2)安心して外出できる環境の整備

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

自動車は一家に一台から一人に一台の時代となり、トラックなどの商用車も増加しているなかで、交通量の増加とともに事故の危険性も高まっています。

このように、幹線道路はもとより、生活道路における通行車両の増加に伴い、その危険性が指摘されていることから、歩道や安全な通学路の整備などによる交通安全対策が必要です。

一方、妊産婦、子ども連れの外出を考えたとき、交通機関のアクセスの悪さや、階段、段差の存在は外出を思いとどまらせるだけでなく、出産や子育ての負担感を増大させることにもなりかねません。

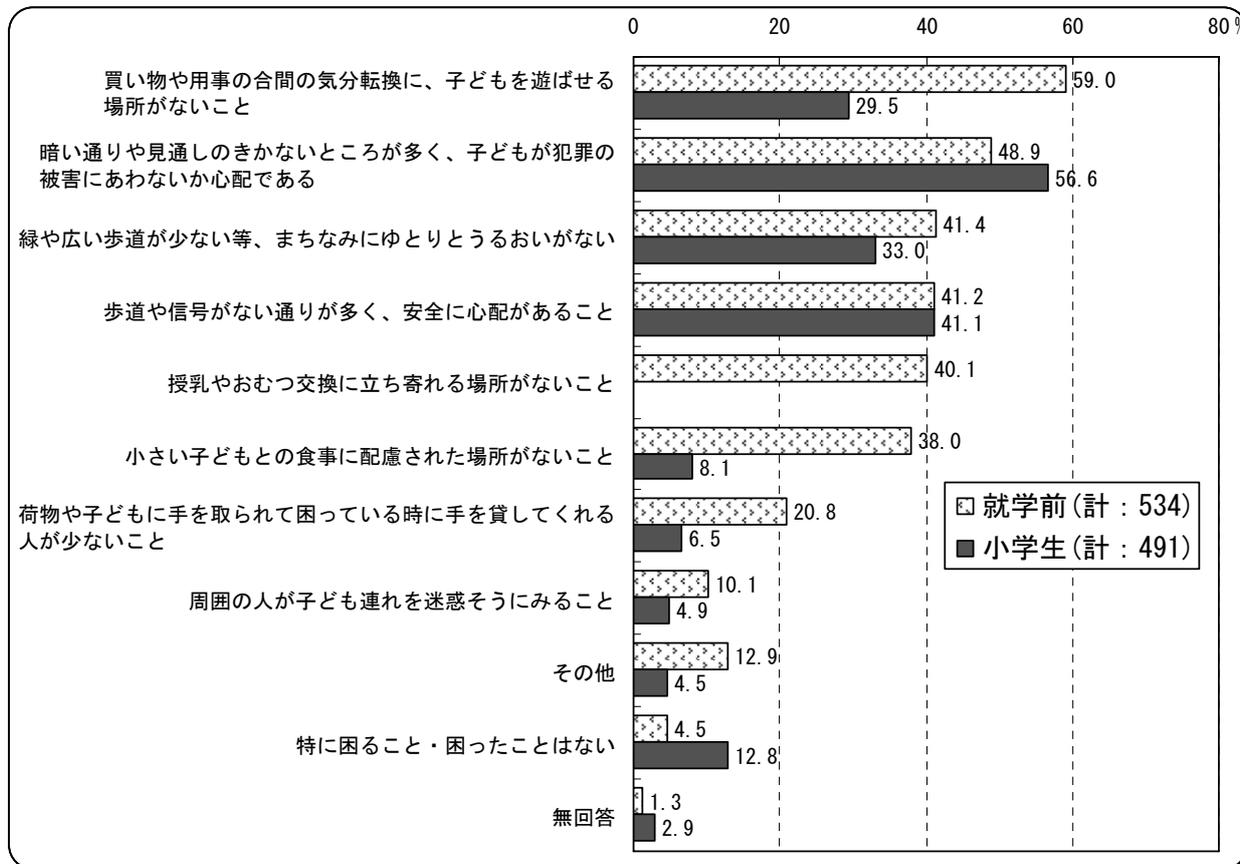
こうしたことから本市では、公共施設や道路において、早くからバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備、子どもの利用に配慮した設備の整備に取り組んできましたが、建築年数の経過等により、施設の整備がむずかしいものや、生活道路においては歩道そのものの整備が進んでいない状況にあります。

また、平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー新法」）が施行されており、この趣旨を踏まえ、バリアフリー化を進めていく必要があります。

●●● 実態調査結果 ●●●

子どもとの外出時に困ることとして、外出先での遊ばせる場所がないことや見通しの悪い通りが多いことに続いて「緑や広い歩道が少ない等、まちなみにゆとりとうるおいがない」や「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」などが上位にあがっており、安全性の確保に対するニーズが高くなっています。

●図表 4-17 外出時に困ること



資料:平成20年度アンケート調査

※小学生には「授乳やおむつ交換に立ち寄れる場所がないこと」の選択肢はありません。

★★★ 今後の方策 ★★★

子どもの安全を確保するため、通学路における防犯灯の設置や安全点検など防犯・交通安全対策に努めます。

また、子どもや子ども連れの親等が、安全でかつ安心して通行することができる道路交通環境の整備に取り組みます。

一方、公共施設などは、妊産婦や子ども連れの人たちの来場が多く見込まれるところから、バリアフリー化を優先的に行い、人にやさしいまちづくりを推進します。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 安全な道路交通環境の整備

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
152 通学路の安全点検調査の推進	関係機関と連携し、小学校の通学路の安全点検を実施し、児童の安全確保を図る事業(市内の小学校20校県主催で平成20年で完了、平成21年より市で毎年2校ずつ実施)。	点検済校数 20校	点検済校数 32校 (点検2回り目)	道路課
153 カーブミラー等の交通安全設備整備の推進	「あんしん歩行エリア」を始め、交通事故の多発交差点・地点における危険箇所を点検し、安全施設を整備し、交通事故の防止を図るまた、歩車分離信号機等の設置要望を行う事業。	設置数 カーブミラー 2,798か所 赤色回転灯 65か所 交差点マーク 1,926か所 ロードフラッシャー 178か所 イメージハンブ 35か所	設置数 カーブミラー 2,850か所 赤色回転灯 65か所 交差点マーク 1,950か所 ロードフラッシャー 178か所 イメージハンブ 35か所	生活安全課

(イ) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
154 児童館における障害者対応等の改修	児童館が子どもたちにとって重要な遊びの拠点となっていることから、さらに施設を改善し安全な環境を整備する事業。	1か所実施 トイレ改修	継 続	こども福祉課
155 人にやさしいまちづくり事業の推進	公共施設(市庁舎、支所、出張所、公民館、小・中学校、幼稚園)の整備改善、自動ドアの設置、トイレの改善、出入り口の段差の解消等の実施。	施設数 5施設	継 続	社会福祉課

(ウ) 通学路等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備促進

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
156 町内会に対する防犯灯設置、管理費の補助	町内会(自治会)に対し、防犯灯設置、管理費の補助を実施。	防犯灯設置累計数 12,587灯 電気料補助 年7か月分	継 続	生活安全課
157 街(園)路灯の設置	道路や公園等において街(園)路灯を設置し、夜道等における子どもの安全な歩行環境を創出。	新規設置はなく、維持に関する電球(管)の付け替え16か所	継 続	道路課

(エ) 防犯設備の普及に関する広報啓発活動

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
158 危険箇所(施設)の改善 指導及び防犯機器普及 のための広報紙発行	危険箇所(施設)の改善指導及び防犯設備に関する広報啓発のために広報紙「地域安全情報」を発行し、犯罪の起きにくい環境づくりをめざす事業。	発行回数 月1回	継 続	生活安全課
159 防犯教室の開催	防犯設備に関する広報啓発のために防犯教室を開催し、犯罪の起きにくい環境づくりをめざす事業。	開催回数 年26回	継 続	生活安全課

基本方針5：子ども等の安全の確保

(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

交通安全対策については、市民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、年齢層に応じた交通安全教育を進めていく必要があります。特に、子どもに対しては、一人ひとりに交通安全意識の普及を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、家庭においても交通安全のアドバイスを行うなどして、警察、学校、町内会などの関係団体と連携し、地域での交通事故防止に向けた取組を推進することが必要です。

本市では学校や警察、市職員などにより交通安全教室を開催し、子どもへの交通安全教育を推進しています。また、交通安全母の会と交通安全協会がチャイルドシート推進協議会を立ち上げ、ベビーシート(乳児用チャイルドシート)の貸出やチャイルドシート着用促進のチラシ配布などを行っています。

一方、最近では後部座席でのシートベルト着用義務化、幼児2人同乗用自転車の容認など道交法の改正も行われており、大人と子どもの双方に対して改正内容の周知と実践の徹底が必要となっています。

★★★ 今後の方策 ★★★

交通安全教育を推進し、警察、学校、保育所、関係団体等との連携・協力体制のもと、総合的な交通事故防止対策を推進します。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア)交通安全教育の推進

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
160 交通安全教育の推進	学校(PTAを含む)、教育委員会、警察、交通安全協会、交通安全母の会等と連携して、交通安全教室を開催するとともに、指導者の育成を図る事業。 道交法改正による幼児2人同乗用自転車を使用する際の注意点などの啓発も行う。	実施回数 年47回	継 続	生活安全課

(イ)チャイルドシートの正しい使用の徹底

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
161 ベビーシートの貸し出し 事業の推進	1歳未満の乳児に対してベビーシートを貸し出す事業。	ベビーシート 貸し出し 実施回数 1回(月) 貸し出し数 271台	継 続	生活安全課
162 チャイルドシート着用促 進のための啓発活動	チャイルドシート着用を促進するためにチラシ等を配布し、意識啓発活動を実施。	チラシ配布 1,100枚	継 続	生活安全課

(ウ)幼児2人同乗用自転車の普及促進

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
163 幼児2人同乗用自転車 購入費の助成	幼児2人を同乗させる場合に配慮した自転車の普及を促進し、自転車の利用者の安全を図るとともに、子育て支援の一環として、幼児2人同乗用自転車購入費を助成。	—	新 規	生活安全課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

近年では、子どもが被害者となる事件や事故が多発しており、子どもの安全の確保が重要課題となっています。

こうしたことから、本市では「自らの街は自らの手で守る」という自己防犯の意識のもと、町内会ごとに自主防犯組織の結成を促すとともに、緊急避難場所としての「子どもを守る110番の家」への協力を募り、平成20年度時点で3,100件を超える協力を得て、子どもを犯罪から守るための活動を行っています。

また、スクールガードリーダーにより、子どもの下校時を中心に青色防犯パトロール車で防犯パトロール活動を実施し、犯罪の未然防止を図っています。

さらに、平成21年度にはJR荒川沖駅に防犯ステーション「まちばん荒川沖」を設置し、ボランティアも含めた防犯パトロール活動の拠点として運用を始めています。

今後は、こうした地域防犯活動において、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要となるため、学校や幼稚園、保育所(園)、警察、町内会、各種防犯組織、各家庭などが連携した情報のネットワークを構築し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制を整備する必要があります。

★★★ 今後の方策 ★★★

地域での警察、学校、PTA、地域住民、企業など関係機関や関係団体が連携し、犯罪等に対し、地域において適切で迅速な対応ができるような体制づくりを促進します。また、地域防犯組織活動の支援や防犯についての広報啓発を行い、市民が安全に安心して暮らせる地域づくりを推進します。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
164 防犯ブザーの配布	犯罪等の被害から子どもを守るために、小学校において防犯ブザーを配布する事業。	防犯ブザー配布 1,350個	継 続	学務課
165 子どもを守る110番の家の設置	子どもの安全を守る安全対策の一環として設置。	設置件数 3,177件	設置件数 3,500件	指導課
166 防犯パトロール活動推進	土浦警察署管内から犯罪や事故、災害をなくし、安全で安心して生活のできる街をつくるため、平成15年2月12日に旧土浦市、阿見町、旧かすみがうら町、旧新治村の50名のメンバーで発足。市町村合併や警察署の管轄区域変更により、現在は土浦市とかすみがうら市のボランティア50名が各種の地域安全活動を実施。平成20年7月、青色防犯パトロール団体として県警本部長の認定を受け、自車両(現在34台)による青色防犯活動を開始。 また、JR荒川沖駅での通行人殺傷事件を受け、平成21年度に、同駅前に防犯ステーション「まちはん荒川沖」を設置。	ボランティア50人 自車両34台	継 続	生活安全課
167 スクールガードリーダーの活動推進	スクールガードリーダーが子どもの下校時を中心に青色防犯パトロール車で防犯パトロール活動を実施し、犯罪の未然防止を図る。	週4日実施	継 続	指導課

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

子どもが虐待や犯罪、いじめなどに遭わないよう未然に防止していくことが前提となりますが、不幸にも被害に遭ってしまった場合、身体への直接的な被害ばかりではなく、精神的に受ける心の傷もあり、その後の成長に極めて重大な影響を与える場合があります。また、保護者も適切な対応がとれないのが実情と考えられます。

そこで、児童相談所等関係機関との連携により、被害児童のカウンセリングや保護者に対する助言、場合によっては緊急保護できる体制を整え、子どもの立ち直りを支援しています。

★★★ 今後の方策 ★★★

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するためのカウンセリングなど、関係機関と連携し、きめ細かな支援を実施します。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 被害に遭った子どもの保護の推進

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
168 児童相談所等関係機関との連携によるケアの推進	児童相談所等関係機関と連携し、被害児童に対するカウンセリング等のケアを推進。	継 続	事案発生時には連携対応	指導課 こども福祉課
169 要保護児童の緊急保護	児童相談所等関係機関と連携し、被害児童を緊急保護する事業。	継 続	事案発生時には連携対応	こども福祉課

第4章 現状と課題及び今後の方策
 基本方針5 子ども等の安全の確保

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
170 ピアカウンセリングの普及(再掲)	(再掲 92)			指導課
171 スクールカウンセラーの配置(再掲)	(再掲 94)			指導課
172 心の教室相談員の配置(再掲)	(再掲 108)			指導課
173 心の教室の整備促進(再掲)	(再掲 109)			指導課 学務課

基本方針6：職業生活と家庭生活との両立の推進

(1)仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

女性の社会進出が進み、共働きの家庭が増えているなかで、結婚や出産によって退職を余儀なくされたり、再就職が困難となる状況を考慮して、結婚や出産を控える事態が予測されます。

そこで、結婚、出産しても働き続けることができ、職業生活と家庭生活を両立していくために、これまでの仕事優先であった働き方を見直す(ワーク・ライフ・バランスの見直し)とともに、女性に集中していた育児や家事の負担を家族で協力していく体制づくりや、職場での理解と協力などが必要となっています。

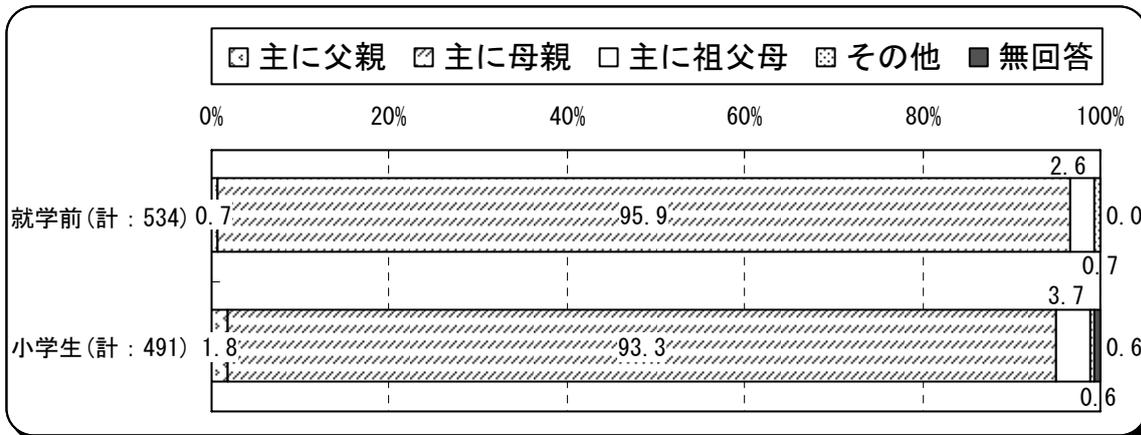
こうしたなか、本市では平成8年度に「第2次つちうら女性プラン21」を、また、平成12年度には同計画の後期計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指しており、若い世代の家庭では男女共同参画の意識が少しずつ浸透している様子が見え始めるものの、企業や働き手の意識改革は一朝一夕には進まないのが現状であることから、根気よく継続的な啓発を続けていく必要があると考えられます。

●●● 実態調査結果 ●●●

アンケート調査結果によれば、主に子どもの世話をしている人として90%以上が母親となっていますが、子育てに対する家族の協力が得られている割合も約90%と高い数値となっています。

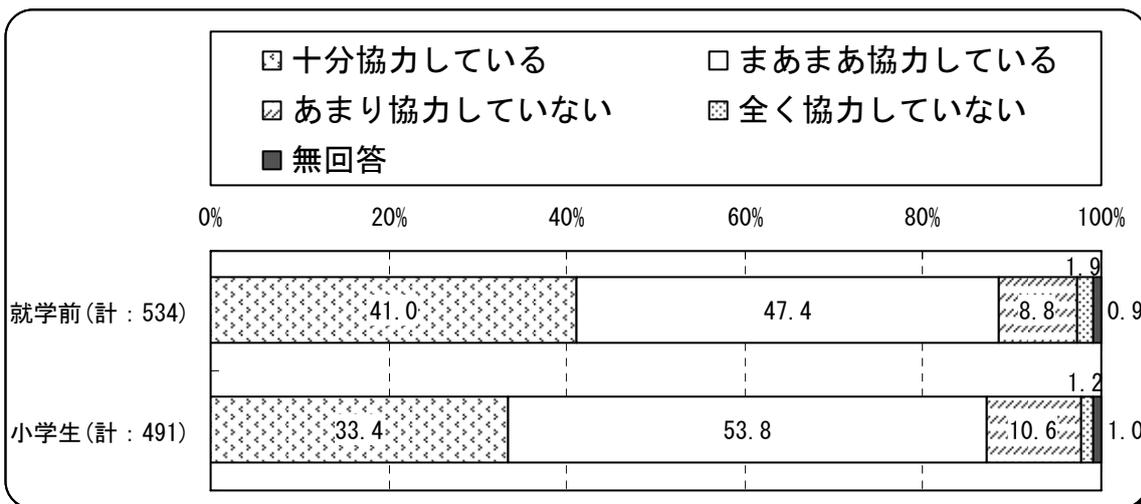
また、母親の就労状況では、就学前児童保護者より小学生保護者で就労している割合が高く約60%に達しています。その就労形態はフルタイムよりパート・アルバイトによる就労の割合が多くなっています。

●図表 4-18 子どもの世話をしている人



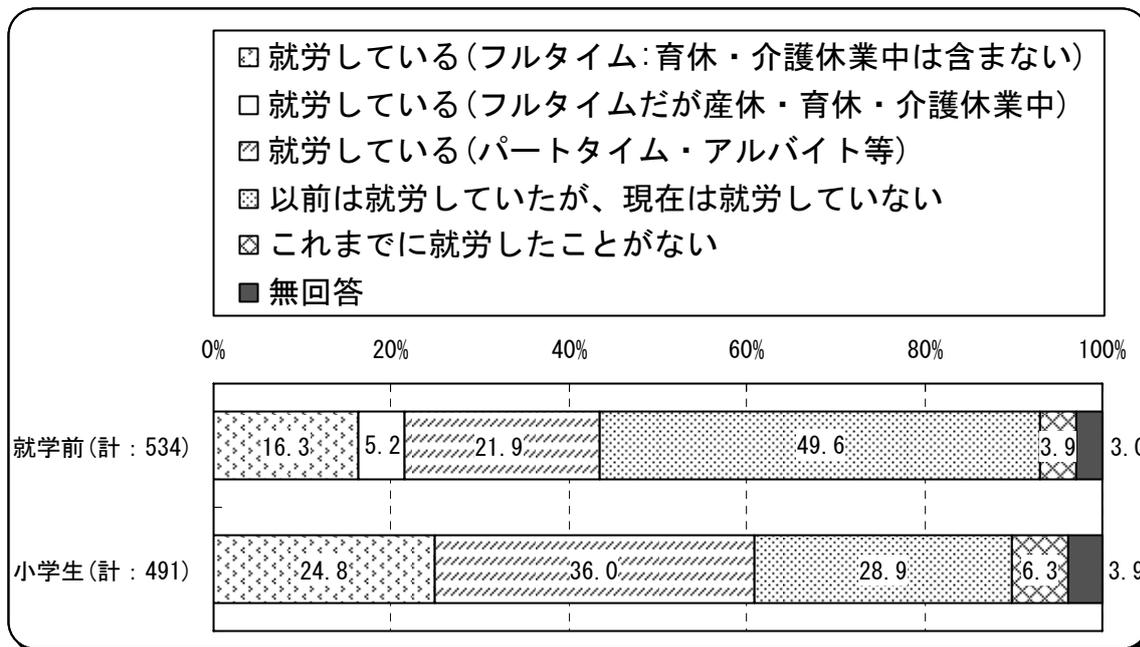
資料:平成20年度アンケート調査

●図表 4-19 子育てに対する家族の協力



資料:平成20年度アンケート調査

●図表 4-20 母親の就労状況



資料:平成20年度アンケート調査

★★★ 今後の方策 ★★★

新たな男女共同参画計画を策定するとともに、子育てセミナーなどを開催し、男性の育児参加の促進や働き方の見直しの啓発を図ります。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
174 子育てセミナーの開催	子育て中の親に学習の機会と仲間づくりの場を提供し、さらに男性の育児参加を促進。	開催回数 年2回 参加組数 各17組	開催回数 年2回 参加組数 各20組	男女共同参画課
175 男性の生活セミナー「料理教室」の開催	男性の家庭活動への参画を促進するための料理講習。	開催回数 年2回 参加者数 各17人	開催回数 年2回 参加者数 各20人	男女共同参画課
176 男女共同参画計画の策定と推進	現行計画である「第2次つちうら女性プラン21ー後期計画ー」を引き継ぐ計画として新たな男女共同参画計画を策定するとともに、その計画の推進を図る。	—	計画の推進	男女共同参画課
177 労働関係機関との連携による働き方の見直し啓発促進	ハローワーク・茨城県・(財)21世紀職業財団など労働に関係した機関と連携し、雇用及び労働条件の改善に関する相談会の開催、就職面接会への支援、再就職支援のセミナーや機会の提供事業に関する広報・啓発を行う。	①労働問題相談会開催：相談件数合計6名 ②ハローワーク主催の新規高校卒就職面接会への支援：相談件数合計213名 ③県主催の離職者支援相談会への共催・支援：相談件数合計309名 ④再就職準備セミナー一年24回開催	継 続	商工観光課 商工会議所 男女共同参画課

(2) 就労支援・就労環境の改善

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

育児や家事、行事参加のための休暇取得、定時帰宅、早退などを、子育て家庭の労働者が気後れすることなく実行できる環境、また、雰囲気づくりが求められており、そのための制度づくりや職場の理解と協力の啓発が必要です。

一方、結婚や出産後の再就職を容易にするための支援制度や資格取得の講座開催などは、国やその外郭団体が実施しているところですが、こうした制度や事業の情報、また、パートの求人情報などを収集し、提供していくことで、職場復帰や就労の支援をしていくことも求められています。

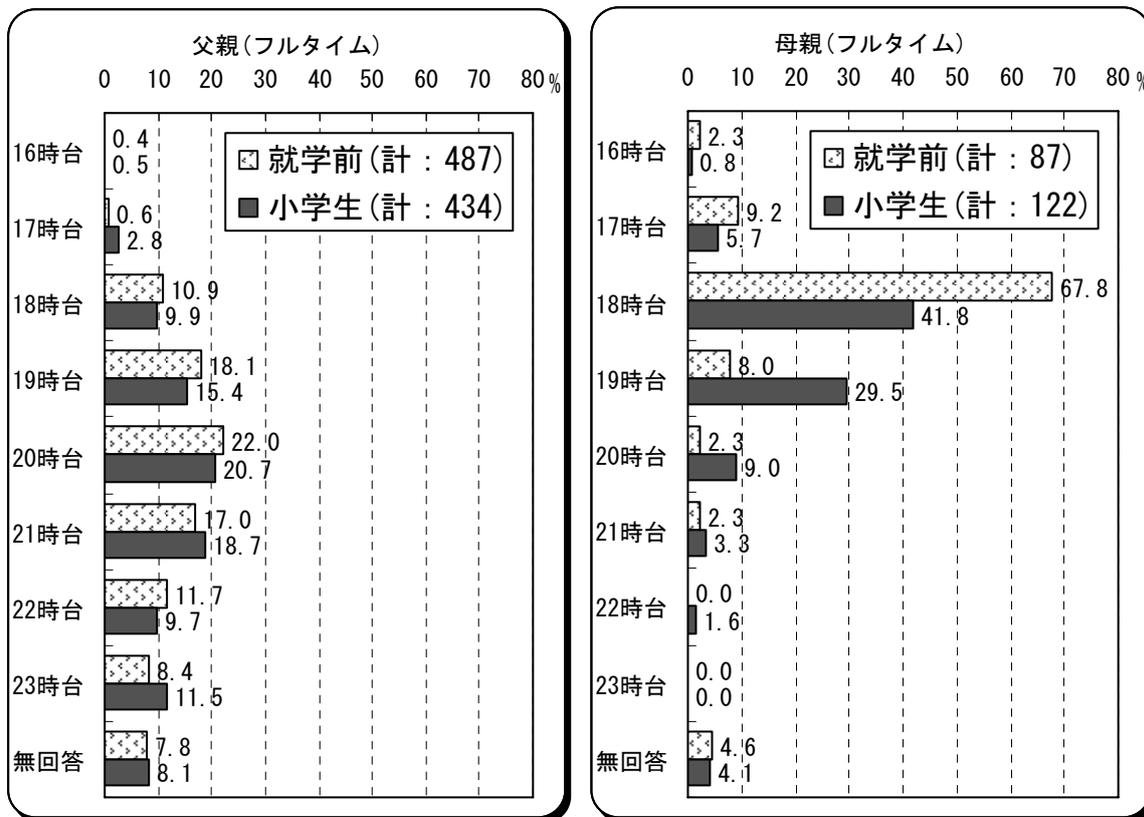
本市ではハローワークと商工会議所との連携のもと、市役所内に求人情報専用パソコンとプリンターを各2台設置し、求人情報の提供を行っています。

また、国や県、関係機関等の啓発広報用パンフやチラシの配布を行い、市民や市内企業への啓発を行っています。

●●● 実態調査結果 ●●●

フルタイムで就労している父親と母親の普段の帰宅時間をみると、母親は18時台と19時台が多くなっており、父親は20時台が最も多く、21時以降となる人も40%近くにのぼるなど、遅い帰宅時間となっています。

●図表 4-21 平均的な帰宅時間（就労形態：フルタイム）



資料：平成20年度アンケート調査

※グラフ掲載スペースの都合上、0時から15時台までの回答は表記を省略しています。

★★★ 今後の方策 ★★★

子育てしやすい就労環境づくりに向け、(財)21世紀職業財団やハローワークなどの関係機関と連携し、企業や事業主に対して職場復帰や再雇用、労働条件の改善の働きかけを行います。

また、企業や事業主に対し、残業時間の縮減や企業内の協力体制を整備するよう働きかけ、家庭の子育て支援に向けた自主的な取組を奨励するとともに、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、労働時間の短縮と子育て家庭への理解を求めています。

仕事と子育てが両立できるよう、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ります。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 就労支援・就労環境の改善

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
178 求人情報パソコンの設置	求人情報の提供を行うため、市と商工会議所及びハローワーク土浦の連携の下、市役所内に求人情報専用パソコンを設置。	求人情報パソコン利用状況・年間1,328件 1日平均利用者数 7.6人	継続	商工観光課 商工会議所
179 子育てに配慮した労働環境改善の啓発推進	子育てに家庭に配慮した働き方を先進的に進めている企業を表彰する「ファミリーフレンドリー企業」や、県が行っている「子育て応援企業フォーラム」などについて、国・県の啓発広報用パンフやチラシの配布を行い、市民や市内企業への啓発を行う。	国や県からの広報物を配布	継続	商工観光課
180 一時預かり事業の充実 (再掲)	(再掲 3)			こども福祉課
181 放課後児童クラブ事業の拡充(再掲)	(再掲 4)			青少年課
182 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)の導入(再掲)	(再掲 7)			こども福祉課
183 通常保育事業の充実 (再掲)	(再掲 21)			こども福祉課
184 乳児保育事業の推進 (再掲)	(再掲 22)			こども福祉課
185 延長保育事業の充実 (再掲)	(再掲 23)			こども福祉課
186 休日保育事業の充実 (再掲)	(再掲 25)			こども福祉課
187 認可外保育施設への支援(再掲)	(再掲 26)			こども福祉課

基本方針7：支援が必要な児童への対応など きめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

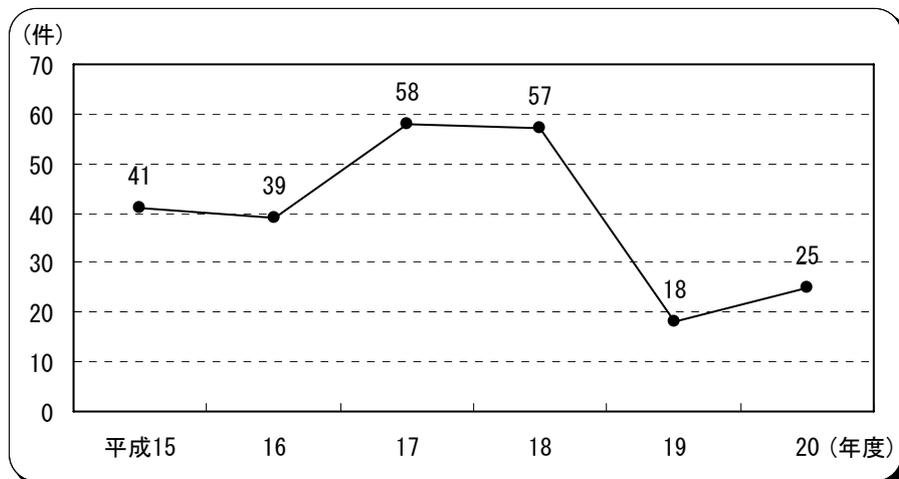
児童虐待に関する相談件数は、平成19年度で減少したものの、虐待内容では身体的虐待や育児放棄、心理的虐待など多岐にわたって発生しており、対応の難しさが表れています。

虐待は、育児に関する悩みを抱えているが相談できる人がいないことや、生活上のストレス、日常的な注意・しつけがエスカレートして虐待をしてしまうなど、どこの家庭にでも起こり得ることとされています。

また、虐待または虐待と思うようなことに遭遇しても、注意・通報は、地域の人間関係を阻害することにもなりかねず、ためらいが見受けられます。児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関が参加する虐待防止ネットワークなどのネットワークづくりが不可欠です。

本市では、平成20年度に要保護児童対策地域協議会を組織し、児童虐待の実態把握とサポートを行っています。

●図表 4-22 児童虐待相談件数



資料：茨城県土浦児童相談所

●図表 4-23 児童虐待内容別相談件数

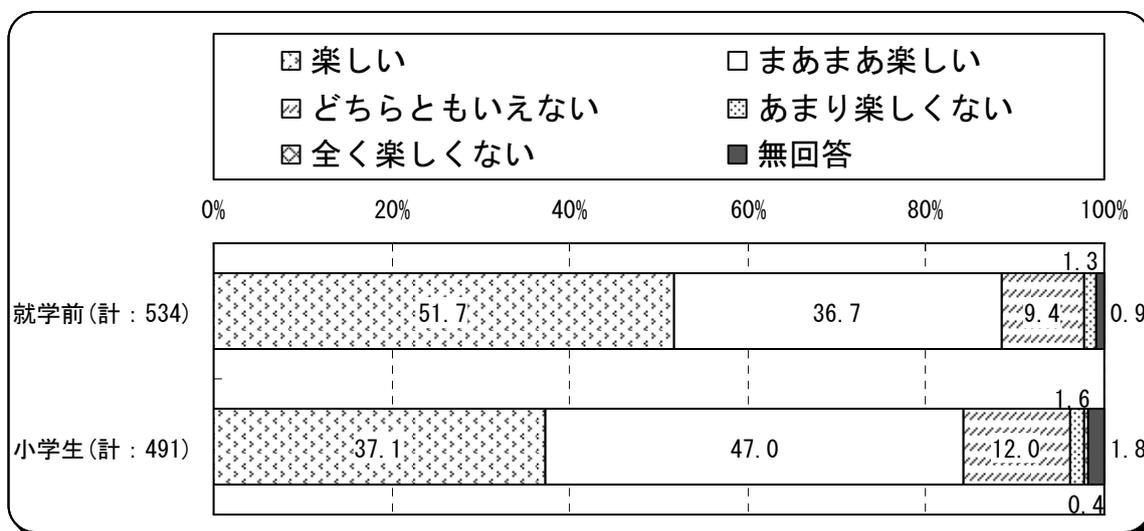
年度	総数	身体的虐待	育児放棄	性的虐待	心理的虐待
平成15	41	16	18	4	3
平成16	39	26	10	0	3
平成17	58	22	21	0	15
平成18	57	23	20	1	13
平成19	18	11	4	0	3
平成20	25	9	8	0	8

資料：茨城県土浦児童相談所

●●● 実態調査結果 ●●●

アンケート調査によると、子育ての楽しさについて、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者共に、「あまり楽しくない」、「全く楽しくない」という回答が若干ではあるが見受けられることから、これが児童虐待につながらないようにするためにも、子育ての悩みや子育てによるストレスを解消するための相談体制の充実や周囲の人の見守り体制づくりが必要となります。

●図表 4-24 子育ての楽しさ



資料:平成20年度アンケート調査

★★★ 今後の方策 ★★★

児童虐待の早期発見・対応のため、新生児や乳幼児、妊産婦への訪問指導、乳幼児健康診査などの母子が集まる機会の活用を図るほか、要保護児童対策地域協議会のネットワークの充実・強化を図ります。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア) 児童虐待防止対策の充実

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
188 要保護児童対策地域協議会の充実	関係機関との情報交換による児童虐待等の実態把握とサポート。	年1回	継続	こども福祉課
189 虐待防止マニュアルの活用	県で進めている「虐待防止ネットワーク事業」を積極的に支援し、被虐待児童の早期発見と援助を促進。	事案発生時に対応	継続	こども福祉課
190 母子保健相談事業の推進(再掲)	(再掲 59)			健康増進課
191 妊産婦訪問指導事業の推進(再掲)	(再掲 61)			健康増進課
192 生後4カ月までの全戸訪問事業(再掲)	(再掲 65)			健康増進課
193 幼児家庭訪問事業の拡充(再掲)	(再掲 67)			健康増進課
194 4か月児健康診査事業の実施(再掲)	(再掲 69)			健康増進課
195 1歳6か月児健康診査事業(歯科含む)の実施(再掲)	(再掲 70)			健康増進課
196 3歳児健康診査事業(歯科含む)の実施(再掲)	(再掲 71)			健康増進課
197 家庭児童相談の充実(再掲)	(再掲 122)			こども福祉課

(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

近年、離婚の増加等により母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭が増加傾向にあります。

特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がないなど、家庭生活においても多くの問題を抱えている場合があります。

現在本市では、母子家庭や父子家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を中心に行っていますが、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

★★★ 今後の方策 ★★★

母子家庭・寡婦家庭の自立に必要な、職業能力の向上及び求職活動等就業についての情報提供、相談、指導等の支援を充実します。

また、児童扶養手当の支給や医療福祉費支援制度など、生活費、教育費等経済的困窮に関する支援を国の制度充実に合わせて推進します。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア)ひとり親家庭等の自立支援の推進

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
198 医療福祉費支援制度の 充実	社会的、経済的及び精神的負担の大きい「ひとり親家庭」、「乳幼児」及び「重度障害者」の健康保持促進を図るため、必要とする医療を容易に受けられるように医療費の一部を助成する事業。	助成件数 199,273件	助成件数 25万件	国保年金課
199 土浦市遺児手当の支給	父母又はその一方が死亡した義務教育終了前の児童を養育している者に対し手当を支給。	支給件数 101件	支給月額 両親死亡 5,000円 片親死亡 4,000円	こども福祉課
200 児童扶養手当の支給	父母の離婚などにより父親と生計を別にしている児童の母、あるいは母に代ってその児童を養育している保護者に対し、児童の健全育成を資するため手当を支給する。	受給者数 1,364人	受給者数 1,563人	こども福祉課
201 求人情報パソコンの設 置(再掲)	(再掲 178)			商工観光課 商工会議所

(3) 障害児施策の充実

◆◆◆ 現状と課題 ◆◆◆

障害や発達に特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心した生活を送れるためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となります。

本市では、障害の早期発見・早期療育の観点から、乳幼児の健診受診率の向上とともに療育体制の充実と関係機関の連携強化に努めています。

また、早期療育相談員の配置や文部科学省の「発達障害等支援・特別支援教育統合推進事業」のグランドモデル地域として指定されるなど、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（AD/HD）、高機能自閉症など多様化する発達障害への対応にも重点をおいています。

今後も、障害児や発達に特別な支援が必要な子どもが、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、一人ひとりの障害の状況と成長段階に応じた適切な療育、教育、支援を充実し、社会全体で障害児に対する健やかな育成に取り組む必要があります。

★★★ 今後の方策 ★★★

障害や発達に特別な支援を必要とする子どもの早期発見に取り組み、また、障害のある子ども一人ひとりのニーズにあった相談支援体制と教育の充実を図ります。

▼▲▼ 具体的施策 ▼▲▼

(ア)障害児施策の充実

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
202 おもちゃライブラリー事業の充実	障害児の身体能力、感覚、言語等の発達を促進し、障害児の各発達段階を助長するため、障害児に適したおもちゃの製作、貸し出し及び療育相談を実施。	設置か所数 (本部・移動) 1か所	設置か所数 (本部・移動) 5か所	社会福祉協議会
203 心身障害者(児)扶養共済制度の実施	心身障害者(児)を扶養する者が毎月一定の掛金を納付することにより、万一の場合に障害児に年金を支給する制度。	受給者数 40人	継 続	障害福祉課
204 土浦市中心身障害者(児)福祉手当の支給	在宅で心身に障害のある者及び在宅の20歳未満の障害児を養育している父母又は、その養育者に手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図る事業。	受給者数 (20歳未満) 233人	受給者数 (20歳未満) 300人	障害福祉課
205 補装具の交付・修理	身体の失われた部分や障害のある部分を補うことで日常生活を容易にする補装具の交付・修理を行い、福祉の向上を図る事業。	交付・修理件数 95件	継 続	障害福祉課
206 障害児の一時介護の実施	在宅の障害児の介護者が外出、休息等により一時的に介護が困難となった場合に、当該障害児を一時的に預かり介護することにより、在宅障害児及びその介護者の福祉の向上を図る事業。	実施か所数 1か所 介護者数 521人	継 続	障害福祉課
207 早期療育相談体制の充実	発達に特別な支援を必要とする児童及びその保護者を対象に、療育相談員を中心に、療育機関と連携して支援するシステムを推進。	相談件数 1,316件	継 続	障害福祉課
208 療育指導の充実	つくし学園、つくし療育ホーム、幼児ことばの教室において、発達に特別な支援を必要とする児童の自立や社会参加へ向け、充実した療育指導を実施。	利用者数 つくし学園 14人 つくし療育ホーム 28人 幼児ことばの教室 延指導件数 2,110件	継 続	障害福祉課
209 障害児短期入所事業の推進	在宅の障害児を介護している家庭において介護者が疾病等の理由により、また休養等の私的理由により障害児の介護が一時的に困難になった場合、施設において一時的に預かるサービス。	実施か所数 10か所 利用者数 257人	実施か所数 14か所 利用者数 450人	障害福祉課
210 日中一時支援事業の推進	支援費制度で提供されていた短期入所における日帰り利用が、障害者自立支援法の障害福祉サービスから除かれたことに伴い、平成18年10月から地域生活支援事業の中に障害者(児)日中一時支援事業(複数介護型)及び一時介護事業(単独介護型)を設け、社会福祉法人等に委託して実施している。	実施か所数 16か所 延利用者数 2,500人	実施か所数 33か所 延利用者数 3,000人	障害福祉課

第4章 現状と課題及び今後の方策

基本方針7 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進

具体的施策	具体的施策の概要	平成21年4月現在 又は平成20年度実績	目標指標 (平成26年度)	担当課
211 放課後児童クラブ障害 児童受入れ推進(再掲)	(再掲 5)			青少年課
212 障害児保育事業の充実 (再掲)	(再掲 24)			こども福祉課
213 特別支援教育支援員配 置事業の推進(再掲)	(再掲 104)			学務課
214 児童館における障害者 対応等の改修(再掲)	(再掲 154)			こども福祉課

第5章

計画の推進体制

1 連携体制の確立

(1) 住民参画の促進

住民と行政との協働による施策の推進を図るため、住民や住民団体等との連携を強化し、様々な分野への住民参加を促進し、市政への意見の反映と子育て支援に向けた意識高揚に努めます。

また、子育ての責任は第一義的には子育て家庭にあることを踏まえ、子育て家庭への自覚を促すとともに、積極的な行動を支援します。

(2) 地域との連携

地域ぐるみでの子育て支援体制の構築を目指すため、自治組織や地域活動団体などへの働きかけを強化し、子育て支援の一端を担っていることの自覚を促すとともに、そうした地域と行政との連携強化を図ります。

(3) 企業等との連携

(財)21世紀職業財団やハローワーク、企業、事業所、商工会議所等との連携を促進し、企業等が子育て支援に関心を示し、仕事と家庭の両立ができるような体制づくりへの協力を要請します。

(4) 関係機関との連携

本計画を効果的に推進するため、市行政の積極的な取組はもとより、国や県、他市町村、関係機関等との連携を図り、効率的・効果的な推進に努めます。

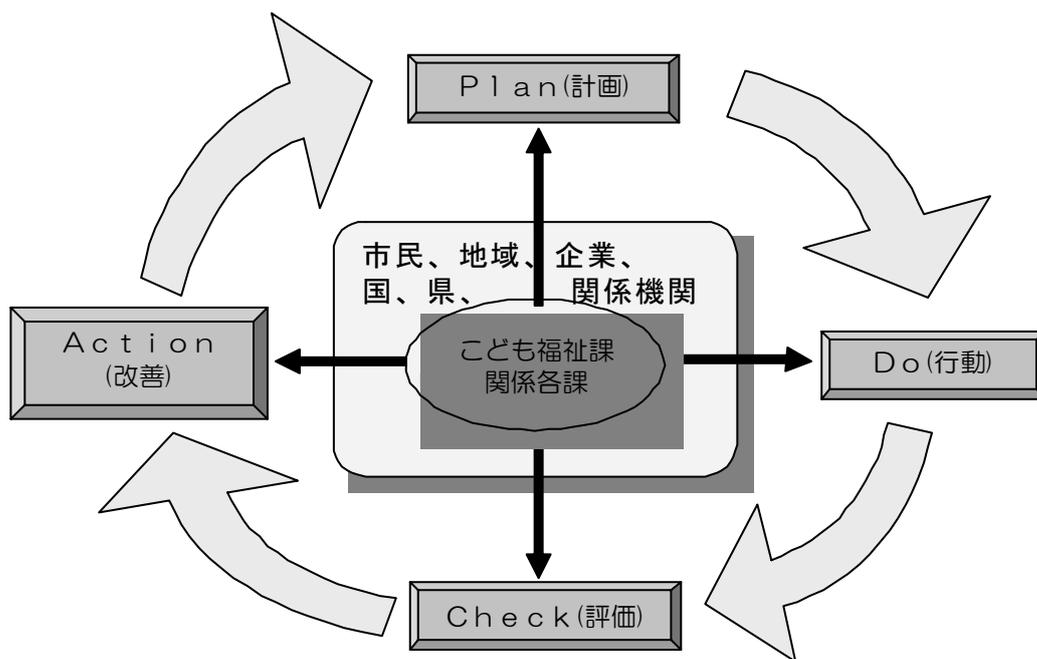
また、保育所、幼稚園、学校、児童館などは、最も身近な子育て支援機関であることから、関係機関・団体や地域の人々と連携して、それぞれの地域の中核として地域に根ざした子育て支援を推進します。

2 行動計画の進行管理

(1) 進行管理体制

こども福祉課を中心として関係各課と連携し、定期的に、本計画に掲載した各施策の実施状況や達成度といった進捗状況(D o)を把握、分析、評価(C h e c k)するとともに、必要なものについては改善(A c t i o n)を行い、事業計画等に反映させます(P l a n)。

●図表 5-1 推進管理体制イメージ図



(2) 計画の公表と意見聴取

本計画を広く住民等に知ってもらい、次世代育成支援への理解と協力を得るため、本計画の概要版パンフレットの作成配布とともに、広報紙や市ホームページに計画内容について記事を掲載するとともに、意見聴取を行います。

(3) 庁内体制の充実

本計画の推進に際し、関係各課との連絡調整や情報の共有化に努め、子育て支援施策の全庁的な取り組みを推進します。

3 保育サービス目標量

次世代育成支援対策推進法により、本計画では保育サービスを中心とした子育て支援事業について、目標年度での数値目標を掲げることとされていることから、参考として平成21年度の実施見込値とともに、平成26年度での本市の保育サービスに関する数値目標を示します。

事業名		単位	21年度 実施見込	26年度 目標値
1	通常保育事業 3歳児未満	人	867	893
	3歳児以上	人	1,153	1,187
2	特定保育事業	か所	0	0
3	延長保育事業	か所	22	22
		人	170	190
4	夜間保育事業	か所	0	0
		人	0	0
5	トワイライトステイ事業	か所	0	0
		人	0	0
6	休日保育事業	か所	1	2
		人	0	50
7	病児・病後児保育事業 病児・病後児対応型	か所	0	1
		人日数	0	3人/日
	体調不良児対応型	か所	0	0
		人日数	0	0
8	一時預かり事業	か所	12	12
		人日数	5,800	5,800
9	ショートステイ事業	か所	3	3
10	放課後児童健全育成事業(学童保育)	か所	26	34
		人	1,052	1,556
11	地域子育て支援拠点事業	か所	4	7
12	ファミリー・サポート・センター事業	か所	1	1

資料編

1 策定の経過

日 付	内 容
平成 20 年度 平成 20 年 11 月 25 日	第 1 回土浦市子育て支援総合計画推進委員会 ・ 委嘱状の交付 ・ 委員長、副委員長選出 ・ 策定概要及び策定スケジュール説明 ・ ニーズ調査内容検討
12 月 20 日 ～31 日	子育て支援に関するニーズ調査 配布・回収 ・ 就学前児童編：配布数 1,200 件 回収数：534 件 回収率：44.5% ・ 小学生編：配布数 1,200 件 回収数：491 件 回収率：40.9% ・ 中高生編：配布数 600 件 回収数：229 件 回収率：38.2%
3 月 24 日	第 2 回土浦市子育て支援総合計画推進委員会 ・ ニーズ調査結果報告 ・ 後期計画策定の概要と方向性説明
平成 21 年度 平成 21 年 7 月 23 日	第 3 回土浦市子育て支援総合計画推進委員会 ・ 計画素案第 1 章～第 3 章の検討
10 月 29 日	第 4 回土浦市子育て支援総合計画推進委員会 ・ 計画素案第 1 章～第 3 章の修正部分確認 ・ 計画素案第 1 章～第 4 章検討
12 月 4 日 ～31 日	パブリックコメント実施
平成 22 年 1 月 4 日	パブリックコメント終了
2 月 18 日	第 5 回土浦市子育て支援総合計画推進委員会 ・ 計画素案全体の承認

2 土浦市子育て支援総合計画推進委員会要綱

平成13年4月1日施行
平成16年9月3日改正
平成17年4月1日改正
平成19年4月1日改正

(設置)

第1条 土浦市子育て支援総合計画「2010つちうらこどもプラン」(以下「こどもプラン」という。)の着実な推進を図るとともに、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく次世代支援行動計画を策定するため、土浦市子育て支援総合計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) こどもプランの推進に関すること。
- (2) 次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子育て支援の環境整備に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 市議会の議員
- (4) 担当副市長
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項第2号から第4号までに規定する委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員会以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。

2 土浦市子育て支援総合計画策定委員会要綱(平成10年土浦市告示第56号)は、廃止する。

3 土浦市子育て支援総合計画推進委員会委員名簿

(平成20年度：順不同、敬称略)

氏名	推薦団体等	備考
大野 柁江	土浦市（学識経験者）	常磐大学講師《委員長》
吉田 千鶴子	土浦市議会	文教厚生委員
久松 順一	土浦市医師会	副会長
近藤 修	土浦市地区長連合会	副会長
久家 重郎	土浦市民生委員児童委員協議会 連合会児童福祉部会	会長
岡田 美枝子	土浦市青少年相談員連絡協議会	副会長
椎木 春江	土浦市子ども会育成連合会	理事
妹川 真澄	土浦地区私立幼稚園協会	もみじ幼稚園園長
渡邊 正俊	土浦市内民間保育所代表	藤沢保育園園長
宮代 眞由美	土浦市保育所保護者会代表	桜川保育所保護者会代表
梅澤 敬子	土浦市小中学校PTA連絡協議会	女性ネットワーク委員会 委員長
吉原 富久江	土浦市校長会代表	荒川沖小学校長
高橋 仁美	土浦商工会議所	女性会副会長
脇田 美智子	土浦市女性団体連絡協議会 （土浦市更生保護女性会）	書記（会長）《副委員長》
小林 元治	土浦地域労働者福祉協議会	土浦地域労働者福祉協議会 事務局長
相沢 勝司	土浦職業安定所	次長
石倉 正	土浦警察署	生活安全課長
日渡 秀世	土浦保健所	健康増進課長
佐藤 正博	土浦児童相談所	次長
塚原 和子	公募	
恩田 真理子	公募	

(平成21年度：順不同、敬称略)

氏名	推薦団体等	備考
大野 柁江	土浦市（学識経験者）	常磐大学講師《委員長》
吉田 千鶴子	土浦市議会	文教厚生委員
久松 順一	土浦市医師会	副会長
藤井 哲太郎	土浦市地区長連合会	副会長
久家 重郎	土浦市民生委員児童委員協議会 連合会児童福祉部会	会長
岡田 美枝子	土浦市青少年相談員連絡協議会	副会長
椎木 春江	土浦市子ども会育成連合会	理事
妹川 真澄	土浦地区私立幼稚園協会	もみじ幼稚園園長
渡邊 正俊	土浦市内民間保育所代表	藤沢保育園園長
宮代 眞由美	土浦市保育所保護者会代表	桜川保育所保護者会代表
梅澤 敬子	土浦市小中学校PTA連絡協議会	女性ネットワーク委員会 委員長
茅場 宏枝	土浦市校長会代表	菅谷小学校長
高橋 仁美	土浦商工会議所	女性会副会長
脇田 美智子	土浦市女性団体連絡協議会 （土浦市更生保護女性会）	書記（会長）《副委員長》
小林 元治	土浦地域労働者福祉協議会	土浦地域労働者福祉協議会 事務局長
野口 明	土浦職業安定所	次長
石倉 正	土浦警察署	生活安全課長
日渡 秀世	土浦保健所	健康増進課長
坂内 順一	土浦児童相談所	次長
塚原 和子	公募	
恩田 真理子	公募	

土浦市次世代育成支援行動計画(後期計画)

つちうら新こどもプラン（後期計画）

平成22年3月

発行 土浦市 こども福祉課

〒300-8686

茨城県土浦市下高津1-20-35

TEL 029-826-1111(代)

FAX 029-826-3402

URL <http://www.city.tsuchiura.lg.jp>
